

生活衛生課

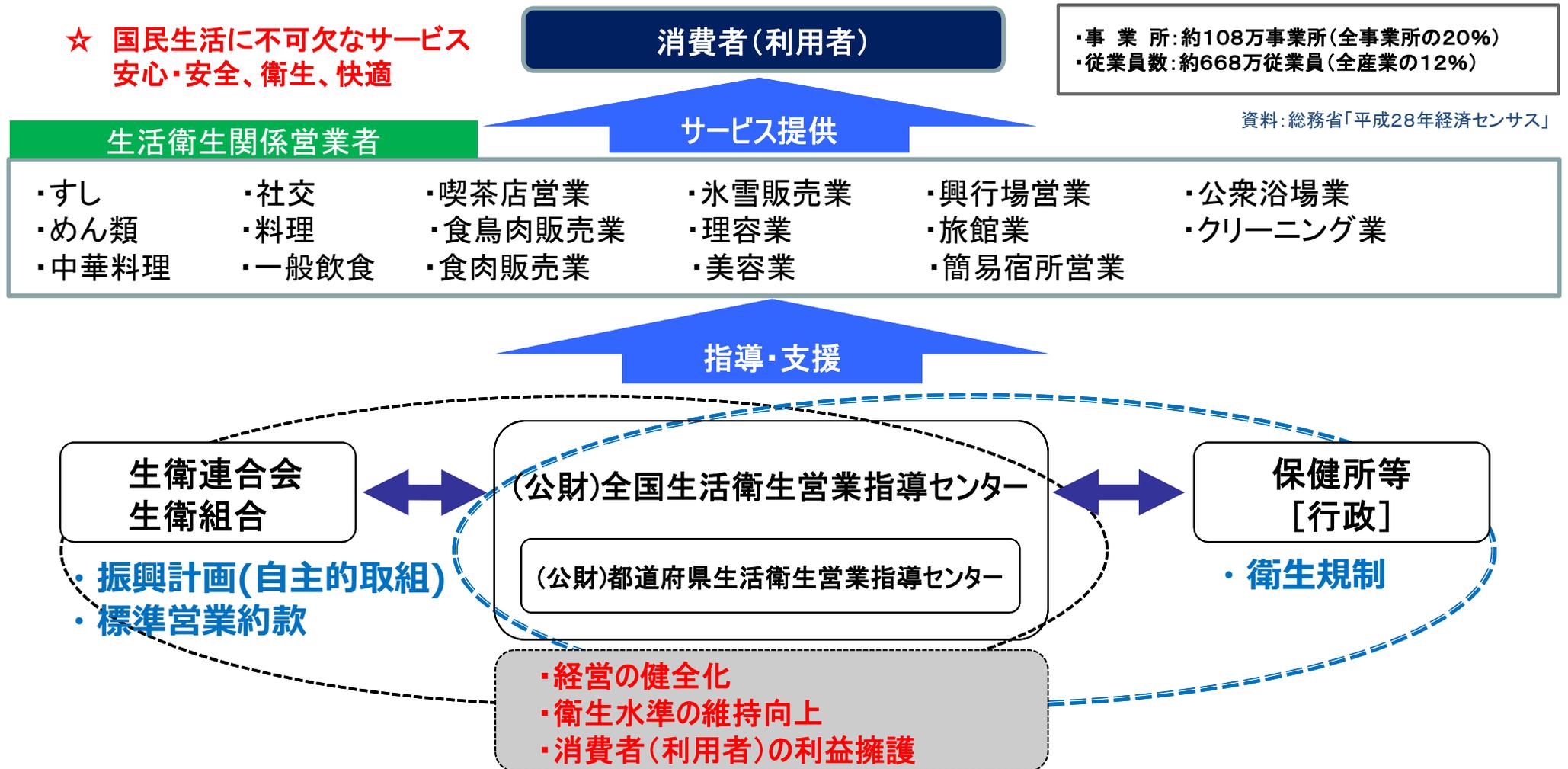
【参考資料 目次】

〈生活衛生課〉

・生活衛生関係営業に係る施策体系	3
・令和4年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況	5
・新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインの作成状況	9
・平成 29 年度改正旅館業法の施行状況	10
・旅館業法の見直しに係る検討会について	11
・出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について(再周知)	13
・出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について	27
・令和2年度 クリーニング師研修の受講者数	57
・令和2年度 業務従事者講習の受講者数	58
・クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について	59
・クリーニング師試験及びクリーニング師研修等に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について	60
・生活衛生関係営業におけるデジタル化推進事業	64
・生活衛生同業組合活動推進月間について	65
・標準営業約款制度について	66
・振興指針及び振興計画について	67
・災害発生時における支援連絡体制例について	69
・食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について	70
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について	71
・ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ	84
・ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの概要	85
・身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について	86
・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に関する取扱いについて	88
・新型コロナウイルス感染症により亡くなったことが疑われる方について、墓地埋葬法第3条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条第3項に基づき24時間内に火葬又は埋葬する許可を判断する場合における死亡時の状況の確認等について	89
・オミクロン株の更なる流行に備えた事業継続方法の検討について	91
・オミクロン株の感染流行に対応した広域火葬計画の整備について	92
・墓地、埋葬等に関する法律第9条の適正な運用について	93

生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。



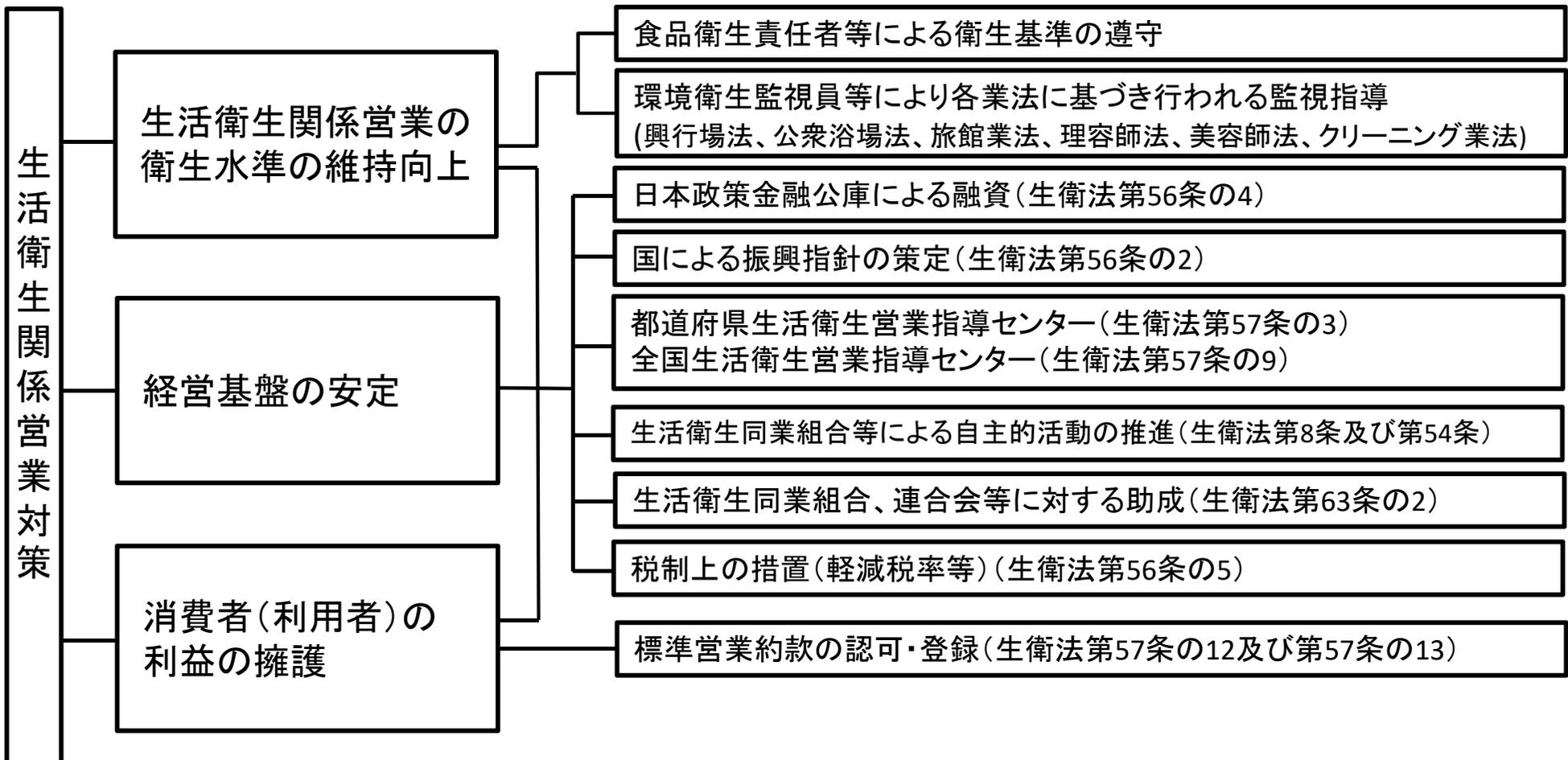
※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



令和4年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況

令和3年12月
厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生課

予算

○令和3年度補正予算

①生活衛生関係営業の力強い回復に向けた経営支援事業 196百万円

(生活衛生関係営業対策事業費補助金)

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した生活衛生関係営業業者に対し、専門家等による各種給付金等の活用支援等、経営に関する相談等支援を行う。

②生活衛生関係営業業績回復支援事業 416百万円

(生活衛生関係営業対策事業費補助金)

生活衛生関係営業業者の業績回復を図るため、飲食店スタンプラリーや映画館の感染対策のPR等、全国的なキャンペーンの実施や衛生水準の高さのアピールにより、消費喚起を図る。

③生活衛生関係営業におけるデジタル化推進事業 203百万円

生活衛生関係営業のデジタル化を推進するため、業種に応じた研修やモデル事業の実施、また、地域における相談員の育成の実施等による支援を行う。

[令和4年度予算の前倒し]

計 815百万円

※ この他、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業績悪化を来している生活衛生関係営業業者の資金繰り支援を強力に支援するため、実質無利子・無担保貸付を来年3月まで継続し、4月以降は必要な見直しを行った上で低利、無担保の貸付を引き続き実施。

○令和4年度当初予算案

令和4年度予算案 [令和3年度予算]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金

1,158百万円 [1,157百万円]

生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

- ・生活衛生関係営業収益力向上事業 92百万円 [65百万円]
全国生活衛生営業指導センター等を中心に、最低賃金の周知・啓発を図るとともに、インボイス制度や事業承継に係る制度周知セミナー等を開催することによって、収益力の向上等を図るための取組を進める。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金

3,369百万円 [3,655百万円]

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

3. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）

7百万円 [29百万円]

株式会社日本政策金融公庫出資金

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う。

計 4,550百万円 [4,858百万円]

(参考)

○ 受動喫煙防止対策の推進

12.5億円の内数[14.1億円の内数]

受動喫煙の防止に関する制度の周知、定着を図るため、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1, 7 2 0 億円 [3, 4 8 0 億円]

※ 従前の貸付計画額（1, 1 5 0 億円）に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る額等を措置。

2. 貸付制度の改善

生活衛生関係営業者に対する創業者向け融資制度の拡充。

等

1. 交際費課税の特例措置の延長 (※)

〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食費の 50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業（資本金の額等が 100 億円以下））及び交際費（飲食費や贈答品の費用等）を 800 万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、その適用期限を 2 年延長する。

※中小企業のみに係る損金算入の特例については中小企業庁と共同要望

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (※)

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

従業員 500 人以下の中小企業者等（連結法人を除く）が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入できる特例措置について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

3. 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 (※)

〔登録免許税、不動産取得税〕

中小企業等経営強化法に基づく認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る登録免許税等を軽減する措置について、その適用期限を 2 年延長する。

4. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長 (※)

〔印紙税〕

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置について、適用期限を 1 年延長する。

新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインの作成状況

業種	作成団体	改訂日
理容業	全国理容生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 15
美容業	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 17
クリーニング所	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	R3. 12. 1
ダストコントロール業	一般社団法人日本ダストコントロール協会	R3. 11. 12
浴場業（公衆浴場）	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 12
宿泊施設	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会ほか	R3. 11. 22
映画館	全国興行生活衛生同業組合連合会	R3. 12. 3
演芸場	全国興行生活衛生同業組合連合会	R3. 12. 3
ライブハウス	一般社団法人ライブハウスコミッション NPO法人日本ライブハウス協会 日本音楽会場協会	R3. 12. 27
ライブレストラン	日本ライブレストラン協会	R3. 11. 15
外食業	一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ほか （全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国麺類生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会）	R3. 11. 8
社交飲食業	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	R3. 12. 2
オーセンティックバー	一般財団法人カクテル文化振興会 一般社団法人日本バーテンダー協会 一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会	R3. 11. 12
氷雪販売業	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 25
食肉販売業	全国食肉生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 12
食鳥肉販売業	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 25
ビルメンテナンス業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	R3. 10. 14

平成29年度改正旅館業法の施行状況 (旅館業法違反が疑われる事案への対応 (違法民泊対策))

民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数: **18,427件** (令和3年12月13日時点) / 簡易宿所数: **37,847件** (令和3年3月31日時点) / 特区民泊認定数: **3,384施設 9,492居室** (令和3年10月末時点)
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、令和3年3月末時点で**1,078件**であり、法施行前の平成30年3月末時点の7,993件よりは半数以下に**大幅減少**している。
- 令和3年3月末時点の住宅宿泊仲介業者等95社の取扱件数の合計は**112,878件**で、前回(令和2年9月)調査から5,221件減少。



法施行後の主な取組

(地方自治体への対応)

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に発出(平成30年10月15日発出、令和2年10月12日更新)。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳(16カ国語)も作成し**、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集し**、厚生労働省HPで紹介。
※京都市: 無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。→違法民泊疑い事案数は、**1,006件(平成30年3月末時点)→4件(令和2年3月末時点)**と大幅減。
※大阪市: 大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム(警察官OB30名等)を結成。→違法民泊疑い事案数は、**3,277件(平成30年3月末時点)→24件(令和2年3月末時点)**と大幅減。

(関係省庁間の連携)

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。第5回を令和2年12月18日に開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページ**を掲載し、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- 関係省庁で、**住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を一括で管理するデータベース**を構築。平成31年4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

(その他)

- 旅館業法の特例である「特区民泊」を実施する事業者に関して、欠格事由や立入検査、業務改善命令等の規定を整備した**改正国家戦略特別区域法**が**令和2年9月1日から施行**。

旅館業法の見直しに係る検討会について

1. 趣旨・目的

- 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号。平成30年6月施行）の附則においては、改正後の旅館業法の施行状況について、**施行後3年を目処として検討**することとされている。
- 加えて、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景**に、旅館業の事業承継手続の整備や、**旅館・ホテルの現場に即した柔軟な感染症対策が行えるよう必要な措置**を検討すべきとの声もあることを踏まえ、「旅館業法の見直しに係る検討会」を開催する。

2. 構成員

内田 勝彦	大分県東部保健所長
遠藤 弘良	聖路加国際大学名誉教授
越智 良典	東洋大学国際観光学部国際観光学科教授 ／（一社）日本旅行業協会参与
坂元 茂樹	（公財）人権教育啓発推進センター理事長
櫻田 あすか	サービス・ツーリズム産業労働組合連合会副会長
多田 計介	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長
◎ 玉井 和博	立教大学観光研究所特任研究員
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
三浦 雅生	五木田・三浦法律事務所銀座オフィス所長弁護士

◎は座長

3. 主な検討事項

- 平成29年旅館業法改正の施行状況等に関する評価とそれを踏まえた必要な対応（違法民泊対策等）
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題（宿泊拒否制限の見直し、宿泊者名簿記載事項の見直し）
- 事業承継手続の整備

4. 開催状況・今後の進め方（予定）

- ・第1回 令和3年8月27日
（改正旅館業法の施行状況、旅館業法に係る主な検討課題など）
- ・第2回 令和3年9月2日
（前回検討会の意見整理、関係者ヒアリング①）
- ・第3回 令和3年9月27日 ・第4回 令和3年10月28日
（関係者ヒアリング②） （関係者ヒアリング③）
- ・第5回 令和3年11月8日 ・第6回 令和3年12月1日
（ヒアリングを踏まえた意見整理等）（ヒアリングを踏まえた意見整理等）
- ・第7回 日程調整中

生活衛生関係営業に関し検討中の法改正事項

- 生活衛生関係営業等における事業譲渡による事業承継に関する手続の整備
【食品衛生法、理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

飲食店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業、クリーニング業、食鳥処理の事業等の事業譲渡について、相続、合併又は分割があったときと同様、新たな許可取得等を行うことなく、事業を譲り受けた者が営業者の地位を承継することとする。

- 旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直し等（P）【旅館業法】

旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直しを行うとともに、旅館・ホテル等に備える宿泊者名簿の記載事項について「職業」を削除し「連絡先」を追加する（P）。

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）

標記については、出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）（以下「要領」という。）において、お示ししているところです。

日本の高齢化率の上昇が続いていることから、今後とも、出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれます。

つきましては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し要領について改めて周知徹底いただくとともに、下記事項についても引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

また、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

記

- 1 出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより、行われたいこと。
- 2 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたいこと。

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等調査について ※令和元年10月1日時点の状況

- 問1-1 理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号「前2号のほか、都道府県が条例で定める場合」に基づき規定していますか。
 ○問2-1 理容師法第6条の2及び美容師法第7条ただし書の規定により理容所及び美容所以外の場所で業を行うに当たって、届出・承認などを規定していますか。

	問1-1回答		問2-1回答			問1-1回答		問2-1回答			問1-1回答		問2-1回答	
	規定して ない	規定して いる	規定して ない	規定して いる		規定して ない	規定して いる	規定して ない	規定して いる		規定して ない	規定して いる	規定して ない	規定して いる
北海道		○	○		札幌		○		○	函館		○	○	
青森		○		○	仙台		○		○	旭川		○		○
岩手	○		○		さいたま		○		○	青森		○		○
宮城		○		○	千葉		○		○	八戸		○		○
秋田		○		○	横浜		○		○	盛岡	○		○	
山形	○			○	川崎		○		○	秋田		○	○	
福島		○		○	相模原		○	○		郡山		○		○
茨城		○		○	新潟		○		○	いわき		○		○
栃木		○		○	静岡		○	○		福島		○		○
群馬		○		○	浜松		○	○		宇都宮		○		○
埼玉		○		○	名古屋		○	○		前橋		○		○
千葉		○	○		京都		○	○		高崎		○		○
東京		○	○		大阪		○	○		川越		○		○
神奈川		○	○		堺		○	○		越谷		○		○
新潟		○		○	神戸		○	○		川口		○		○
富山		○		○	岡山		○		○	船橋		○		○
石川		○		○	広島		○	○		柏		○	○	
福井		○		○	北九州		○		○	八王子		○	○	
山梨		○	○		福岡	○		○		横須賀		○	○	
長野		○		○	熊本		○		○	富山		○		○
岐阜		○		○	指定都市計	1	19	10	10	金沢		○		○
静岡		○	○		小樽		○	○		長野		○		○
愛知		○	○		町田		○	○		岐阜		○		○
三重		○	○		藤沢		○	○		豊橋		○	○	
滋賀		○	○		四日市		○		○	岡崎		○	○	
京都		○	○		大牟田		○	○		豊田	○		○	
大阪		○	○		茅ヶ崎		○	○		大津		○	○	
兵庫		○	○		その他政令市計	0	6	5	1	豊中		○	○	
奈良		○		○	千代田		○	○		高槻		○	○	
和歌山		○		○	中央		○	○		枚方	○		○	
鳥取		○		○	港		○	○		東大阪		○	○	
島根		○		○	新宿		○	○		八尾		○	○	
岡山		○		○	文京		○	○		姫路		○		○
広島		○	○		台東		○	○		尼崎		○	○	
山口		○	○		墨田		○	○		西宮		○	○	
徳島		○		○	江東		○	○		明石		○	○	
香川		○		○	品川	○		○		奈良		○		○
愛媛		○		○	目黒		○	○		和歌山		○		○
高知		○		○	大田		○	○		鳥取		○		○
福岡		○		○	世田谷		○	○		松江		○		○
佐賀	○		○		渋谷		○	○		倉敷		○		○
長崎		○		○	中野		○	○		呉		○	○	
熊本		○		○	杉並		○	○		福山		○	○	
大分	○		○		豊島		○	○		下関		○	○	
宮崎		○		○	北		○	○		高松		○		○
鹿児島		○		○	荒川		○	○		松山		○	○	
沖縄		○		○	板橋		○	○		高知		○		○
都道府県計	4	43	17	30	練馬		○	○		久留米		○	○	
					足立		○	○		長崎		○		○
					葛飾	○		○		佐世保		○		○
					江戸川		○	○		大分		○		○
					特別区計	2	21	23	0	宮崎		○		○
										鹿児島		○		○
										那覇		○		○
										山形		○		○
										福井		○		○
										甲府		○	○	
										寝屋川		○	○	
										中核市計	3	55	25	33
										合計	10	144	80	74

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等調査について

※令和元年10月1日時点の状況

都道府県等名	○問1-1 理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号「前2号のほか、都道府県が条例で定める場合」に基づき規定していますか。 ○問1-2 規定している場合は、具体的に規定している内容をお教えてください。		○問2-1 理容師法第6条の2及び美容師法第7条ただし書の規定により理容所及び美容所以外の場所で業を行うに当たって、届出・承認などを規定していますか。 ○問2-2 規定している場合は、具体的に規定している内容をお教えてください。可能であれば、規定を添付していただくかURLをお教えてください。		○問3 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定していない場合、その実施者の衛生の確保状況をどのように確認しているかお教えてください。
	問1-1回答	問1-2回答	問2-1回答	問2-2回答	問3回答
	規定していない	規定している	規定していない	規定している	
(記入例)	○	・刑務所に留置されている者に対して、理容又は美容を行う場合 ・山間部など、理容所又は美容所のないへき地に出張して理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○	・理容師美容師出張営業承認申請書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。	・提出された理容師美容師出張営業承認申請書に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
北海道	○	・交通条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理容又は美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容又は美容を行う場合	○		・道のホームページにおいて、出張理容・出張美容が認められる場合や衛生上の措置について周知徹底するとともに、衛生上の問題が生じた場合の連絡先を掲載することにより、個別の相談内容等に応じ衛生確保の状況確認や指導等を行う。
青森県	○	・社会福祉施設入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○	・理容・美容の出張業務届出書を管轄する地域県民局長に提出する。 ・規定を添付する。	届出時に器具等の衛生状況について確認するようにしている。
岩手県	○		○		○以下の内容について、県の要綱(出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱、別添)において定め、保健所において指導等を行っている。 ・理容所又は美容所の開設者以外の者が行う出張理容・出張美容について、必要があると認めるときは、営業者及び関係者の同意を得て、職員に、管内の事務所(事務所を設けない場合は、営業者の住所をいう。)又は営業の場所に立ち入り、衛生措置の状況を把握し必要な指導をさせるものとする。 ・理容所又は美容所の開設者以外の者が行う出張理容・出張美容の状況について把握に努めるとともに、新たな営業者については「出張理容・出張美容営業者一覧表」(別紙様式1)に記録するものとする。 ⇒ 別紙様式1については、別添 ○理容所又は美容所の開設者以外の者が行う出張理容・出張美容の状況把握のため、県ホームページ(以下のリンク先)において、保健所への相談を促している。 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/seikatsuseisei/seikatsueisei/1004585.html
宮城県	○	一 養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所している者に対して理容を行う場合 二 警察署、拘留所等に留置され、又は収容されている者に対して理容を行う場合	○	法第六条の二(七条)ただし書の規定により、理容所(美容所)以外の場所において理容の業(以下「出張営業」という。)を行おうとする理容師(美容師)であって理容所(美容所)に所属しないものは、次に掲げる事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。 一 氏名及び住所並びに免許証番号又は登録番号 二 出張営業を行おうとする場所、期間及び理由 三 器具等の消毒方法の概要 (宮城県ホームページ) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shokuk/syuttouribi.html	・ホームページやリーフレットによる周知 ・提出された理容師(美容師)出張営業届に基づき、営業者の氏名等、営業の場所や営業期間、器具等の消毒方法の概要について把握し、必要に応じ指導等を行う。
秋田県	○	・演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合 ・社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合	○	出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領に基づき、保健所にて事前指導等を行い、台帳に記録する。 規定を添付する。	出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領に基づき、保健所にて事前指導等を行う。
山形県	○		○	・指導要領を定め、出張理美容を行おうとする理美容師に対し、出張業務従事届を管轄する保健所長に届出させている。要領を添付する。	・必要に応じ衛生指導を行うとともに、出張業務に使用する消毒設備の確認を行う。
福島県	○	福島県理容師法施行条例 (理容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容を行う場合 二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容を行う場合 三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより理容を行う場合 福島県美容師法施行条例 (美容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して美容を行う場合 二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において美容を行う場合 三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより美容を行う場合	○	福島県理容師法施行条例 (出張営業の届出) 第二条 理容所において理容の業を行っていない理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において理容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更が生じたとき又は理容所以外の場所において理容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 福島県美容師法施行条例 (出張営業の届出) 第三条 美容所において美容の業を行っていない美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において美容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更が生じたとき又は美容所以外の場所において美容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。	・届出(理美容所に所属する者以外で出張理美容を実施する者)時に、要領に基づく衛生措置の基準を提示の上指導を行うとともに、出張理美容証明書を発行(5年更新)する。 ・営業区域は条例に基づく届出時に確認する。 ・営業実績については、営業実施記録表に基づき確認を行う。
茨城県	○	・社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものに入所し、又は通所している者に対して当該施設において理容又は美容を行う場合 ・政令第4条第1号に準ずるものとして規則で定める場合 ・規定を添付する。(別添1)	○	・出張業務開始届を、業務所又は業務の管理を行う場所の所在地を管轄する保健所長に届出する。 ・規定を添付する。(別添2)	・届出時、無店舗の場合には、免許証の原本確認や携行品の確認などのため必ず来所を求めています。 ・当県では、「茨城県出張理容・出張美容衛生指導要綱」の中で、必要があると認めるときは、利用者等の同意のもとに営業場所に当該職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる、との規定及び、保健所長は、営業者の衛生措置が不十分であることを確認したときは、当該営業者が自らの管轄に係る者である場合には、適切な衛生措置を講ずるよう指導するものとし、他の保健所長の管轄に係る者である場合には、当該保健所長に対し確認内容を連絡するものとする、との規定があります。 ※ 条例には規定していません。
栃木県	○	・社会福祉施設等からの要請によりその入所者に対して美容を行う場合 ・知事が特別の事情があるものとして承認した場合	○	・理容師美容師出張営業届を管轄する保健所長に提出する。	・提出された理容師美容師出張営業届に基づき、登録番号、登録年月日、出張営業を行う区域、出張営業を行う理由、器具等を管理する場所、消毒設備の状況、器具容器の状況、救急薬品等の状況、器具・布片類の設備状況、開始予定年月日を把握し、必要に応じ立入検査、指導等を行う。
群馬県	○	・社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設又は老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設(同条に規定する老人福祉センター及び老人介護支援センターを除く。)に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他知事がやむを得ない事情があると認める場合 ※理容師法施行条例(第四条)、美容師法施行条例(第四条)添付	○	・理美容所の所在地を管轄する保健所長(開設又は従業する理美容所がない場合は出張理美容を行う場所の所在地を管轄する保健所長)に出張業務届を提出する。 ※理容師法施行条例施行細則(第三条)、美容師法施行条例施行細則(第三条)添付	・提出された理容師美容師出張業務届により、届出者(営業者)、出張業務を行う者の氏名、出張業務を行う場所等を把握。必要に応じ指導等を行う。

埼玉県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・付近に理・美容所のないへき地に出張して理容又は美容を行う場合 ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第2条第1号に規定する被収容者又は同条第2号に規定する被留置者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容美容届出制度を規定し、出張理容又は美容を行うおとす場所の所在地を管轄する保健所長に提出することとしている(各条例第6条)。 理容師法施行条例 http://www3.e-reikin.jp/saitama-pref/d1w.reiki/41290101002300000000/41290101002300000000.html 美容師法施行条例 http://www3.e-reikin.jp/saitama-pref/d1w.reiki/41290101002400000000/41290101002400000000.html 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張理容美容届に基づき、実施者の名称、営業区域を把握している。 ・知事が指定した講習を定期的(3年に1度)に受講することを条例に定め、衛生上必要な措置に関する知識を習得させている。
千葉県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・停泊中の船舶の乗船者であって上陸できないものに対して美容を行う場合 ・老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して美容を行う場合 ・演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。以下この号において同じ。)に出演する者に対してその演芸等の直前に美容を行う場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として理容所又は美容所の開設者が実施主体となるよう行政指導している。なお、実施者の把握及び衛生の確保状況について、個別に確認はしていないが、ホームページに衛生管理要領を掲載し、適切な衛生確保をするよう周知している。
東京都	○	<p>以下、理容師法施行条例より抜粋(美容師法施行条例についても同様の内容になっています。)</p> <p>第四条 理容師法施行令(昭和二十八年政令第百三十二号)第四条第三号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 山間部等における理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合 二 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 三 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> 衛生の確保状況の確認を行っていないが、パンフレットやホームページに出張理容に関する注意点を掲載するなどし、出張理容における衛生の確保について周知している。
神奈川県	○	<p>理容師法施行条例第3条および美容師法施行条例第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) その他知事が特に必要と認める場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> 実施者の衛生の確保状況の確認に関する規定はないが、県から県域保健所宛に出している「出張理容・出張美容に関する指導方針」の「3 相談における指導事項」の中で、相談があった場合の説明すべき事項の1つとして「理容師法第9条及び同法施行条例第1条又は同法第8条及び美容師法施行条例第1条に規定する衛生上必要な措置を講ずる」を挙げている。
新潟県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・停泊中の船舶の船員で上陸できないものに対して理容を行う場合 ・司法機関の求めにより留置人に対して理容又は美容を行う場合 ・演芸、興行等に付随して理容美容の行為を必要とする者に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設の求めにより収容者に対して理容又は美容を行う場合 ・理容所、美容所がない山間へき地、離島等に居住する者に対して理容又は美容を行う場合 ・前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事がやむを得ないと認めた場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師美容師出張営業届出書を所管する保健所長に届け出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規や変更の届出時に各保健所において県条例のほか国の衛生管理要領に基づき必要な衛生指導を行っているが、定期的な現場確認等は行っていない。なお、必要に応じて出張業務先及び出張業務を行う理(美)容師の同意を得たうえで任意調査を行っている。
富山県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設をいう。)において、演芸を行う者に対し、出張業務を行う場合 ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に供される施設(通所施設を除く。)において、その入所者等に対し、出張業務を行う場合 ・前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の事情があるものとして、あらかじめ承認する場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の所属理美容師は所属する理容所又は美容所を管轄する厚生センター所長に、県内の無所属理美容師は住所を管轄する厚生センター所長に、県外の所属理美容師及び無所属理美容師は主な出張業務地を管轄する厚生センター所長に届け出なければならない。(富山県出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱 http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00018863/01011620.pdf) 	<ul style="list-style-type: none"> ・無所属理美容師の場合、結核、皮膚疾患等の有無に関する診断書(発行後6か月以内のもの)及び理容師又は美容師免許証(写し)を添付させ、出張業務を行う際の携行品(消毒薬、消毒器、タオル等布片、応急薬品等)を届出提出時に確認する。所属理美容師の場合、診断書等については、理美容所開設時に確認しているため、添付する必要はない。
石川県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・司法機関の求めにより、留置人等に対し理容又は美容を行う場合 ・社会福祉法第二条第二項第一号から第五号までに掲げる第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者の求めに応じ、出張して理容又は美容を行う場合 ・演芸人その他これに類する者の求めに応じ、出張して理容又は美容を行う場合 ・山間へき地等に居住する者の求めに応じ、出張して理容又は美容を行う場合 ・このほか、知事が特に必要があると認める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> 石川県出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱 ※別添 	<ul style="list-style-type: none"> 新規及び更新(1年)の届出時に、出張業務を行う際の携行品(ハサミ、バリカン、カミソリ、くし、ブラシ、床に敷くシート、消毒薬、消毒器、タオル等布片、応急薬品等)を提示させ衛生状態を確認するとともに、必要に応じ衛生措置に係る指導を行う。
福井県	○	<ul style="list-style-type: none"> ①司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されている者に対し、理(美)容の業を行う場合 ②興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、理(美)容の業を行う場合 ③社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号から第四号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、理(美)容の業を行う場合 ④①～③に掲げる場合のほか、特別の理由により理(美)容所以外の場所において理(美)容の業を行う場合であって、やむをえないと認めるとき。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 問1-2の回答の④に該当する場合、業を行う場所を管轄する保健所長に、理(美)容師出張営業承認申請書を提出し承認を受けなければならない。 	
山梨県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に規定する第一種、第二種社会福祉事業が行われる施設、介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設等において、利用者のうち介助が必要な者に対して、理容または美容を行う場合。 ・規定を添付する。 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ただし書きで除外しているが、原則として開設者に限定している。

長野県		<p>(1) 社会福祉施設等'で規則で定めるものに出張して入所者に対して美容を行う場合</p> <p>(2) 演芸等の出演者に対して出演の直前に美容を行う場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別の理由'があるものとして承認した場合</p> <p>※1 社会福祉施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく救護施設</p> <p>(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム</p> <p>(4) 医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づく病院及び診療所(診療所にあつては、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)</p> <p>(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護老人保健施設及び介護医療院</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく障害者支援施設及び共同生活援助事業を行う事業所</p> <p>※2 知事が特別の理由'があるものとして承認する出張業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険法で規定する通所事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で規定する通所事業所において通所者に対して行う場合</p> <p>(2) 警察署において留置者に対して行う場合</p> <p>(3) 刑務所及び少年院において収容者に対して行う場合</p> <p>(4) 特別支援学校において通学者に対して行う場合</p> <p>(5) 要介護者及び単独で外出困難な者等で、来店困難な個人宅を訪問して行う場合</p> <p>(6) 災害時の避難所、仮設住宅において避難者に対して行う場合</p>		○	○	<p>・美容師美容師出張営業承認申請書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。</p>	<p>・提出された美容師出張営業承認申請書に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握する。</p> <p>・申請書の添付書類として衛生管理を確認するため、携行品一覧表等を添付させている。また、保健所職員が講ずべき衛生措置について申請者に直接聞き取りを行なった上で、内容確認書を作成し、当該確認書についても申請書の添付書類としている。</p> <p>・申請者に対して出張美容・美容に関する衛生管理要領を必要に応じ、配布している。</p>
岐阜県		<p>・理容所又は美容所のない山間へき地に居住する者に対し、その居住地で理容又は美容を行う場合</p> <p>・社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合</p> <p>・知事が特別の事情があるものとして認める場合</p> <p>規定を添付する。</p> <p>(岐阜県理容師法施行条例) https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H412901010005/H412901010005.html</p> <p>(岐阜県美容師法施行条例) https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H412901010006/H412901010006.html</p>		○	○	<p>出張理容届出書及び出張美容届出書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。</p> <p>(岐阜県理容師法施行細則) https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H334902100160/H334902100160.html</p> <p>(岐阜県美容師法施行細則) https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H334902100161/H334902100161.html</p>	<p>出張理美容消毒設備等について検査をし、法第九条又は法第八条の措置を講ずるに適合する旨の確認を行う。また、必要に応じ、出張理美容消毒設備等を管理する場所又は出張理美容を行う場所に立ち入り、法第九条又は法第八条の措置の実施状況について検査を行う。</p>
静岡県		<p>(1) 疾病その他の理由により社会福祉施設その他これに類する施設に入所している者に対して、当該施設の求めに応じて理(美)容を行う場合</p> <p>(2) 理(美)容所がないへき地に住んでいる者の求めに応じて理(美)容を行う場合</p>		○			—
愛知県		<p>・港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容を行う場合</p> <p>・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合</p> <p>・知事が特別の事情があるものとして承認した場合</p>		○			<p>平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知及び同日付け健衛発第1004001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知に基づき、衛生の確保を図るため、理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師(理容所又は美容所の開設者を含む。)が、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に準拠し、出張理容・出張美容を行うよう指導している。</p>
三重県		<p>・社会福祉施設その他の施設に入所しているものに対して理容(美容)を行う場合</p> <p>・前号に掲げるもののほか、知事が衛生上支障がないものとして承認した場合</p>		○		<p>(ただし、問1-2にある、前号に掲げるもののほかの場合にあつては、承認申請を保健所長に提出することとしている。)</p>	<p>施設を開設していない相談者に対しては、参考様式にて携行品の確認や消毒設備の概要を確認することとしている。</p>
滋賀県		<p>・社会福祉施設に入所している者および警察署等に収容されている者に対して理容または美容を行う場合</p> <p>・災害の際に避難所において被災者に対して理容または美容を行う場合</p> <p>・興行場等において出演者に対して理容または美容を行う場合</p> <p>・前3号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情があるものとして知事が認める場合</p>		○			<p>・窓口等で相談があった際に「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づいて指導している。</p> <p>・出張先である社会福祉施設等からの相談の際にも同要領に基づき、作業場の衛生確保等を指導している。</p> <p>(いずれのケースにおいても、出張理容・美容の営業主体は理美容所の開設者が望ましい旨を指導している)</p>
京都府		<p>・児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対して理美容を行う場合</p> <p>・演芸等を行う者に対してその演芸等の直前に理美容を行う場合</p> <p>・災害により避難している者に対して理美容を行う場合</p> <p>・その他知事が特に必要と認める場合</p>		○			<p>出張理容・美容の対象について、告示により明確化して、府民へ広く周知するとともに、関係団体へ通知を行っている。また、相談等があった場合には「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」等に基づき、必要に応じて保健所が指導等を行う。</p>
大阪府		<p>社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容(美容)を行う場合とする。</p>		○			<p>理(美)容師は法第6条の2(法第7条)ただし書きの規定により理(美)容所以外の場所においてその行を行うときは、府条例により、「法施行規則に定める消毒を行うために必要な薬品を、常に携帯しなければならない」として規定しており、適切な消毒が行われるよう担保している。</p> <p>適切な衛生の確保については、理・美容師資格制度の社会的信頼に期待するものであり、衛生措置を講じない場合は、業務停止あるいは免許手取り消し等の行政処分が法に明記されていることから、原則的には理(美)容師としての責任で行われるべきものであると考える。</p> <p>一方、本府では、平成29年度及び30年度に社会福祉施設等を対象として、出張理美容に関する実態把握調査を実施するとともに、平成30年度に出張理美容を行っている者に対し講習会を実施し、出張理美容に関する指導等を行った。</p> <p>また、ホームページより、出張理美容をおこなう者に対し、出張理美容の実施が可能な範囲や、出張理美容において講ずべき措置等について周知している。併せて、出張理美容を依頼しようとする者(社会福祉施設等)に対し、実施の際には理容師・美容師の資格の有無、器具の適切な消毒等を確認することを推奨している。</p> <p>なお、出張理美容は、それぞれの理美容師が様々な出張先において不定期(月に1回又は2回程度)に実施しているため、届出・承認制度の有無や、理美容所の開設者であるかどうかにかかわらず、立会による衛生状況の確認や指導を行うことは困難であるとする。</p>
兵庫県		<p>【条例第2条】政令第4条第3号の規定による美容所以外の場所で業を行うことができる場合</p> <p>(1)社会福祉施設等からの求めに応じて美容を行う場合</p> <p>(2)前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると知事が認める場合</p> <p>【規則第4条】条例第2条第2号に規定する知事が認める場合</p> <p>(1)災害時の衛生確保のために美容の行為を必要とする被災者に対して美容を行う場合</p> <p>(2)美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合</p> <p>(3)演芸に付随して美容の行為を必要とする者に対して美容を行う場合</p> <p>(4)前3号に掲げる場合のほか、美容所以外において美容を行うことにやむを得ない理由があると認められる場合</p>		○			<p>・届出等、積極的な確認は行っていない。今後、HP等で講ずべき衛生措置等について周知の徹底をはかる。</p>

奈良県	○	・理容所又は美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容又は美容を行う場合 ・児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・これらのほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして知事が定める場合 ・規定を添付する。	○	・理容出張営業届に診断書(施行規則第19条の1の6に規定)を添えて、業務地を管轄する保健所長に提出する。 ・美容出張営業届に診断書(施行規則第19条の1の6に規定)を添えて、業務地を管轄する保健所長に提出する。 ・規定を添付する。	—
和歌山県	○	・社会福祉施設入所者 ・興行場における出演者 ・避難所の被災者 ・移手段確保困難者 ・刑務所等収用者	○	・県内の理容所・美容所に所属している理・美容師は、所属している理容所・美容所を管轄する保健所長に届出 ・県内の理容所・美容所に所属していない理・美容師(県内に住所を有する者に限る。)は、居住地を管轄する保健所長に届出 ・県内の理容所・美容所に所属していない理・美容師(県外に住所を有する者に限る。)又は県外の理容所・美容所に所属している理・美容師は、出張理容・出張美容を行う業務地を管轄する保健所長に届出	届出に際しての、①結核・皮膚疾患の有無に関する医師の診断書(発行後3か月以内のもの)を提出、②器具類及び器具類の洗浄・消毒を行うことができる設備等携行品を確認できる写真等(持参によることも可)の確認。
鳥取県	○	・県内の理容所又は美容所(以下事業所)に所属する理容師又は美容師が当該事業所の業務として行う場合(事業所として届け出た場合)で、出張して業を行う必要がある場合(具体的制限なし) ・事業所の業務として行う場合以外の場合(個人として届け出た場合)は、施行令第4条第1号及び第2号の場合のみ	○	・出張理容届出書又は出張美容届出書を県に提出する。	・提出された届出書に基づき実施者を把握し、理美容師免許、伝染性疾患の有無、使用する器具等を確認する。
島根県	○	・理容所又は美容所がない離島及び山間地に居住する者の求めに応じ、出張して業を行う場合 ・社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合 ・災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に出張して、避難している者に対して業を行う場合 ・その他、知事が特別の事情があると認めた場合	○	・「出張理容・出張美容開始届」を、理容所若しくは美容所の所在地又は出張業務を行う場所を管轄する保健所長に提出する。 ・「理容師及び美容師の出張業務に係る指導要領」を添付する。	・「出張理容・出張美容開始届」提出時に、実施者の名称、営業区域、衛生確保状況等を把握し、必要に応じて指導等を行う。 ・出張理容又は出張美容を行った場合には、毎年の実績について「出張理容・出張美容実績報告書」を提出させている。
岡山県	○	一 留置施設、拘置所、刑務所等に収容されている者に対して出張して理(美)容を行う場合 二 社会福祉施設等に入所している者等に対して出張して理(美)容を行う場合 三 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第四条第一項第一号の避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して出張して理(美)容を行う場合 四 その他知事が特別の理由があると認めた場合	○	問1-2で回答した一、二及び「疾病その他の理由(骨折した者や認知症の者を含む。))により、理(美)容所に来ることができない者に対して、出張理(美)容を行う場合」については、あらかじめ保健所長に届出が必要としている。(指導要領) 四については、あらかじめ規則で定める事項を記載した申請書により知事の承認を受けることとしている。(条例) なお、三及び「婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に出張理(美)容を行う場合」については、承認・届出は不要。(条例、指導要領)	出張する理(美)容師が理(美)容所に所属していない場合は、出張業務を開始する旨の届出の書類に、「結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書」及び「理(美)容師免許証(写し)又は理(美)容師免許証明書(写し)」を添付することとしている。その他には、「出張する理(美)容師の理(美)容所への所属の有無」による区別は行っていない。 衛生状態の確保については、「利用者から相談があったときその他必要があると認めた場合」には、出張業務を行う場所に利用者等の同意のもと立入調査を行う等、当該指導要領に定めた衛生管理基準の措置状況を確認することとしている。これは、承認・届出の要・不要にかかわらず、出張理(美)容業務に係る指導として、実施されるものである。
広島県	○	・社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容を行う場合 ・少年院、刑務所、拘置所等の施設に収容されている者に対して理容を行う場合 ・興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容を行う場合 ・災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第四条第一項第一号に規定する避難所に避難している者又は同号に規定する応急仮設住宅に入居している者に対して理容を行う場合 ・前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める場合	○		・広島県ホームページにより出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を行い、問合せや理美容所の立入時などに衛生の確保について指導している。
山口県	○	理容所、美容所のない交通至難の島その他の地へ出張して美容の業を行う場合	○	—	H19.10.4健衛発第1004001号厚生労働省生活衛生課長通知の考え方に基づき、理容所又は美容所以外の場所で業を行う場合については、衛生上必要な措置を理容所又は美容所において行うよう指導している。 また、出張する場合の作業先環境、携行品については、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領により衛生的配慮をするよう、営業者にに対し、周知、徹底している。
徳島県	○	・理容所又は美容所のない山間、へき地等に居住する者に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設その他の施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・演芸等を行う者に対して、その演芸等の直前に理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○	・開設届、出張理容・美容開始届を管轄する保健所長に提出する。 ・規定を添付する。	・提出された開設届、出張理容・美容開始届に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
香川県	○	(1) 理容所又は美容所のない地域に居住する者に対して、その地域において理容又は美容を行う場合 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設の入所者に対して、その施設において理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別の事情があるものとして承認した場合 条例を添付する。	○	・出張業務届出書を管轄する保健所長に提出する。 規定を添付する。	・提出された出張業務届出書に基づき、届出者の名称、実施場所、消毒設備、従業員等の状況を確認している。
愛媛県	○	・災害のあった場合に避難所等において美容を行うとき。 ・社会福祉施設その他これに類する施設内において、入所している者に対して美容を行う場合 ・育児又は介護により、美容所に来ることが著しく困難である者に対して美容を行う場合 ・規定を添付する。(愛媛県理容師法施行条例、愛媛県美容師法施行条例)	○	・理容師・美容師出張業務届出書を、住所又は愛媛県の区域外に住所を有する者にあつては当該出張業務を行おうとする主たる場所を管轄する保健所長に届け出なければならない。 ・規定を添付する。(愛媛県理容師及び美容師の出張業務指導要領)	・理容師・美容師出張業務届出書に基づき、実施者の氏名、営業区域、器具の消毒方法等を把握し、必要に応じ立ち入り調査を行う。
高知県	○	・被疑者等、社会福祉事業の施設入所者、理美容所のない地域の居住者に対して、理容(美容)を行う場合 (規定については、別添のとおり)	○	・出張理容(美容)承認申請 ・出張理容(美容)届出 (規定については、別添のとおり)	・申請、届出時に口頭で衛生措置について確認 ・作業時の現地確認
福岡県	○	○福岡県理容師法・美容師法施行条例 (理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合) 第四条 理容師法施行令第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次の場合とする。 一 児童養護施設、老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 二 演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 三 その他知事が特別の事情があるものとして承認した場合 (美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合) 第七条 第四条の規定は、美容師法施行令第四条第三号に規定する条例で定める場合について準用する。この場合において、同条中「理容師法施行令第四条第三号」とあるのは「美容師法施行令第四条第三号」と読み替えるものとする。	○	○理容師法施行細則 (出張業務の承認の申請等) 第七条 条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書(様式第十二号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。 2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書(様式第十三号)を交付するものとする。 ○美容師法施行細則 (出張業務の承認の申請等) 第七条 条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書(様式第十二号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。 2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書(様式第十三号)を交付するものとする。	・実施者からの相談等があった際に、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領を遵守するよう指導等を行っている。 ・特に、成人式、大学等の卒業式の際に行われる出張美容については、事業者アンケートや現地立入を実施し、指導等を行っている。
佐賀県	○		○		・理容所又は美容所に所属していない理容師又は美容師が出張業務届出を提出する場合は、結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書、理容師・美容師免許証(写し)、出張業務管理施設設置届を提出し、保健所長から携行する器具類等の確認を受ける。ただし、医師の診断書は、1年以上継続して出張業務を行う場合は、初回の届出のみとする。 ・必要があると認められるときは、利用者等同意のもとに作業場で衛生措置の状況を確認することとしている。

長崎県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する施設をいう。)その他これに類する施設に出張して業を行う場合 ・公演等において、その出演者に対して出演直前に業を行う場合 ・前2号に定めるもののほか、当該理容所以外の場所を管轄する保健所長(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定により保健所を設置する市の区域内にあっては、知事)が特別の事情があるものとして承認した場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理(美)容出張業務届出書を管轄する保健所長に届出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出された理(美)容出張業務届出書に基づき、出張業務先、器具等の消毒方法、出張業務の基地となる営業所等の状況を把握し、必要に応じ立入、指導等を行う。
熊本県	○	<ul style="list-style-type: none"> (熊本県理・美容師法施行条例第4条第1項) ・社会福祉施設又は介護老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合 ・演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合 ・前2号に定めるもののほか、特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして知事が承認した場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> (熊本県理・美容師法施行条例第4条第2項) ・理・美容師法及び熊本県理・美容師法施行条例に該当しない場合は、申請書を知事に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> (熊本県出張理容・美容業務事務処理要領第5条) ・携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための専用の管理施設を設けることとしており、保健所長に管理施設設置届出書を届け出ることとしている。
大分県	○		○	<ul style="list-style-type: none"> 要領により、出張業務を行うものは管轄する保健所長に届け出ることを規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張業務管理施設設置届に基づき、実施者の名称、営業区域、携行する器具及び衛生管理方法の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
宮崎県	○	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県理(美)容師法施行条例 第2条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 理(美)容所がない山間へき地において、その居住者に対して理容を行う場合 (2) 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容を行う場合 (3) 公演等において、その出演者に対して出演直前に理(美)容を行う場合 【参考】宮崎県法規集 https://www3.e-reikin.jp/miyazaki-ken/d1w_reiki/reiki.html 宮崎県理容師・美容師出張業務取扱要領 第2 対象の範囲 (2) 理(美)容師法施行条例第2条で規定する「社会福祉施設その他の入所施設の入所者」とは、次の者をいう。 ① 生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により理(美)容所に来ることができない者。(事前に当該施設の長又は管理者に承諾を得ること。) ② 刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。 【参考】別添要領 	○	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県理(美)容師法施行細則 第8条 法第6条の2ただし書の規定により理(美)容所以外の場所において業を行おうとする者は、あらかじめ、出張して業務を行う場所を管轄する保健所の長に理(美)容出張業務届出書(別記様式第10号)を提出しなければならない。 【参考】宮崎県法規集 https://www3.e-reikin.jp/miyazaki-ken/d1w_reiki/reiki.html 	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県理容師・美容師出張業務取扱要領 第3 出張業務の届出 (3) 出張業務届書を提出する場合、理(美)容所に所属していない理(美)容師にあっては、携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための専用の管理施設を設け、その構造設備を明らかにした管理施設設置届(中略)を添付するとともに、携行する器具等を提示しなければならない。 →設置届が新たに提出された場合、保健所の担当者が現地確認を行っており、出張業務届の期間は1年以内ですが、翌年以降も継続される場合は、保管場所に変更がない限り必要に応じて確認しています。
鹿児島県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官署、刑務所又は拘留所の長の求めに応じてこれらの施設に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合(1号) ・社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合(2号) ・興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に理容又は美容を行う場合(3号) ・理容所又は美容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において理容又は美容を行う場合(4号) ・前各号に掲げる場合のほか、理容又は美容を行おうとする場所を管轄する保健所長がやむを得ない事情があると認める場合(5号) ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容届又は出張美容届を管轄する保健所長に提出する。(政令第4条第1号、条例第4条第2号、第4号の場合に限る。) ・条例第4条第5号の規定により承認を受けようとする者は、業務承認申請書を保健所長に提出する。 ・規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容届又は出張美容届の内容に基づき、出張理容又は出張美容で使用する消毒設備等の検査を行う。
沖縄県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・理容所又は美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・特別の事情により知事が承認した場合 ○規程を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ理容師美容師出張届書を管轄する保健所長に提出する。 ○規程を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定している。
札幌市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・交通条件に恵まれず、かつ理美容所がない地域に居住する者に対して、その居住地において理美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等の直前に理美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」(http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/eigy_o/kakunin3/ribi/oshirase/shucchouribi_youryou.html) 札幌市内において出張理容・出張美容を行おうとする者は、出張理容・出張美容業務届出書により、あらかじめ保健所長に届け出なければならない。ただし、札幌市内の理容所に従事している理容師又は美容所に従事している美容師にあってはこの限りでない。 届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張理容・出張美容業務届出済証を交付するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の届出時に、実施者の名称、出張業務を行う理由、携行品の内容及び数量、器具類の消毒方法等を確認し、必要に応じて指導を行う。また、3年毎の更新制度としており、定期的に指導を行う。
仙台市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・警察署、拘留所等に留置され、又は収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容師出張営業届を、管轄する保健所支所長に提出する。規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された理・美容師出張営業届に基づき、届出者の名称、出張営業先等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
さいたま市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第2条第1号に規定する被収容者又は同条第2号に規定する被留置者に対して理(美)容を行う場合 ・演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理(美)容を行う場合 ・社会福祉施設等の入所者であって、理(美)容所に来ることができない者に対して理(美)容を行う場合 ・前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理(美)容師は、出張理(美)容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、政令第4条第2号又はこの条例第4条第2号に掲げる場合は、この限りでない。 ・前項の規定による届出をした理(美)容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理(美)容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理(美)容届に基づき、実施者の氏名、免許情報、出張を行う場所等を把握している。 ・届出の添付書類として「出張業務衛生管理等の概要」を提出させて消毒等の方法を確保するとともに、使用する専用の洗浄・消毒設備等(洗浄及び消毒用シンク、消毒機器、消毒薬等)の写真を提出させ、衛生の確保状況を確認している。 ・出張毎に出張先や作業状況を記録した「実施報告兼確認書」の写しを添付した「出張理・美容実績報告書」を、実施した翌年度に報告するよう求めており、年度内の実施状況を確認している。
千葉市	○	<ul style="list-style-type: none"> [千葉市理容師法施行条例] [千葉市美容師法施行条例] 第4条第1号～第4号 ・停泊中の船舶の乗船者であって上陸できないものに対して理容又は美容を行う場合 ・老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容及び美容を行う場合 ・演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対してその演芸等の直前に理容又は美容を行う場合 ・その他市長が特に必要と認める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> [千葉市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領] 第4条第1号 ・出張業務を行おうとする者は、あらかじめ、出張理容・出張美容業務届(様式第1号)に出張業務を行う理・美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添付して、保健所長に届け出なければならない。 ただし、理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理・美容師を含む。)が出張業務を行おうとする場合を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> [千葉市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領] 第4条第1号、第6条第1号～第2号 ・提出された出張理容・出張美容業務届(様式第1号)に基づき、営業者の住所・連絡先・氏名、使用する器具等の数・保管方法・消毒方法、出張先、出張業務を行う理・美容師を把握する。 ・理・美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無について、医師の診断書に基づき確認する。 ・必要に応じ、出張業務の場所等に環境衛生監視員を立ち入らせ、衛生措置の状況を確認し、理・美容師の衛生措置が不十分であると認めるときは、適切な衛生措置を講ずるよう指導する。
横浜市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者であって、理(美)容所に来ることができないもの又は理(美)容所に来ることが著しく困難なものに対して当該施設において業務を行う場合 ・興行場等において、演芸等を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 ・その他市長が特に必要と認める場合 ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・問1-2回答中の「その他市長が特に必要と認める場合」に限り、理(美)容師が、理(美)容所以外の場所で業務を行おうとするときは、理(美)容師出張業務承認申請書を保健所長に提出する。 ・本市細則を添付する。 ※本市条例第4条第3号について、具体的な規定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施者の衛生の確保状況に関しての確認はしていませんが、ホームページ、チラシにより、理容師法及び美容師法に基づく衛生措置を行うよう呼びかけています。

川崎市		○	川崎市理容師法施行条例 第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、理容所を利用できない入所者、理容所を利用することが著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) その他市長が特に必要と認める場合 川崎市美容師法施行条例 第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、美容所を利用できない入所者、美容所を利用することが著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) その他市長が特に必要と認める場合	○	川崎市理容師法施行細則 第5条 条例第4条第4号の規定により、理容師が理容所以外の場所において業務を行おうとするときは、出張業務承認申請書(第7号様式)を保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定による申請を承認したときは出張業務承認通知書(第8号様式)により、承認しないときは出張業務不承認通知書(第9号様式)により申請者に通知する。 川崎市美容師法施行細則 第5条 条例第4条第4号の規定により、美容師が美容所以外の場所において業務を行おうとするときは、出張業務承認申請書(第7号様式)を保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定による申請を承認したときは出張業務承認通知書(第8号様式)により、承認しないときは出張業務不承認通知書(第9号様式)により申請者に通知する。 川崎市例規集 http://www.reiki.city.kawasaki.jp/kawasaki/d1w_reiki/reiki.html ※川崎市理容師法施行条例第4条第4号、川崎市美容師法施行条例第4条第4号に規定する場合を除き、届出、承認を規定していない。	市ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や留意事項、相談窓口等の周知を図っている。
相模原市		○	(1) 特別養護老人ホーム、児童養護施設等の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を行う施設をいう。)において、当該施設を利用する者のうち、理(美)容所に来ることができないものに対して理(美)容を行う場合 (2) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に理(美)容を行う場合 (3) その他市長が特に必要と認める場合	○		・出張理容・出張美容の相談があった際には、消毒方法等の衛生管理について指導しています。
新潟市		○	・停泊中の船舶の乗組員で上陸することができない者に対して美容を行う場合 ・警察署、拘留所その他の行政機関の求めにより、当該行政機関に収容され、又は留置されている者に対して美容を行う場合 ・演芸、興行その他これらに類するものの開催場所において美容を必要とするその出演者に対して美容を行う場合 ・社会福祉施設の求めにより当該社会福祉施設の入所者に対して美容を行う場合 ・前各号に掲げるもののほか、特別な事情により市長がやむを得ないと認める場合 ・規定を添付する(新潟市美容師法施行条例第6条、新潟市理容師法施行条例第6条)。	○	・美容師は、出張業務を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 ・理容師は、出張業務を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 ・規定を添付する(新潟市美容師法施行条例第5条の2、新潟市理容師法施行条例第5条の2)	・提出された理容師美容師出張業務届出書に基づき、実施者の氏名、営業区域等を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
静岡市		○	(1) 社会福祉施設その他これに類する施設において、当該施設に居住している者に対して業務を行う場合 (2) 理(美)容所がないへき地において、当該地域に居住している者に対して業務を行う場合 (3) 演劇に出演する者等に対してその出演等の直前に業務を行う場合 (4) 港湾に停泊中の船舶において、当該船舶の乗組員に対して業務を行う場合 (5) 少年院、刑務所及び拘留所に収容されている者に対して業務を行う場合 (6) 震災等の被災者に対し、避難所において業務を行う場合	○		届出等をしていないため、確認はしておりません。相談があれば、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱」の通り、衛生管理するよう指導しています。
浜松市		○	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設その他これに類する施設に入所している者に対して、当該施設の管理者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・理容所又は美容所がないへき地に住んでいる者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・災害その他の特別な理由により、市長が必要であると認める場合	○	—	・確認方法は定めておりませんが、実施者等からの問い合わせがあった際は、衛生管理要領に沿って適切に実施されているかを確認します。
名古屋市		○	・港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・市長が特別な事情があるものとして承認した場合	○		・出張業務を行う理容師又は美容師は、衛生確保の観点から理容所又は美容所に所属していることが望ましい旨の指導をしている。また、理容所又は美容所を開設することなく出張美容を行っていると考えられる団体等に対し、出張業務の実態調査を実施しているところである。
京都市		○	・社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に規定する事業を行う施設その他これらに類する施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合 ・演劇、舞踊その他の興行を行う者に対して、当該興行が行われる直前に理(美)容を行う場合 ・災害により避難している者に対して理(美)容を行う場合 ・前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合	○		
大阪市		○	(理容師法) 条例第3条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第3号の条例で定める場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容を行う場合とする。 (美容師法) 条例第3条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の条例で定める場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して美容を行う場合とする	○		事業者から相談等を受けた際は、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について(平成19年10月4日付け健発第1004002号)」に基づき、衛生管理について指導を行うとともに、本市HPを通じて、出張理容・出張美容を行う者が講ずべき衛生措置等について周知・啓発を図っている。
堺市		○	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合	○	—	毎年講習会を行い、衛生管理等について啓発している。(講習会の案内を全国在宅理容協会に送付)
神戸市		○	(1) 社会福祉施設等からの求めに応じて理(美)容を行う場合 (2) 災害時に避難所に避難している者その他の災害時の衛生確保のために美容を受ける必要がある被災者に対して理(美)容を行う場合 (3) 山間地、離島その他のへき地であって理(美)容所がない地域に居住する者に対して、その居住地域において理(美)容を行う場合 (4) 演芸に出演する者に対してその出演の直前に理(美)容を行う場合 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特別な事情があると認める場合	○		市内で出張美容を実施する旨の相談があった際には、衛生管理要領等に関する情報提供等衛生指導を行っているが、相談がなければその衛生の確保状況については把握する方法がないのが現状です。
岡山市		○	(1) 疾病その他の理由により、理容所または美容所に来ることができない者に対して出張理容又は出張美容を行う場合 (2) 留置施設、拘留所、刑務所等に収容されている者に対して出張理容又は出張美容を行う場合 (3) 社会福祉施設等に入所している者等に対して出張理容又は出張美容を行う場合 「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」を添付する。	○	・理容師美容師出張業務開始届を保健所長に届出する。 ・「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」を添付する。	届出時、出張業務を行う従事者に対して次のことを確認している。 ・理容師免許証・美容師免許証 ・結核・感染性の皮膚疾患・その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 ・かみそり・血液付着及びその他の器具の消毒方法 ・携行品(器具類ならびにこれらを衛生的かつ安全に収納できるもの、使用済み器具類を安全に収納できるもの、タオル等ならびにこれらを衛生的に収納できるもの、救急処置に必要な薬品及び衛生材料、手洗いに必要な石鹸、消毒液等) また、出張先が追加等により変更が伴う場合は、その都度届出の提出を求めている。 届出者(従事者)に対して、「理容所・美容所における衛生管理について」のチラシ(本市作成)、「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」を配布し、届出時に指導を行っている。

広島市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して美容を行う場合 ・刑務所、拘留所、少年院等の施設に収容されている者に対して美容を行う場合 ・興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場において出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して美容を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号の避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合 ・その他、市長においてやむを得ない理由があると認める場合 	○		出張美容における衛生指導については、ホームページや理美容所開設者への説明資料のほか、理美容所の監視時に周知をおこなっているが、実際の実施状況は不明で、衛生の確保状況は確認できていない。
北九州市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設、老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 ・演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 ・その他市長が特別の事情があると認めて承認した場合 ・「北九州市理容師法(美容師法)施行条例」→例規集トップページ: https://www1.g-reiki.net/kitakyushu/reiki.html 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容(美容)を行おうとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならないこととしている。 ・「北九州市理容師法(美容師法)施行条例」及び「北九州市理容師法(美容師法)及び北九州市理容師法(美容師法)施行条例の施行に関する規則」→例規集トップページ: https://www1.g-reiki.net/kitakyushu/reiki.html 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出時に、出張美容を行う際の衛生管理について、窓口にて指導を行う。 ・届出者(特に理容所・美容所に所属していない者)を対象とした、衛生管理講習会を実施している。
福岡市	○		○		実施者に対して直接の確認は行っていないが、出張美容・出張美容の利用が見込まれる施設(社会福祉施設・医療機関など)への立入調査を不定期に行い、施設管理者等へ出張美容・出張美容に関する注意事項を周知・啓発している。
熊本市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設又は老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合 ・演芸等を行うものに対して出演等の直前に業を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、期間、場所及び理由を記載した申請書を提出する。 	理容所又は美容所に所属しない理容師又は美容師が出張美容・美容を行おうとする場合は、携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し消毒等を行うための専用の管理施設を設け、管理施設設置届出書により届け出るよう規定している。届出がなされた場合は調査を行い、衛生上必要な措置が講じられていると認められる場合は管理施設検査確認証を発行している。
函館市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・交通条件に恵まれず、かつ、理(美)容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理(美)容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等の直前に理(美)容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理(美)容を行う場合 	○		
旭川市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・交通条件に恵まれない山間部その他の地域に居住する者に対して、その居住地において理容又は美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容・出張美容業務届出書の提出。(旭川市出張美容・出張美容に関する衛生管理要領を添付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容・出張美容業務届出書に携行品の内容及び数量並びに器具類、消毒方法について記載させるとともに、以下の書類を添付させる。 ・施術者の理容師免許証又は美容師免許証の写し ・施術者の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 ・携行品及び消毒設備の写真
青森市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設に入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・青森市理容業及び美容業出張業務事務取扱要領により、理容・美容の出張業務届出書を保健所長に提出する。要領を添付する。 	提出された理容・美容の出張業務届出書に基づき、出張業務者、出張場所等を把握し、必要に応じ指導等を行う。
八戸市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設に入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容・美容の出張業務届出書を保健所長に提出する。規定を添付する。 	出張美容を行う従事者に対し、必要に応じ指導等を行う。
盛岡市	○		○		出張美容・出張美容営業者調査書の提出をお願いし、営業者名称、出張営業の理由、携行品の種類及び数量、器具の消毒設備、器具の保管設備、従事者の状況等を確認している。
秋田市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合 ・社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市において出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領に基づき、出張美容を行う者とする理容師および美容師すべてに事前に講習を受けてもらうこととしている。また、理容所および美容所に届出されているかどうか、台帳の確認を行う。台帳に記載がない場合は、変更届を提出するよう求め、確認している。 ・無店舗の場合は、講習のほか、免許証、医師の診断書(結核、皮膚疾患)、運搬する器具、消毒薬を確認している。
郡山市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理美容を行う場合 ・刑務所、少年院その他これらに類する施設において理美容を行う場合 ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容届を保健所長に提出する。 ・規定を添付する。 	出張美容届に基づき、実施者、出張先、主な器具及び消毒設備を把握し、衛生上の措置が不十分と認めるときは指導を行う。
いわき市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 ・刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容又は美容を行う場合 ・停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理(美)容師出張理(美)容届により保健所長に届け出る。規定を添付する。 	提出された理(美)容師出張理(美)容届に基づき、実施者の氏名、実施場所、消毒方法等の状況を把握し、指導等を行う。
福島市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 ・刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で定めるところにより、出張美容届をあらかじめ市長に届け出なければならない。 ・※福島市美容師法施行条例、及び福島市理容師法施行条例を添付する。 	出張美容届の提出時に、実際に使用する器具及び消毒機材を持参してもらい、窓口にて確認を行う。
宇都宮市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等からの要請によりその入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他、市長が特別の事情があるものとして承認した場合 ・規定を添付する 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師美容師出張業務届出書を保健所長に提出する。 ・規定を添付する。 	提出された理容師美容師出張業務届出書に基づき、理美容師名、免許証、営業区域、営業理由、消毒設備等設備の状況、指定する伝染性疾患の有無を把握し、指導等を行う。
前橋市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業として経営される施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合 ・その他市長がやむを得ない事情があると認める場合 ・加えて、出張理(美)容を行う際、衛生上必要な措置として、使用する器具、タオル等を専用に消毒する機械器具又は設備を有し、かつ理(美)容により生ずるおそれのある外傷の応急の処置に必要な薬品及び用品を携帯すること。 ・前橋市理容師法等施行条例 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001180.html ・前橋市美容師法等施行条例 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001318.html ・前橋市美容師法等施行条例 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001323.html 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理(美)容を行おうとする理(美)容師は、保健所長に理(美)容師出張業務届を提出する。 ・前橋市理容師法施行細則 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001180.html ・前橋市美容師法施行細則 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001192.html 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で届出を行う者に対して、器具類の消毒設備や外傷の応急処置に必要な薬品等を携帯していることを確認している。
高崎市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業として経営される施設その他これに類する施設に入所している者に対して当該施設において理容・美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・法第7条ただし書きの規定により理容所・美容所以外の場所において美容の業を行おうとする者は、理容師・美容師出張業務届により市長に届け出なければならない。 	提出された理容師美容師出張業務届に基づき、出張業務をする者の住所氏名、業務を行う場所出張業務をする理由、伝染性疾患の有無等の状況を把握する。
川越市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二条第一号に規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して美容を行う場合 ・演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合 ・社会福祉施設等において、その入所者に対して美容を行う場合 ・前三号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合(現在なし。) 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ出張美容美容業務届を保健所長に届け出なければならない。規定を添付する。 	提出された出張美容美容業務届に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ指導等を行う。
越谷市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所に留置されている者に対して、理容又は美容を行う場合 ・演劇、演芸等に出演するものに対してその出演の直前に理容・美容を行う場合 ・その他、市長が特に必要と認める場合 ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容・美容業務届出書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 越谷市内において理容師法第11条の2に基づく確認を受けた理容所に従事していない理容師又は美容師法第12条に基づく確認を受けた美容所に従事していない美容師については、当該届出に際し、次に掲げる書類等を添付しなければならないと規定している。 (1) 理容師免許証の写し、又は美容師免許証の写し (2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 (3) 携行品及び消毒設備等が確認できるもの さらに、越谷市理容師法施行条例第7条および越谷市美容師法施行条例第7条に規定する出張美容・美容を行う場合における衛生上必要な措置に関する知識を修得するための講習を受けなければならないと規定している。 規定を添付する。

川口市	○	(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第2条第2号の被留置者に対して理容又は美容を行う場合 (2) 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 ・規定を添付する。	○	・一部の出張理容又は美容を行うにあたっては、出張理容又は美容届を市長に提出する。規定を添付する。	・提出された出張理美容届に基づき、器具等の消毒方法や保管方法を確認し、必要に応じ指導を行う。
船橋市	○	船橋市理容師法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第四条 (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容を行う場合 (2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対して、その演芸等の直前に理容を行う場合 (美容師法についても同様の市条例があり、その第四条にて同様に規定されている。)	○	船橋市出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱 第4条 出張業務を行うことができる者は、理容師又は美容師(以下「理・美容師」という。)であって、次の各号に該当する者とする。 ① 船橋市内において理容師法第11条の2の規定による確認を受けた理容所又は美容師法第12条の規定による確認を受けた美容所(以下「理・美容所」という。)の従業者であって、当該理・美容所の洗浄、消毒設備を利用できる者 ② 出張業務に必要な器具類の洗浄、消毒設備を有する者 第6条 第4条第2号に規定する者が市内において出張業務を行おうとする場合は、出張業務届(様式第1号)に結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(発行1か月以内のもの)を添付し、出張業務を行う際の携行品及び消毒用品を提示し、あらかじめ船橋市保健所長(以下「保健所長」という。)に届けなければならない。	出張業務届(様式第1号)に理・美容師免許証原本、結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添付し、出張業務届に記載された内容通りに携行品、及び消毒用品があるかどうかを窓口に持参してもらい、確認する。 その他、必要があると認めるときは、出張業務を行う理・美容師に対し、当該業務に関して必要な報告をさせ、又は利用者等の同意のもとに出張業務の場所等に環境衛生監視員を立ちらせ、その衛生措置の状況を確認する。
柏市	○	(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容又は美容を行う場合 (2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。以下この号において同じ。)に出演する者に対してその演芸等の直前に理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるものほか、市長が特に必要と認める場合	○	-	-
八王子市	○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 ・規定を添付する。	○		本市HPにより、講ずべき衛生管理について理美容師への周知徹底を図っており、確認までは行っていない。
横須賀市	○	・養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、その入所者に対し業務を行う場合 ・港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 ・興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 ・規定を添付する。	○		・出張理容・出張美容の状況の把握はしていない。ホームページ等で講ずべき衛生措置等を周知している。
富山市	○	・興行場において、演芸を行う場合 ・社会福祉施設に入所している場合 ・特別に事情があるものとして、あらかじめ承認する場合	○	・「理容所・美容所以外の場所における業の承認申請書」及び、出張先の施設管理者からの「理(美)美容師の出張業務に関する要請書」を併せて富山市保健所長に提出する。	・申請時に窓口に携行品を持ってきてもらい(はさみ、くし、消毒薬、消毒器具、タオル等)確認している。 ・消毒場所所在地を記載しているので、必要に応じ立会、指導等を行う
金沢市	○	・留置施設に留置されている者に対して、理容又は美容を行う場合 ・第1種社会福祉事業に係る施設の入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・演芸を業とする者に対して理容又は美容を行う場合 ・山間へき地に居住する者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他市長が特に必要と認める場合	○	・出張理容業務届又は出張美容業務届を金沢市保健所長に提出する。 ・有効期間は所属の理容師又は美容師は3年とし、無所属の者は1年とする。 ・無所属の理容師又は美容師は、初回の届出時に理容師又は美容師免許証の写し及び医師の診断書を添付書類として提出する。 https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23820/kankyousyucchou_ribi.html	出張理容業務届又は出張美容業務届の提出時に、消毒器具など携行品の持参を求め、窓口で担当者が確認する。
長野市	○	・社会福祉施設等に出張して入所者に対して出張業務を行う場合 ・演芸等の出演者に対して出演の直前に出張業務を行う場合 ・市長が特別な理由があるものとして承認した場合 ・条例、規則を添付する。(理容師法施行条例第4条、美容師法施行条例第4条)	○	・理容師美容師出張営業承認申請書を管轄する保健所長に提出する。 規定を添付する。(理容師法施行細則第6条、美容師法施行細則第6条)	・提出された理容師美容師出張営業承認申請書に基づき、実施者の名称、免許証、携行品、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立ち合い、指導等を行う。
岐阜市	○	・社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理美容を行う場合 ・市長が特別な事情があるものとして認める場合	○	市内で出張理美容を行おうとする理美容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届けなければならない。	・提出された出張理美容届書に基づき、実施者の業務を行う拠点に立入り、消毒設備等の衛生確保状況を確認する。
豊橋市	○	・港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他保健所長が特別な事情があると認めた場合	○	-	当市では、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」(平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知)のとおり、理容所又は美容所の開設者が出張理容・美容の実施主体としてふさわしいと考え、そのように指導を行っていますが、その実施者の衛生確保の確認は行っていません。出張理容・美容において講ずべき措置等については、ホームページにて周知を行っています。
岡崎市	○	・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・市長が特別な事情があるものとして承認した場合	○		
豊田市	○		○		出張理容・出張美容の実施主体は理容所又は美容所の開設者に限定している
大津市	○	・社会福祉施設に入所している者及び警察署等に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 ・災害の際に避難所において被災者に対して理容又は美容を行う場合 ・興行場等において出演者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他、やむを得ない事情があるものとして市長が認める場合	○		特に確認していませんが、ホームページ等で出張理美容業を行おうとしている者に対しては、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を遵守し、当該事業を衛生的に行うよう啓発している。
豊中市	○	(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して美容を行う場合 (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合	○		確認していない。
高槻市	○	・社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合	○		実施に関する相談があった場合には衛生管理に関する案内を実施している。
枚方市	○		○		保健所へ相談・問合せがあった際に厚生労働省衛生管理要領を踏まえ、消毒薬の携行等、適切な衛生管理の実施について指導等を行う。
東大阪市	○	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号から第4号までに掲げる事業の用に供する施設その他これに類する施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合	○		・出張理(美)容の届出を規定していないため、積極的に衛生の確保状況の把握は行っていないが、行政に寄せられる出張理(美)容に関するご相談の内容に応じて、指導等を行っている。
八尾市	○	条例にて規定 ・社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合	○		確認していない

姫路市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等からの求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・災害時における衛生確保のために理容又は美容の行為を必要とする被災者に対して理容又は美容を行う場合 ・理容所又は美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・演芸に付随して理容又は美容の行為を必要とする者に対して理容又は美容を行う場合 ・前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があると市長が認める場合 	○	<p>姫路市理容・美容出張業務取扱要綱において次のように規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張業務届出書(記載内容:拠点となる理容所又は美容所の所在地及び名称、出張業務を行う理容師又は美容師の住所及び氏名、免許番号及び免許取得日)を年に1回市長あてに提出すること。 ・毎年度終了後に出張実績報告書を提出すること。 <p>https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/cmsfiles/content/0000007/7632/201672610312.pdf</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張業務届出書に基づき、実施者の名称、出張先の状況及び出張理容美容を行う者の理美容師免許を確認し、必要に応じ指導等を行う。
尼崎市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に係る施設の長等の依頼に応じて当該施設において当該施設に入所している者等に対して理容又は美容を行う場合 ・災害が発生した地域における衛生の確保のために被災者又はこれを支援する者に対して理容又は美容を行う場合 	○		
西宮市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設その他入所を伴う施設で、入所者が理容所又は美容所に通うことに支障があると認められる施設をいう。)等からの求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・災害時の衛生確保のために理容又は美容の行為を必要とする被災者に対して理容又は美容を行う場合 ・理容所又は美容所がない山間へき地に居住する者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・演芸に付随して理容又は美容の行為を必要とする者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他理容所又は美容所以外において理容又は美容を行うことにやむを得ない理由があると認められる場合 	○		<p>電話等により出張理容美容の相談があった際には、本市で定めている「西宮市出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱」(以下、要綱という。)に基づき衛生指導している。また、本市HPIに要綱を掲載し、周知徹底を行っている。</p>
明石市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者であって、美容所に来ることができないもの又は美容所に来ることが困難なものに対して美容を行う場合 ・災害時において、被災者に対して美容を行う場合 ・演芸に出演する者に対して、その出演の直前に美容を行う場合 ・その他、市長が特に必要と認める場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容・出張美容の実施に関する問い合わせがあった場合は、衛生の確保に努めるように指導を行う。
奈良市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容所又は美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その自宅で美容を行う場合 ・児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容又は美容出張営業届に、省令第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、省令又はこの規則の規定により既に当該診断書が提出されている者については、当該診断書の添付を要しないものとする。 ・届出書を提出する場合には、理容師又は美容師免許証又は美容師免許証明書を提示しなければならない。 ・規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、奈良県内の理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師に限る。
和歌山市	○	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉施設その他これらに類する施設において理容を行う場合 (2) 興行場において出演者に対して理容を行う場合 (3) 避難所において災害による被害者に対して理容を行う場合 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容又は出張美容を行うおとする者は、出張理容又は出張美容を開始する日の10日前までに理容師・美容師出張業務届(別記様式第1号)により、市長に届け出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出(開設者の証明のある理容師及び美容師が行う場合を除く。)を行う場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 理容師免許証又は美容師免許証の写し (2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(発行後3月以内のもの) (3) 消毒設備等携行品を確認できるもの(持参によることも可能) ・市長は、第1項の規定による届出をした出張理容師又は出張美容師が無所属理容師又は無所属美容師である場合は、当該届出をした者(以下「届出者」という。)に対し、必要に応じ衛生措置に係る指導を行うことができる。
鳥取市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張して業を行う必要がある場合(出張して業を行うことを常態とする場合を除く。) 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容(美容)を行う7日前までに市長に届出をし、市長の検査を受け、それらが理容師法第9条(美容師法第8条)の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出後、出張理容(美容)に使用する設備、用具等について検査を行う。また、必要に応じて用具等を管理する場所や出張理容(美容)を行う場所等に立ち入りをし、衛生措置の実施状況を検査する。
松江市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理美容所がない山間地に居住するもの求めに応じ、出張して業を行う場合 ・社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合 ・災害救助法に規定する避難所又は応急仮設住宅に出張して、避難している者に対して業を行う場合 ・そのほか市長が特別の事情があると認めた場合 ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容・出張美容開始届を保健所長に提出する。 ・規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理美容所に所属する理美容師の場合は、所属の状況等を確認している。 ・理美容所に所属しない理美容師の場合は、医師の診断書を提出させている。
倉敷市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・留置施設、拘留所、刑務所等に収容されている者に対して出張して理容を行う場合 ・社会福祉施設等に入所している者等に対して出張して理容を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅に避難している者に対して出張して理容を行う場合 ・その他市長が特別の理由があると認める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・条例ではなく、取扱要領として、届出を規定している。 ・対象者は、倉敷市内在住者のみであり、市外在住者は届出を要しない。又、当市管内の理・美容所に勤務する理・美容師は届出を要しない。 ・倉敷市出張理容・出張美容に関する取扱要領を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張理容・出張美容開始届に基づき、実施者の氏名、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。 ・申請書提出時に担当者から、健発第1004002号を使用して衛生管理を指導するだけでなく、出張理・美容対象者が限定されていることや福祉施設における出張理・美容登録確認時の留意事項等、必要事項について口頭指導する。
呉市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができないものに対して理容・美容を行う場合 ・婚礼その他の儀式に参列するものに対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合 ・特別養護老人ホームなど、社会福祉法(昭和26年法律第45条)に規定する社会福祉事業に係る施設に入所しているものに行う場合 ・少年院、刑務所、拘留所等の施設に収容されているものに行う場合 ・興行場に出演するものに対してその出演の直前に行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して行う場合 ・災害救助法に規定する避難所に避難している者または応急仮設住宅に入居している者に対して行う場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・届出等の規定がないので、確認していない ・ホームページ等により周知している
福山市	○	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 (2) 少年院、刑務所、拘留所等の施設に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 (3) 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に理容又は美容を行う場合 (4) 停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容又は美容を行う場合 (5) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所に避難している者又は同号に規定する応急仮設住宅に入居している者に対して理容又は美容を行う場合 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・把握していない。相談があった場合は、出張理容・出張美容の範囲、衛生的措置について説明している。 ・ホームページで出張理容・出張美容の範囲、衛生管理要領の周知をしている。

下関市		○	・理容所(美容所)のない交通至難の島に出張して業を行う場合 ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容(美容)を行う場合 ・少年院、刑務所、拘置所等の施設に収容されている者に対して理容(美容)を行う場合 ・興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に理容(美容)を行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容(美容)を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容(美容)を行う場合 ・その他下関市立下関保健所長が特別の事情があるものとして承認した場合	○			・実施主体は理容所(美容所)を開設又は理容所(美容所)に所属していることが望ましいこととしている ・理容所(美容所)への通常の立入検査時に聞き取りを行い、出張理容・出張美容の状況の把握をしている ・理容所(美容所)に所属していない理容師(美容師)から出張理容・出張美容を行う旨の申し出があった場合は、理容師(美容師)免許の確認と、必要に応じ窓口又は電話での指導を行っている
高松市		○	(1) 理容所又は美容所のない地域に居住する者に対して、その地域において理容又は美容を行う場合 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設の入所者に対して、その施設において理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合 条例を添付する	○	問1-2回答(3)に該当する場合、出張理容美容承認書を保健所長に提出する。 細則を添付する		・要綱を制定し、理容師美容師出張業務届出書を保健所長に提出することとしている。実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
松山市		○	・災害時の避難所等で行う場合 ・社会福祉施設などの施設内で、入所している方に対して行う場合 ・育児・介護により、理容所・美容所に来ることが著しく困難である場合	○			・理容所・美容所に従事していない理容師・美容師の方には、「松山市理容師及び美容師の出張業務指導要領」に基づき、理容師・美容師出張業務届出書の提出を求め、使用器具の保管場所、消毒方法、営業区域等について状況を把握に努め、必要に応じて管理施設への立入や業務実施状況の報告を求めるようにしている。
高知市		○	・司法警察職員等の求めにより、被疑者等に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・上記のほか、市長が特別の事情があると認めた場合 ・規定を添付する。	○	・出張理容を行うおとする者は、あらかじめ出張理容届により高知市保健所長に届けなければならない。 ・出張美容を行うおとする者は、あらかじめ出張美容届により高知市保健所長に届けなければならない。 ・規定を添付する。		・提出された出張理容届及び出張美容届に基づき、実施者の名称、出張理美容を行う場所、従業員等の状況を把握し、必要に応じ監視・指導等を行う。
久留米市		○	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設、老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。)その他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 ・演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 ・その他市長が特別の事情があるものとして承認した場合。	○			相談のあった際には「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づく衛生管理を行うよう指導を行い、状況に応じて立入調査を実施する。
長崎市		○	(1) 社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する施設をいう。)その他これに類する施設に出張して理容の業を行う場合 (2) 公演等において、その出演者に対して出演直前に理容の業を行う場合 (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合	○	・理容所・美容所に従事していない理容師・美容師は、理容師・美容師出張業務届出書を管轄する保健所長に提出する。 ・既定を添付する。		・出張理容・出張美容の実施主体は理容所・美容所の開設者に限定していない。理容所・美容所に従事していない者で出張理容・出張美容を行うおとする理容師・美容師については、保健所長への届出により衛生措置を図るための所要の基準を満たしているか確認している。
佐世保市		○	・社会福祉施設その他これに類する施設に出張して業を行う場合 ・公演等において、その出演者に対して出演直前に業を行う場合 ・市長が特別の事情があるものとして承認した場合	○	・理容所及び美容所に従事していない理美容師が出張業務を行う場合、理容師・美容師出張業務届出書を保健所長に提出する。(佐世保市理容師及び美容師の出張業務指導要領により規定) (http://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/seikat/20140613syuttuyouribiyoyoukouhtml) ・市長が特別の事情があると承認して出張業務を行う場合、理容業及び美容業出張営業承認申請書を保健所長に提出する。(佐世保市理容師法取扱規則及び佐世保市美容師法取扱規則により規定) (http://www3.e-reikin.jp/sasebo/d1w_reiki/reikhtml)		提出された理容師・美容師出張届出書に基づき、実施者名、出張業務の理由、営業場所、消毒方法、管理施設等の状況を把握し、必要に応じ指導等を行う。
大分市		○	※要領で規定している。 1 利用者が在宅の場合 疾病や事故等により概ね1カ月以上にわたり寝たきり或いは自力では起床できない状態にあって、当面その状態が続くことが見込まれ、業務の必要があると認められる者。なお、主治医が治療に当たっている在宅患者については、事前にその主治医の了解を得ること。 2 利用者が入院の場合 入院中の医療機関等に理・美容所が設置されておらず、かつ前項の状態にある入院患者。なお、事前に当該医療機関等の長の承諾を得ること。 3 利用者が入所の場合 生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により理・美容所に来ることができない者。なお、事前に当該施設の長又は管理者の承諾を得ること。 4 利用者が収容の場合 刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。 ・規定を添付する。	○	・出張業務届出書を管轄する保健所長に提出する。 なお、理・美容所に所属していない者が出張業務届出書を提出する場合にあっては、出張業務管理施設設置届も併せて提出する。規定を添付する。		・提出された出張業務届出書及び出張業務管理施設設置届に基づき、実施者の名称、営業区域、従業者等の状況を把握し、管理施設については、衛生設備等について立会い確認を行う。
宮崎市		○	・理美容所がない山間へき地において、その居住者に対して理美容を行う場合。 ・社会福祉施設、介護老人保健施設その他これらに類する施設において、その入所者に対して理美容を行う場合。 ・刑務所その他これに類する施設において、その被収容者に対して理美容を行う場合。 ・公演等において、その出演者に対して出演直前に理美容を行う場合。	○	・出張理美容届を市長に届けなければならない。(宮崎市理美容師施行条例・細則) ・出張理美容届を保健所長に提出する。 規定を添付する。 (理容師・美容師出張業務取扱要領)		要領では、『携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための専用の管理施設(出張業務管理施設)を設けなければならない。』『出張業務管理施設の措置について検査を受け合格しなければ、出張理美容を行ってはならない。』としている。 そのため、出張業務管理施設設置届を提出してもらい、施設の検査を行っている。
鹿児島市		○	(1) 警察官署、刑務所又は拘置所の長の求めに応じてこれらの施設に収容されている者に対して理(美)容を行う場合 (2) 社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合 (3) 興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に理(美)容を行う場合 (4) 理(美)容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において理容又は美容を行う場合 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない事情があると認める場合	○	・出張理(美)容届出及び出張理(美)容消毒設備等検査申請書を鹿児島市保健所長に届け出る。 (鹿児島市理容師法施行条例) http://g-reiki.city.kagoshima.lg.jp/kagoshima2/reiki_honbun/q702RG00001392.html (鹿児島市美容師法施行条例) http://g-reiki.city.kagoshima.lg.jp/kagoshima2/reiki_honbun/q702RG00001397.html		・届け出された出張理(美)容届出及び出張理(美)容消毒設備等検査申請書に基づき、検査及び確認を行う。
那覇市		○	・刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して美容を行う場合 ・社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合 ・美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合 ・前3号に掲げる場合のほか、特別の事情があると市長が認めた場合 ※別紙参照。	○	・理容師出張業務届、美容師出張業務届を那覇市保健所に提出する。 ※別紙参照。		-

山形市		○	社会福祉施設その他収容施設においてその入所者に対して、理容又は美容を行う場合。その他市長が特に必要と認める場合としています【山形市理容師・美容師法施行条例第2条】	○	・山形市内で出張して理美容業を行う場合、出張理容・出張美容業務届を保健所長に届出ることとしています。	・理美容師ごとに出張理容・出張美容業務届を届出し、届出時に器具・携行品の確認、衛生指導を行っています。
福井市		○	・司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されている者に対し、美容の業を行う場合 ・興行場法第1条第1項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、美容の業を行う場合 ・社会福祉法第2条第2項第1項から第4号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、美容の業を行う場合 ・上記に掲げる場合のほか、特別の理由により美容所以外の場合において美容の業を行う場合であって、市長がやむを得ないと認めるとき。 (福井市美容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例第4条)	○	理(美)容師出張営業承認申請書を提出する。	理(美)容所を開設(従事)していない者の出張営業は認めていない。
甲府市		○	・社会福祉施設等に入所している者であって、理容所又は美容所に来るためには介助が必要となるものに対して理容又は美容を行う場合 ・その他市長がやむを得ない事情があると認める場合	○		・立会等の確認は行っていないが、「甲府市出張理容又は出張美容に関する衛生管理要領」に基づいて出張理容・出張美容を行うよう指導している。 ※上記要領にて、出張理容・出張美容を行う者は検査を受けた理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む)としている。
寝屋川市		○	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合	○		・出張理容・出張美容の実施にあたり届出等を必要としていないため、実施者の状況を把握していない。実施の相談があれば必要に応じ指導を行う。
小樽市		○	・交通条件に恵まれない山間地その他の地域であって、理美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理容又は美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○		・出張理美容の実施主体を理美容所の開設者に限定していないが、出張理美容のみを行う際には届出等の提出を求めておらず、実態を把握していない。
町田市		○	・社会福祉施設において、その入所者に対して美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に美容を行う場合	○		・個別に相談があれば、衛生管理要領に基づいた衛生上の措置を講じるよう指導している。
藤沢市		○	(1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合	○		出張理容・出張美容を行うにあたり、特に届出制度等を設けていないが、相談があった際には「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」に基づき指導を行っております。
四日市市		○	・(1) 社会福祉施設その他の施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・(2) 前号に掲げるもののほか、市長が衛生上支障がないものとして承認した場合	○	・条例第2条第2号の承認を受けようとする者(問1-2回答の(2)に該当する場合は、出張業務承認申請書を保健所長に提出する。 ○四日市市理容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条 https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00001098.html ○四日市市理容師法施行細則第7条 https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000598.html ○四日市市美容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条 https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00001103.html ○四日市市美容師法施行細則第7条 https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000596.html	・条例第2条第2号の承認を受けようとする者(問1-2回答の(2)に該当する場合は)が提出した出張業務承認申請書に基づき、本籍地、免許証番号、免許年月日、出張業務地、出張期間、携行品目及び数量等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。 ・上記以外の場合、問い合わせがあれば、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」(平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添)を指針として活用し、衛生管理の指導を行う。
大牟田市		○	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 (2) 演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合	○		出張理容・出張美容を把握しておらず、確認等行っていない。
茅ヶ崎市		○	(1)養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合 (2)興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (3)その他市長が特に必要と認める場合	○		
千代田区		○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容を行う場合 ・規定を添付する。	○		・出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定する規定はないが、平成19年10月4日健発第1004002号厚生労働省健康局長通知「出張利用・出張美容に関する衛生管理要領について」に基づき、実施主体は理美容所の開設者であること、及び「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に則った衛生管理を行うことを指導している。
中央区		○	・区内の社会福祉施設において、社会福祉施設に入所する者に対して行う場合 ・医療法に規定する病院又は診療所のうち、区内の病院又は診療所において、病院等の入院患者に対して行う場合 ・区内の劇場において、劇場に出演する者等に対して、出演するための理容又は美容を行う場合 ・前に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認める場合 ※規定を添付する。	○		・ホームページ上の出張理容・美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先等について掲載し、周知を行う予定。
港区		○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容・美容を行う場合 ・演劇等に出演する者に対して、出演等の直前に理容・美容を行う場合	○		・出張の実施について開設者に限定しているわけではないが、衛生面の確保等を目的として、店舗を拠点として出張行為を行うことが望ましい旨指導している。
新宿区		○	・規則で定める社会福祉施設その他の物件において、その利用者を対象として美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、その出演等の直前に美容を行う場合 ・条例及び規則を添付する。	○		・現在まで事例がない。
文京区		○	・社会福祉施設等において、その入所者等に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合	○		・相談時に助言・指導等を行う。
台東区		○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して出演等の直前に施術を行う場合	○		出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者及び従事者が実施するよう指導している。

墨田区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設及びその他の施設で墨田区規則(※)で定めるものにおいて、その入所者に対して理容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して出演等の直前に理容を行う場合 <p>※規則で定める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター ・児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設、乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設 ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム ・介護保険法に規定する介護老人保健施設 ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設 ・医療法に規定する病院 ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設及び少年院法に規定する少年院 	○			相談があった場合には、衛生的取り扱いについて説明している。
江東区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で定める施設において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合 <p>※規定(江東区理容師法施行条例、江東区美容師法施行条例施行規則、江東区美容師法施行条例、江東区美容師法施行条例施行規則)を添付する</p>	○			・衛生の確保状況について確認は行っていない。しかし、衛生を確保するために、出張理容・出張美容の相談があった際には理容師法第9条及び美容師法第8条「理容・美容の業を行う場合に構すべき措置」を講じるよう指導している。
品川区	○		○			届出・承認などを規定していないため、実施者の衛生の確保状況の確認おこなっていないが、実施者から相談があった場合は要領に従って指導をおこなう。
目黒区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			
大田区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容を行う場合 	○			・要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページにより出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置の周知を図っている。
世田谷区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設その他の施設等でその入所者に対して美容を行う場合 ・演劇に出演する者その他これに類する者に対してその出演等の直前に美容を行う場合 	○			・保健所に出張理容・出張美容の相談があった場合は、その衛生管理について指導を行っている。
渋谷区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・区規則で定める社会福祉施設等において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合 	○			
中野区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で定める社会福祉施設等において、その入居者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合 <p>(規定)</p> <p>中野区理容師法施行条例 第4条 中野区理容師法施行細則 第5条 中野区美容師法施行条例 第4条 中野区美容師法施行細則 第5条</p>	○			出張理容・出張美容に関する届出等についての規定がないため、把握しておりません。
杉並区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出席する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			出張美容に関し、届出等を規定していないため、実施者の衛生の確保状況については確認できません。
豊島区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			社会福祉施設等の入浴施設調査時に、必要に応じて確認している。
北区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に美容を行う場合 	○			・出張理容・出張美容に当たり事前指導を実施し、実施者の名称、連絡先、出張施設名称を把握し、必要に応じ指導等を行う。
荒川区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			・出張業務に関する理美容所等からの問合せに対し、法令の遵守や器具等の消毒・取り扱いなどについて指導等を行う。
板橋区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			・出張理容・出張美容の実施者は、区が発行する理美容券を扱う理容・美容組合に所属する理・美容師が主なため、各組合に対して指導を実施している。 ・社会福祉施設等に対しては、東京都板橋区美容師法施行条例にて開設時の施設基準(面積)を緩和することで届出を促し、一斉検査時等に指導を行っている。
練馬区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演するものに対して、出演等の直前に施術を行う場合 <p>・規定を添付する</p>	○			実施していない。
足立区	○	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 (2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			確認していない。
葛飾区	○		○			出張理容・出張美容に関する相談があった場合は、衛生管理要領に規定する講ずべき衛生措置等について説明を行っている。
江戸川区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合 	○			・届出等の規定はしていないが、ホームページにより出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置等について周知している。

薬生衛発1227第1号
令和3年12月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）

出張理容・出張美容については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「課長通知」という。）等をお示しし、ご対応いただいているところですが、今般、当課において、都道府県等（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）における出張理容・出張美容に関する条例の例を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

都道府県等によっては、条例又は要綱等において出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所に限定していない場合や都道府県知事（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）への届出・承認の規定を設けていない場合もあるものと承知していますが、出張理容・出張美容の対象者は、高齢者や疾病等を持つ方が多いことから特に衛生措置を確保することが求められること、又、最近の感染症に対する衛生観念・意識の高まりからも要領や課長通知でお示ししているとおり、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより、出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

出張理容・出張美容に関する条例の例

1. (1) 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされている例【福島県、茨城県、
沖縄県、奈良市】（p 1）
(2) 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体の承認が必要とされている例【高知県】（p 5）
2. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされ、さらに携行品、消毒設備等の
現物・現地確認が必要とされている例【船橋市、岐阜市、大分市、鹿児島市、山形市】（p 6）
3. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされ、その後講習の受講が義務づけ
られている例【埼玉県、越谷市】（p 18）
4. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって実施主体を理容所・美容所の開設者に限定している例【沖縄
県、福井市】（p 22）
5. その他（社会福祉施設等では設置要件が緩和されている例）【東京都、足立区】（p 25）

< 1. (1) 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされている例 >

		理容	美容
福島県	条例	<p>○福島県理容師法施行条例(平成12年条例第71号) (理容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容を行う場合</p> <p>二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容を行う場合</p> <p>三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより理容を行う場合</p> <p>(出張営業の届出)</p> <p>第三条 理容所において理容の業を行っていない理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において理容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更を生じたとき又は理容所以外の場所において理容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>○福島県美容師法施行条例(平成12年条例第72号) (美容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して美容を行う場合</p> <p>二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において美容を行う場合</p> <p>三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより美容を行う場合</p> <p>(出張営業の届出)</p> <p>第三条 美容所において美容の業を行っていない美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において美容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更を生じたとき又は美容所以外の場所において美容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p>
	施行細則	<p>○福島県理容師法施行細則(昭和44年福島県規則第7号) (届出等)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める届出書等により行うものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 福島県理容師法施行条例(平成十二年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定による理容所以外の場所における理容の業の開始の届出 理容師出張営業届(様式第八号)</p> <p>七 条例第三条第二項の規定による届出事項の変更の届出 理容師出張営業変更届(様式第九号)</p>	<p>○福島県美容師法施行細則(昭和44年福島県規則第8号) (届出等)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める届出書等により行うものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 福島県美容師法施行条例(平成十二年福島県条例第七十二号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定による美容所以外の場所における美容の業の開始の届出 美容師出張営業届(様式第八号)</p> <p>七 条例第三条第二項の規定による届出事項の変更の届出 美容師出張営業変更届(様式第九号)</p>

		八 条例第三条第二項の規定による理容所以外の場所における理容の業の廃止の届出 理容師出張営業廃止届(様式第十号)	八 条例第三条第二項の規定による美容所以外の場所における美容の業の廃止の届出 美容師出張営業廃止届(様式第十号)
茨城県	条例	○茨城県理容師法施行条例(平成 11 年条例第 61 号) (理容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第 4 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものに入所し、又は通所している者に対して当該施設において理容を行う場合 (2) 前号に定めるもののほか、政令第 4 条第 1 号に準ずるものとして規則で定める場合	○茨城県美容師法施行条例(平成 11 年条例第 62 号) (美容所以外の場所において業を行うことができる場合) 第 4 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものに入所し、又は通所している者に対して当該施設において美容を行う場合 (2) 前号に定めるもののほか、政令第 4 条第 1 号に準ずるものとして規則で定める場合
	施行細則	○茨城県理容師法施行細則(平成 10 年茨城県規則第 10 号) (理容所以外の場所等) 第 6 条 条例第 4 条第 1 号の社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 31 条に規定する身体障害者福祉センター (3) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設 (4) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設及び同条第 26 項に規定する福祉ホーム (6) 刑務所等の矯正施設 第 7 条 条例第 4 条第 2 号の規則で定める場合は、次に掲げる者のうち理容所に来ることが困難な者に対して、その者の自宅において理容を行う場合とする。 (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者	○茨城県美容師法施行細則(平成 10 年茨城県規則第 11 号) (美容所以外の場所等) 第 6 条 条例第 4 条第 1 号の社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 31 条に規定する身体障害者福祉センター (3) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設 (4) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設及び同条第 26 項に規定する福祉ホーム (6) 刑務所等の矯正施設 第 7 条 条例第 4 条第 2 号の規則で定める場合は、次に掲げる者のうち美容所に来ることが困難な者に対して、その者の自宅において美容を行う場合とする。 (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

		<p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(4) 介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者及び同条第 4 項に規定する要支援者</p>	<p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(4) 介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者及び同条第 4 項に規定する要支援者</p>
	要綱等	<p>○ 茨城県出張理容・出張美容に関する衛生指導要綱 第4 出張業務開始届出等</p> <p>1 出張業務を行おうとする理容師又は美容師は、その業務所又は業務の管理を行う場所の所在地を管轄する保健所長に様式第1号により出張業務の開始を届出なければならない。</p> <p>なお、業務所若しくは業務の管理を行う場所の所在地が茨城県外である理容師又は美容師にあつては、主に出張業務を行おうとする地域を管轄する保健所長に届出るものとする。</p> <p>2 前項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務開始届出済証(様式第2号)を交付するとともに出張業務一覧表(様式第3号)を調製し、それを備え付けるものとする。</p> <p>3 営業者は、出張業務を行うときには前項の出張業務開始届出済証を携行し、その営業場所においてこれを掲示しなければならない。</p>	
沖縄県	条例	<p>○沖縄県理容師法施行条例(平成 12 年条例第 26 号) (理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)</p> <p>第4条 理容師法施行令(昭和 28 年政令第 232 号)第4条第3号の条例で定める理容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>(1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して理容を行う場合</p> <p>(2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合</p> <p>(3) 理容所又は美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容を行う場合</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情により知事が承認した場合</p>	<p>○沖縄県美容師法施行条例(平成 12 年条例第 27 号) (美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)</p> <p>第4条 美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号)第4条第3号の条例で定める美容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>(1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して美容を行う場合</p> <p>(2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合</p> <p>(3) 美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情により知事が承認した場合</p>
	施行細則	<p>○理容師法施行細則(平成 10 年規則第 43 号) (理容師出張業届)</p> <p>第8条 理容師は、法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとするときは、あらかじめ理容師出張業届(第 11 号様式)を知事に提出しなければならない。</p>	<p>○美容師法施行細則(平成 10 年規則第 44 号) (美容師出張業届)</p> <p>第8条 美容師は、法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとするときは、あらかじめ美容師出張業届(第 11 号様式)を知事に提出しなければならない。</p>

奈良市	条例	<p>○奈良市理容師法施行条例(平成 24 年条例第 62 号) (理容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第2条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 理容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容を行う場合 (2) 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合</p>	<p>○奈良市美容師法施行条例(平成 24 年条例第 61 号) (美容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第2条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で美容を行う場合 (2) 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合</p>
	施行細則	<p>○奈良市理容師法施行細則(平成 14 年規則第 23 号) (出張営業の届出) 第2条 法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所においてその業を行おうとする者は、<u>理容出張営業届(別記第1号様式)に、省令第 19 条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、省令又はこの規則の規定により既に当該診断書が提出されている者にあつては、当該診断書の添付を要しないものとする。</u> 2 前項の届出書を提出する場合には、理容師免許証又は理容師免許証明書を提示しなければならない。</p>	<p>○奈良市美容師法施行細則(平成 14 年規則第 22 号) (出張営業の届出) 第2条 法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所においてその業を行おうとする者は、<u>美容出張営業届(別記第1号様式)に、省令第 19 条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、省令又はこの規則の規定により既に当該診断書が提出されている者にあつては、当該診断書の添付を要しないものとする。</u> 2 前項の届出書を提出する場合には、美容師免許証又は美容師免許証明書を提示しなければならない。</p>

< 1. (2) 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への承認が必要とされている例 >

		理容	美容
高知県	条例	<p>○高知県理容師法施行条例(平成12年条例第13号) (出張理容)</p> <p>第6条 政令第4条第3号の規定による理容所以外の場所において業を行うこと(以下この条において「出張理容」という。)ができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 司法警察職員等の求めにより、被疑者等に対して理容を行う場合</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容を行う場合</p> <p>(3) 理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で理容を行う場合等知事が特別の理由があると認めた場合</p> <p><u>2 前項第3号の場合において、出張理容を行おうとする者は、あらかじめ、その期間、回数、場所、対象人員及び理由を記載した書面に理容師免許証の写しを添えて、知事に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 知事は、前項の承認を行ったときは、当該申請をした者に出張理容承認証を交付するものとする。</p> <p>4 第1項第3号の場合において、出張理容を行う者は、出張理容中常に前項の出張理容承認証を携帯しなければならない。</p>	<p>○高知県美容師法施行条例(平成12年条例第14号) (出張美容)</p> <p>第6条 政令第4条第3号の規定による美容所以外の場所において業を行うこと(以下この条において「出張美容」という。)ができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 司法警察職員等の求めにより、被疑者等に対して美容を行う場合</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して美容を行う場合</p> <p>(3) 美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で美容を行う場合等知事が特別の理由があると認めた場合</p> <p><u>2 前項第3号の場合において、出張美容を行おうとする者は、あらかじめ、その期間、回数、場所、対象人員及び理由を記載した書面に美容師免許証の写しを添えて、知事に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 知事は、前項の承認を行ったときは、当該申請をした者に出張美容承認証を交付するものとする。</p> <p>4 第1項第3号の場合において、出張美容を行う者は、出張美容中常に前項の出張美容承認証を携帯しなければならない。</p>
	施行細則	<p>○高知県理容師法施行細則(平成5年規則第5号) (様式)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) 条例第6条第2項の規定による出張理容承認申請書 別記第11号様式</p> <p>(12) 条例第6条第3項に規定する出張理容承認証 別記第12号様式</p>	<p>○高知県美容師法施行細則(平成5年規則第6号) (様式)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) 条例第6条第2項の規定による出張美容承認申請書 別記第11号様式</p> <p>(12) 条例第6条第3項に規定する出張美容承認証 別記第12号様式</p>

< 2. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされ、さらに携行品、消毒設備等の現物・現地確認が必要とされている例 >

		理容	美容
船橋市	条例	<p>○船橋市理容師法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例(平成24年条例第47号) (理容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号に規定する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容を行う場合</p> <p>(2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対して、その演芸等の直前に理容を行う場合</p>	<p>○船橋市美容師法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例(平成24年条例第48号) (美容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号に規定する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して美容を行う場合</p> <p>(2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対して、その演芸等の直前に美容を行う場合</p>
	要綱等	<p>○船橋市出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱 (出張業務を行うことができる者)</p> <p>第4条 出張業務を行うことができる者は、理容師又は美容師(以下「理・美容師」という。)であって、次の各号に該当する者とする。</p> <p>① 船橋市内において理容師法第11条の2の規定による確認を受けた理容所又は美容師法第12条の規定による確認を受けた美容所(以下「理・美容所」という。)の従業者であって、当該理・美容所の洗浄、消毒設備を利用できる者</p> <p>② 出張業務に必要な器具類の洗浄、消毒設備を有する者 (衛生措置)</p> <p>第5条 出張業務を行う場合に講じなければならない衛生措置は別表のとおりとする。 (出張業務開始の届出等)</p> <p>第6条 第4条第2号に規定する者が市内において出張業務を行おうとする場合は、出張業務届(様式第1号)に結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(発行1か月以内のもの)を添付し、出張業務を行う際の携行品及び消毒用品を提示し、あらかじめ船橋市保健所長(以下「保健所長」という。)に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務届に收受印を押印したのち、写しを交付するものとする。</p> <p>3 出張業務届の写しの交付を受けた理・美容師は、出張業務を行うときには、当該写しを常に携帯し、関係者の求めがあったときは、これを提示しなければならない。 (変更届出等)</p> <p>第7条 出張業務を行う理・美容師は、前条第1項の規定により届け出た事項のうち理・美容師の氏名、住所、連絡先に変更を生じたとき、又はその出張業務を行わなくなったときは、出張業務(変更・廃止)届(様式第2号)により、すみやかに保健所長に届け出なければならない。</p>	

		<p>別表 船橋市出張理容・出張美容における衛生措置</p> <p>第2 携行品等</p> <p><u>出張業務を行う際には、次の器具等を携行すること。</u></p> <p>1 洗淨及び消毒済みのはさみ等の器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できる容器</p> <p>2 使用済みのはさみ等の器具を、安全に収納できる容器</p> <p>3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの</p> <p>4 外傷に対する救急措置に必要な薬品及び衛生材料</p> <p>5 手洗いに必要な石けん、消毒液等</p> <p>第3 管理</p> <p>1 作業環境の管理</p> <p>(1) 作業を行う部屋(場所)には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。</p> <p>(2) 作業終了後は、作業を行う部屋(場所)の清掃を十分行い、清潔にすること。</p> <p>2 携行品等の管理</p> <p>(1) 洗淨及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。</p> <p>(2) 血液の付着した器具又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。</p>	
岐阜市	条例	<p>○岐阜市理容師法施行条例(平成 21 年条例第 48 号)</p> <p>(出張理容を行うことができる場合)</p> <p>第 1 条の 4 理容師法施行令(昭和 28 年政令第 232 号)第 4 条第 3 号の規定により条例で定める理容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容を行う場合</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事情があるものとして認める場合</p> <p>(出張理容の届出)</p> <p>第 2 条 市内で出張理容を行おうとする理容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又は出張理容をやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 市長は、前 2 項の規定による届出をすべき者が、正当な理由がなく当該届出をせず、又は虚偽の記載をして当該届出をしたときは、</p>	<p>○岐阜市美容師法施行条例(平成 21 年条例第 49 号)</p> <p>(出張美容を行うことができる場合)</p> <p>第 1 条の 4 美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号)第 4 条第 3 号の規定により条例で定める美容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して美容を行う場合</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事情があるものとして認める場合</p> <p>(出張美容の届出)</p> <p>第 2 条 市内で出張美容を行おうとする美容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又は出張美容をやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 市長は、前 2 項の規定による届出をすべき者が、正当な理由がなく当該届出をせず、又は虚偽の記載をして当該届出をしたときは、そ</p>

	<p>その者に対し、相当の期限を定めて、当該届出を行い、又は当該届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。</p> <p><u>(出張理容消毒設備等の検査及び確認)</u></p> <p><u>第 3 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、出張理容消毒設備等について市長の検査を受け、法第 9 条の措置を講ずるに適合する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 市長は、前項の検査を受けるべき者が、正当な理由がなく当該検査を受けず、又は前項の確認を受けずに出張理容を行ったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該検査を受け、又は当該確認を受けるべきことを勧告することができる。</p> <p>(公表)</p> <p>第 4 条 市長は、第 2 条第 3 項及び前条第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(出張理容等の立入検査)</p> <p>第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、その職員に、出張理容消毒設備等を管理する場所又は出張理容を行う場所に立ち入り、法第 9 条の措置の実施状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、理容師法施行規則(平成 10 年厚生省令第 4 号)第 28 条に規定する環境衛生監視員とする。</p> <p>3 第 1 項の規定により検査を行う環境衛生監視員は、環境衛生監視員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>の者に対し、相当の期限を定めて、当該届出を行い、又は当該届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。</p> <p><u>(出張美容消毒設備等の検査及び確認)</u></p> <p><u>第 3 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、出張美容消毒設備等について市長の検査を受け、法第 8 条の措置を講ずるに適合する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 市長は、前項の検査を受けるべき者が、正当な理由がなく当該検査を受けず、又は前項の確認を受けずに出張美容を行ったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該検査を受け、又は当該確認を受けるべきことを勧告することができる。</p> <p>(公表)</p> <p>第 4 条 市長は、第 2 条第 3 項及び前条第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(出張美容等の立入検査)</p> <p>第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、その職員に、出張美容消毒設備等を管理する場所又は出張美容を行う場所に立ち入り、法第 8 条の措置の実施状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、美容師法施行規則(平成 10 年厚生省令第 7 号)第 28 条に規定する環境衛生監視員とする。</p> <p>3 第 1 項の規定により検査を行う環境衛生監視員は、環境衛生監視員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>施行細則</p>	<p>○岐阜市理容師法施行細則(昭和 60 年規則第 31 号)</p> <p><u>(出張理容の届出)</u></p> <p><u>第 10 条 条例第 2 条第 1 項の規定により出張理容を行う旨を届け出ようとする理容師は、出張理容届出書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 理容師免許証の写し</p>	<p>○岐阜市美容師法施行細則(昭和 60 年規則第 32 号)</p> <p><u>(出張美容の届出)</u></p> <p><u>第 10 条 条例第 2 条第 1 項の規定により出張美容を行う旨を届け出ようとする美容師は、出張美容届出書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 美容師免許証の写し</p>

(2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

(3) 理容所が法第 11 条の 2 の確認を受けていることを証する書類(理容所の従業者である理容師がその理容所の消毒設備を使用する場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、市内の理容所の従業者である理容師にあつては、同項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、岐阜県理容師法施行条例(平成 12 年岐阜県条例第 5 号。以下「県条例」という。)第 5 条第 1 項の規定による届出を行った理容師にあつては、第 1 項各号に掲げる書類の添付に代えて、岐阜県理容師法施行細則(昭和 34 年岐阜県規則第 160 号)第 11 条第 1 項の出張理容届出済証の写しを添付することができる。

(出張理容に係る変更の届出)

第 11 条 条例第 2 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定により届け出た事項に変更があつた旨を届け出ようとする者は、出張理容変更届出書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

(出張理容に係る廃止の届出)

第 12 条 条例第 2 条第 2 項の規定により出張理容をやめた旨を届け出ようとする者は、出張理容廃止届出書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(出張理容届出済証)

第 13 条 市長は、出張理容届出書又は出張理容変更届出書の提出があつたときは、出張理容届出済証(様式第 12 号)を交付するものとする。

2 理容師は、出張理容を行う際には、前項の規定により交付された出張理容届出済証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定により交付された出張理容届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、出張理容届出済証再交付申請書(様式第 13 号)により、出張理容届出済証の再交付を申請することができる。

(2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

(3) 美容所が法第 12 条の確認を受けていることを証する書類(美容所の従業者である美容師がその美容所の消毒設備を使用する場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、市内の美容所の従業者である美容師にあつては、同項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、岐阜県美容師法施行条例(平成 12 年岐阜県条例第 6 号。以下「県条例」という。)第 5 条第 1 項の規定による届出を行った美容師にあつては、第 1 項各号に掲げる書類の添付に代えて、岐阜県美容師法施行細則(昭和 34 年岐阜県規則第 161 号)第 11 条第 1 項の出張美容届出済証の写しを添付することができる。

(出張美容に係る変更の届出)

第 11 条 条例第 2 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定により届け出た事項に変更があつた旨を届け出ようとする者は、出張美容変更届出書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

(出張美容に係る廃止の届出)

第 12 条 条例第 2 条第 2 項の規定により出張美容をやめた旨を届け出ようとする者は、出張美容廃止届出書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(出張美容届出済証)

第 13 条 市長は、出張美容届出書又は出張美容変更届出書の提出があつたときは、出張美容届出済証(様式第 12 号)を交付するものとする。

2 美容師は、出張美容を行う際には、前項の規定により交付された出張美容届出済証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定により交付された出張美容届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、出張美容届出済証再交付申請書(様式第 13 号)により、出張美容届出済証の再交付を申請することができる。

	<p>(出張理容消毒設備等検査確認済証の交付)</p> <p>第 14 条 市長は、条例第 3 条第 1 項の確認をしたときは、出張理容消毒設備等検査確認済証(様式第 14 号)を交付するものとする。</p> <p>(出張理容消毒設備等の検査の省略)</p> <p>第 15 条 条例第 3 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる者が出張理容を行う場合とする。</p> <p>(1) 理容所の従業者であって、その理容所の消毒設備を利用する理容師</p> <p>(2) 県条例第 6 条第 1 項の確認を受けた理容師</p>	<p>(出張美容消毒設備等検査確認済証の交付)</p> <p>第 14 条 市長は、条例第 3 条第 1 項の確認をしたときは、出張美容消毒設備等検査確認済証(様式第 14 号)を交付するものとする。</p> <p>(出張美容消毒設備等の検査の省略)</p> <p>第 15 条 条例第 3 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる者が出張美容を行う場合とする。</p> <p>(1) 美容所の従業者であって、その美容所の消毒設備を利用する美容師</p> <p>(2) 県条例第 6 条第 1 項の確認を受けた美容師</p>
大分市	<p>要綱等</p> <p>○大分市出張理容・出張美容衛生指導要領(平成27年1月1日大分市保健所衛生課)</p> <p>第3 利用者の範囲</p> <p>利用者の範囲は、理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条で規定するほか、次のとおりとする。</p> <p>1 利用者が在宅の場合</p> <p>疾病や事故等により概ね1カ月以上にわたり寝たきり或いは自力では起床できない状態にあつて、当面その状態が続くことが見込まれ、業務の必要があると認められる者。なお、主治医が治療に当たっている在宅患者については、事前にその主治医の了解を得ること。</p> <p>2 利用者が入院の場合</p> <p>入院中の医療機関等に理・美容所が設置されておらず、かつ前項の状態にある入院患者。なお、事前に当該医療機関等の長の承諾を得ること。</p> <p>3 利用者が入所の場合</p> <p>生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により 理・美容所 に来ることができない者。なお、事前に当該施設の長又は管理者の承諾を得ること。</p> <p>4 利用者が収容の場合</p> <p>刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。</p> <p>第4 衛生措置</p> <p>2 携行品等</p> <p>業務を行う場合は、次の器具等を携行すること。なお、業務に必要な器具、布片等の数量は、利用者数を考慮し、衛生措置を講ずるに必要な数とすること。</p> <p>(1) 洗淨及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの</p> <p>(2) 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を安全に収納できるもの</p> <p>(3) 消毒された布巾類・タオルとこれらを衛生的に収納できるもの</p> <p>(4) 外傷用救急処置薬品及び衛生材料</p> <p>(5) 石ケン、消毒液等</p>	

(6) 清掃用具

(7) その他業務に必要な器具布片等

第5 管理施設の設置

理・美容所に所属しない理・美容師が業務を行おうとする場合は、携行品等を保管し、消毒等を行うため、業務の管理施設を設置し、次の措置を講ずること。

(1) 常に清潔に保つこと。

(2) 消毒設備を設けること。

(3) 換気を十分に行うこと。

(4) 隔壁等により外部と区分し、ねずみ昆虫等の侵入を防止できる構造とすること。

(5) 器具類の洗い場には、排水設備を設けること。

(6) 消毒済みの器具と未消毒の器具とに区別して保管する設備を設けること。

(7) 業務に必要な器具及び布片を備えること。

第6 出張業務の届出等

1 業務を行える者は、原則として、理・美容所を開設している理・美容師又は理・美容所に所属し、施設の消毒設備を利用できる理・美容師とする。

これによらない場合は、業務に必要な布片類、器具類を備え、その洗浄・消毒が行える設備を有する理・美容師とする。

2 出張理・美容の届出は次の者が行うこととする。

(1) 被雇用者である理・美容師が、雇用者の事業の一環として行う場合は雇用者

(2) (1)以外の場合は、業務を行う理・美容師

3 業務を行おうとする理・美容師は、出張業務届出書(別記様式第1号)を、業務開始予定日までに十分な余裕をもって、保健所長に提出するものとする。

なお、営業施設若しくは業務の管理施設の所在地が大分市外である理・美容師が施術場所を大分市内とする時も同様とする。

4 前項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務届出済証(別記様式第2号)を交付するとともに出張業務一覧表(別記様式第3号)を作成するものとする。

5 理・美容師は、業務を行うときは、前項の出張業務届出済証を携行するとともに、施術場所において、これを掲示しなければならない。

6 出張業務届出書の有効期間は、5年以内とする。

7 理・美容所に所属していない者が出張業務届出書を提出する場合にあっては、出張業務管理施設設置届(別記様式第4号)及び結核、皮膚疾患の有無に関する医師の診断書を提出し、保健所長から携行する器具類等の確認を受けなければならない。

8 自動車により移動して出張業務を行う場合にあっては、出張業務移動(理容・美容)車設置届(別記様式第5号)を提出しなければならない。

9 業務を行ったときは、出張業務記録簿(別記様式第6号)に記録し、2年間保存し、保健所長から提出を求められた場合は提出しなければならない。

第7 変更届等

	<p>1 出張業務届出者は、届出事項のうち次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく保健所長に届出事項変更届(別記様式第7号)を提出するものとする。ただし、営業施設において、理容師法又は美容師法の規定により同一の事項について変更の届出が行われている場合は、この限りでない。</p> <p>ア 営業者の氏名又は住所 イ 営業施設又は業務の管理施設の名称又は所在地 ウ 従業者として届出のある理・美容師の氏名</p> <p>2 営業施設若しくは業務の管理施設の所在地が大分市外である営業者は、前項に掲げる事項の他、次に掲げる事項について変更を生じたときも前項の規定による変更の届出を行うものとする。</p> <p>ア 携行品のうち衛生措置に係るものの内容及び数量 イ 衛生措置の方法</p> <p>3 営業者は、業務を行わなくなったときは、保健所長に出張業務廃止届(別記様式第8号)を提出するものとする。</p> <p>4 営業者は、第6の規定に基づき保健所長から交付された出張業務届出済証を亡失又は汚損したときは、出張業務届出済証再交付申請書(別記様式第9号)により再交付を申し出ることができる。</p> <p>5 保健所長は、前項の規定による申し出があったときは、出張業務届出済証を再交付するものとする。</p>	
鹿児島市	<p>条例</p> <p>○鹿児島市理容師法施行条例(平成24年条例第59号) (出張理容ができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号の条例で定める出張理容ができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警察官署、刑務所又は拘置所の長の求めに応じてこれらの施設に收容されている者に対して理容を行う場合 (2) 社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して理容を行う場合 (3) 興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に理容を行う場合 (4) 理容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において理容を行う場合 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない事情があると認める場合</p> <p>(出張理容の届出)</p> <p>第5条 出張理容を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、政令第4条第2号又は前条第1号、第3号若しくは第5号に掲げる場合は、この限りでない。</p>	<p>○鹿児島市美容師法施行条例(平成24年条例第64号) (出張美容ができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号の条例で定める出張美容ができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警察官署、刑務所又は拘置所の長の求めに応じてこれらの施設に收容されている者に対して美容を行う場合 (2) 社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して美容を行う場合 (3) 興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に美容を行う場合 (4) 美容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において美容を行う場合 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない事情があると認める場合</p> <p>(出張美容の届出)</p> <p>第5条 出張美容を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、政令第4条第2号又は前条第1号、第3号若しくは第5号に掲げる場合は、この限りでない。</p>

	<p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたとき又は出張理容を廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 市長は、前 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(出張理容消毒設備等の検査及び確認)</p> <p><u>第 6 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、出張理容消毒設備等について市長の検査を受け、法第 9 条の措置を講ずるに適合する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 市長は、前項の確認を受けずに出張理容を行った者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>	<p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたとき又は出張美容を廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 市長は、前 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(出張美容消毒設備等の検査及び確認)</p> <p><u>第 6 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、出張美容消毒設備等について市長の検査を受け、法第 13 条の措置を講ずるに適合する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 市長は、前項の確認を受けずに出張美容を行った者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
<p>施行細則</p>	<p>○鹿児島市理容師法施行細則(平成 8 年規則第 45 号) (理容所以外での業務承認等)</p> <p>第 8 条 条例第 4 条第 5 号の規定により承認を受けようとする者は、あらかじめ、理容所以外での業務承認申請書(様式第 6)を保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 保健所長は、前項の申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、理容所以外での業務承認書(様式第 7。以下「承認書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 前項の承認を受けた者は、就業中にあっては、承認書を携帯しなければならない。</p> <p>(出張理容の届出及び出張理容消毒設備等の検査申請)</p> <p>第 9 条 条例第 5 条第 1 項の規定により出張理容の届出をし、条例第 6 条第 1 項の規定により出張理容消毒設備等の検査及び確認を受けようとする者は、出張理容届出及び出張理容消毒設備等検査申請書(様式第 8)に必要な書類を添付して、保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(出張理容届出済証の交付)</p> <p>第 10 条 保健所長は、条例第 5 条第 1 項の規定による出張理容の届出があったときは、当該届出者に対し、出張理容届出済証(様式第 9)を交付するものとする。</p>	<p>鹿児島市美容師法施行細則(平成 8 年規則第 46 号) (美容所以外での業務承認等)</p> <p>第 8 条 条例第 4 条第 5 号の規定により承認を受けようとする者は、あらかじめ、美容所以外での業務承認申請書(様式第 6)を保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 保健所長は、前項の申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、美容所以外での業務承認書(様式第 7。以下「承認書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 前項の承認を受けた者は、就業中にあっては、承認書を携帯しなければならない。</p> <p>(出張美容の届出及び出張美容消毒設備等の検査申請)</p> <p>第 9 条 条例第 5 条第 1 項の規定により出張美容の届出をし、条例第 6 条第 1 項の規定により出張美容消毒設備等の検査及び確認を受けようとする者は、出張美容届出及び出張美容消毒設備等検査申請書(様式第 8)に必要な書類を添付して、保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(出張美容届出済証の交付)</p> <p>第 10 条 保健所長は、条例第 5 条第 1 項の規定による出張美容の届出があったときは、当該届出者に対し、出張美容届出済証(様式第 9)を交付するものとする。</p>

	<p>2 出張理容届出済証の交付を受けた者は、出張理容を行うときは、当該出張理容届出済証を出張理容を行う理容師に携帯させなければならない。 (出張理容の変更等の届出)</p> <p>第 11 条 出張理容の届出者は、条例第 5 条第 2 項の規定により出張理容の届出事項の変更又は出張理容の廃止に係る届出をするときは、様式第 10 による届出書に必要な書類を添付して、保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 保健所長は、前項の規定により、出張理容届出済証の記載事項に係る届出事項の変更の届出があったときは、当該届出をした者に対し、出張理容届出済証を書き換えて交付する。 (出張理容届出済証の再交付申請)</p> <p>第 12 条 出張理容の届出者は、出張理容届出済証を亡失し、又は破損したときは、出張理容届出済証再交付申請書(様式第 11)を保健所長に提出しなければならない。この場合において、破損によるときは、当該申請書に当該出張理容届出済証を添付しなければならない。</p> <p>2 保健所長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請をした者に対し、出張理容届出済証を再交付する。 (出張理容消毒設備等の検査及び確認)</p> <p>第 13 条 保健所長は、条例第 6 条第 1 項に規定する出張理容消毒設備等の検査及び確認を行い、当該設備等が法第 9 条に規定する措置を講ずるに適することを確認したときは、出張理容の届出をした者に対し、出張理容消毒設備等検査確認済証(様式第 12)を交付するものとする。</p> <p>2 条例第 6 条第 1 項ただし書の規則で定める場合は、検査確認済証が交付された理容所の消毒設備を使用して消毒を行う理容師が出張理容を行う場合とする。</p>	<p>2 出張美容届出済証の交付を受けた者は、出張美容を行うときは、当該出張美容届出済証を出張美容を行う美容師に携帯させなければならない。 (出張美容の変更等の届出)</p> <p>第 11 条 出張美容の届出者は、条例第 5 条第 2 項の規定により出張美容の届出事項の変更又は出張美容の廃止に係る届出をするときは、様式第 10 による届出書に必要な書類を添付して、保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 保健所長は、前項の規定により、出張美容届出済証の記載事項に係る届出事項の変更の届出があったときは、当該届出をした者に対し、出張美容届出済証を書き換えて交付する。 (出張美容届出済証の再交付申請)</p> <p>第 12 条 出張美容の届出者は、出張美容届出済証を亡失し、又は破損したときは、出張美容届出済証再交付申請書(様式第 11)を保健所長に提出しなければならない。この場合において、破損によるときは、当該申請書に当該出張美容届出済証を添付しなければならない。</p> <p>2 保健所長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請をした者に対し、出張美容届出済証を再交付する。 (出張美容消毒設備等の検査及び確認)</p> <p>第 13 条 保健所長は、条例第 6 条第 1 項に規定する出張美容消毒設備等の検査及び確認を行い、当該設備等が法第 8 条に規定する措置を講ずるに適することを確認したときは、出張美容の届出をした者に対し、出張美容消毒設備等検査確認済証(様式第 12)を交付するものとする。</p> <p>2 条例第 6 条第 1 項ただし書の規則で定める場合は、検査確認済証が交付された美容所の消毒設備を使用して消毒を行う美容師が出張美容を行う場合とする。</p>
山形市	<p>要綱等</p> <p>○山形市出張理容・美容衛生等指導要領(令和3年3月10日)</p> <p>第4 出張理美容ができる場合</p> <p>1 疾病その他の理由により、理美容所に来ることができない者に対して理容又は美容を行う場合(理容師法施行令(昭和28年政令第232号))第4条第1項項及び美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第1号)</p> <p>なお、対象となる者には、次のような者が該当すると考えられる。</p>	

- (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障がい、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理美容所に来ることが困難であると認められるもの
- (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容又は美容を行う場合（理容師法施行令第4条第2号及び美容師法施行令第4条第2号）

3 社会福祉施設その他収容施設においてその入所者に対して理容又は美容を行う場合（山形市理容師法施行条例第2条及び山形市美容師法施行条例第2条）

なお、対象となる施設は次のいずれかに該当する施設及び該当する事業を行う施設であり、施術の対象者は入所又は入居により支援を行う施設の入所者（入居者）並びに通所により支援を行う施設又は事業所の利用者のうち自ら外出等その場を移動することが困難な者であること。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号まで及び同条第3項第4号及び第4号の2に規定する社会福祉事業のうち入所又は入居により支援を行う施設及び通所により支援を行う施設事業所を経営する事業
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険事業のうち入所又は入居により支援を行う施設及び通所により支援を行う施設事業所を経営する事業
- (3) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づく刑事収容施設
- (4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく入管収容施設

第5 衛生等指導事項

2 携行品等

出張理美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

なお、複数人に対し理容又は美容を行う場合は、1人ごとに消毒された器具、タオル等を用いるのに十分な数量を携行すること。

- (1) 洗淨及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具並びにこれらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- (2) 使用済みののはさみ等の理容器具・美容器具を安全に収納できるもの
- (3) 消毒された布片類・タオル並びにこれらを衛生的に収納できるもの
- (4) 外傷に対する救急措置に必要な薬品及び衛生材料
- (5) 手洗いに必要な石けん、消毒液等
- (6) 出張先で消毒を行う場合は、器具類を消毒する消毒薬及び消毒に必要な器材
- (7) ビニールなど不浸透性材料のシート
- (8) 毛髪等の廃棄物を入れる蓋付きの専用容器又は丈夫な袋

第6 出張理美容師に対する確認等の取扱い

1 所長は、山形市内で出張理美容を行おうとする理美容師に対し、出張理容・出張美容業務届により届出をさせること。

なお、既に届出済みの出張理美容師のうち所属理美容師であって、所属する理美容所を退職した場合（所属する理美容所を退職後、直ちに新たな理美容所に所属する場合であって、新たな所属理美容所の開設者の承諾を得られる場合を除く。）は、新たに届出が必要であること。

また、出張理美容を行おうとする理美容師が無所属理美容師である場合の届出の有効期間については、3年を超えない範囲とすること。

- 2 出張理美容を行おうとする理美容師が無所属理美容師である場合の初回の届出に際しては、次の事項を確認すること。ただし、2回目以降の届出については確認を省略することができる。

(1) 理容師又は美容師免許証（原本）

(2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病（*）の有無に関する医師の診断書（発行後3か月以内のもの）（（*）現在厚生労働大臣が指定する伝染性疾病はない）

- 3 出張理美容を行おうとする理美容師が所属理美容師（理美容所の開設者である理美容師を除く。）である場合は、当該所属理美容所の開設者から、当該理美容師が店舗の従業者であること、出張理美容の際に店舗の器具及び消毒設備の使用を承諾する旨の証明があるかを確認すること。

なお、所属理美容師であっても、当該所属理美容所の開設者から承諾を得ていない場合は、無所属理美容師と同様の取扱いとすること。

- 4 所長は、上記1により届出のあった出張理美容師が山形市外の理美容所に所属している場合又は無所属理美容師である場合は、当該出張理美容師に対し、必要に応じ衛生指導を行うとともに、出張業務に使用する携行品及び消毒設備の確認を行うこと。

- 5 所長は、上記1～4について確認したときは、当該出張理美容師に対し、次の区分により届出済証を交付し、出張営業中は携帯するよう指導すること。

(1) 所属理美容師である場合は、出張理容業務届出済証（所属理容師用）又は出張美容業務届出済証（所属美容師用）

(2) 無所属理美容師である場合は、出張理容業務届出済証（無所属理容師用）又は出張美容業務届出済証（無所属美容師用）

- 6 所長は、上記1により届出のあった出張理美容師に対し、当該届出事項に変更が生じた場合は、出張理容・出張美容業務届出事項変更届により変更届を提出させること。

ただし、所属理美容所に係る場合は、所属する理美容所を退職後、直ちに新たな理美容所に所属する場合であって、新たな所属理美容所の開設者の承諾を得られる場合のみとする。

なお、当該変更事項が届出済証の記載事項である場合は、新たに届出済証を交付するものとする。

- 7 所長は、上記1により届出のあった出張理美容師が次の返納事由に該当するときは、速やかに出張理容・出張美容業務届出済証返納届を提出させるとともに、届出済証を返納させること。

なお、届出済証の有効期限が満了したとき、又は上記1により届出のあった出張理美容師が次の返納事由に該当したときは、交付した届出済証は失効するものとする。

返納事由	届出の対象者
出張理美容を辞めた場合	所属理美容師
	無所属理美容師
所属理美容所を退職し、直ちに新たな理美容所に所属しない場合	所属理美容師

		理美容所に所属する場合 (所属理美容所の開設者から承諾を受けない場合を除く。)	無所属理美容師	8 上記5で交付した届出済証を出張理美容師が紛失した場合は、出張理容・出張美容業務届出済証再交付申請書を提出させ、新たな届出済証の交付を行うこと。 9 所長は、届出者に対し、第4に規定する出張理美容ができる場合に該当しない者に対して出張理美容を行うことは法律違反であることを周知すること。
--	--	--	---------	---

< 3. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされ、その後講習の受講が義務づけられている例 >

		理容	美容
埼玉県	条例	<p>○理容師法施行条例(平成12年条例第23号) (出張理容を行うことができる場合)</p> <p>第四条 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号。第六条第一項において「政令」という。)第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 付近に理容所のないへき地に出張して理容を行う場合</p> <p>二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二条第一号に規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して理容を行う場合</p> <p>三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、規則で定める場合 (出張理容を行う場合の衛生上必要な措置)</p> <p>第五条 法第六条の二ただし書の規定による理容所以外の場所における業(次条及び第七条において「出張理容」という。)を行う理容師が講ずべき法第九条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置 (出張理容を行う場合の届出)</p> <p>第六条 理容師は、出張理容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、政令第四条第二号又はこの条例第四条第三号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (出張理容に関する講習)</p> <p>第七条 前条第一項の規定による届出をした理容師(理容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張理容を</p>	<p>○美容師法施行条例(平成12年条例第24号) (出張美容を行うことができる場合)</p> <p>第四条 美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号。第六条第一項において「政令」という。)第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 付近に美容所のないへき地に出張して美容を行う場合</p> <p>二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二条第一号に規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して美容を行う場合</p> <p>三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、規則で定める場合 (出張美容を行う場合の衛生上必要な措置)</p> <p>第五条 法第七条ただし書の規定による美容所以外の場所における業(次条及び第七条において「出張美容」という。)を行う美容師が講ずべき法第八条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置 (出張美容を行う場合の届出)</p> <p>第六条 美容師は、出張美容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、政令第四条第二号又はこの条例第四条第三号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした美容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張美容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (出張美容に関する講習)</p> <p>第七条 前条第一項の規定による届出をした美容師(美容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張美容を</p>

		<p>行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。</p> <p>○理容師法施行細則(昭和 41 年規則第 12 号) (出張理容の届出) 第二条 理容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十三号。次項及び次条において「条例」という。)第六条第一項の規定による届出は、出張理容届を出張理容を行おうとする場所の所在地を管轄する保健所長(出張理容を複数の場所で行おうとする場合は、出張理容を行おうとする主たる場所の所在地を管轄する保健所長)に提出して行うものとする。 2 条例第六条第二項の規定による届出は、出張理容届出事項変更届又は出張理容廃業届を前項に規定する保健所長に提出して行うものとする。 (出張理容に関する講習) 第三条 条例第七条に規定する理容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習(以下この条において「講習」という。)を受けなければならない。 2 条例第七条に規定する理容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。 (様式) 第四条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 第二条第一項の出張理容届 様式第五号 六 第二条第二項の出張理容届出事項変更届 様式第六号 七 第二条第二項の出張理容廃業届 様式第七号 2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の理容所廃止届を提出して行うものとする。</p>	<p>行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。</p> <p>○美容師法施行細則(昭和 41 年規則第 13 号) (出張美容の届出) 第二条 美容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十四号。次項及び次条において「条例」という。)第六条第一項の規定による届出は、出張美容届を出張美容を行おうとする場所の所在地を管轄する保健所長(出張美容を複数の場所で行おうとする場合は、出張美容を行おうとする主たる場所の所在地を管轄する保健所長)に提出して行うものとする。 2 条例第六条第二項の規定による届出は、出張美容届出事項変更届又は出張美容廃業届を前項に規定する保健所長に提出して行うものとする。 (出張美容に関する講習) 第三条 条例第七条に規定する美容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習(以下この条において「講習」という。)を受けなければならない。 2 条例第七条に規定する美容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。 (様式) 第四条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 第二条第一項の出張美容届 様式第五号 六 第二条第二項の出張美容届出事項変更届 様式第六号 七 第二条第二項の出張美容廃業届 様式第七号 2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の美容所廃止届を提出して行うものとする。</p>
越谷市	条例	<p>○越谷市理容師法施行条例(平成 26 年条例第 88 号) (出張理容を行うことができる場合)</p>	<p>○越谷市美容師法施行条例(平成 26 年条例第 89 号) (出張美容を行うことができる場合)</p>

	<p>第 4 条 理容師法施行令(昭和 28 年政令第 232 号。以下「政令」という。)第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)第 2 条第 1 号の被収容者又は同条第 2 号の被留置者に対して理容を行う場合</p> <p>(2) 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 (出張理容を行う場合の衛生上必要な措置)</p> <p>第 5 条 法第 6 条の 2 ただし書の規定による理容所以外の場所における業(次条及び第 7 条において「出張理容」という。)を行う理容師が講ずべき法第 9 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、第 2 条に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める措置 (出張理容を行う場合の届出)</p> <p>第 6 条 理容師は、出張理容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第 4 条第 2 号又は政令第 4 条第 2 号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (出張理容に関する講習)</p> <p>第 7 条 前条第 1 項の規定による届出をした理容師(理容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張理容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための市長が指定する講習を受けなければならない。</p>	<p>第 4 条 美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号。以下「政令」という。)第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)第 2 条第 1 号の被収容者又は同条第 2 号の被留置者に対して美容を行う場合</p> <p>(2) 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 (出張美容を行う場合の衛生上必要な措置)</p> <p>第 5 条 法第 7 条ただし書の規定による美容所以外の場所における業(次条及び第 7 条において「出張美容」という。)を行う美容師が講ずべき法第 8 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、第 2 条に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める措置 (出張美容を行う場合の届出)</p> <p>第 6 条 美容師は、出張美容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第 4 条第 2 号又は政令第 4 条第 2 号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした美容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張美容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (出張美容に関する講習)</p> <p>第 7 条 前条第 1 項の規定による届出をした美容師(美容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張美容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための市長が指定する講習を受けなければならない。</p>
施行細則	<p>○越谷市理容師法施行細則(平成 27 年規則第 56 号) (出張理容の届出)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、出張理容届(第 8 号様式)により行うものとする。</p>	<p>○越谷市美容師法施行細則(平成 27 年規則第 73 号) (出張美容の届出)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、出張美容届(第 8 号様式)により行うものとする。</p>

	<p>(出張理容の届出に係る事項の変更の届出等)</p> <p>第 7 条 条例第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更の届出は、出張理容届出事項変更届(第 9 号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第 6 条第 2 項の規定による廃業の届出は、出張理容廃業届(第 10 号様式)により行うものとする。</p> <p>(出張理容に関する講習)</p> <p>第 8 条 条例第 7 条に規定する理容師は、届出をした日から 1 年以内に第 1 回の同条の規定による講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 条例第 7 条に規定する理容師は、第 1 回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年の期間ごとに講習を受けなければならない。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(出張美容の届出に係る事項の変更の届出等)</p> <p>第 7 条 条例第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更の届出は、出張美容届出事項変更届(第 9 号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第 6 条第 2 項の規定による廃業の届出は、出張美容廃業届(第 10 号様式)により行うものとする。</p> <p>(出張美容に関する講習)</p> <p>第 8 条 条例第 7 条に規定する美容師は、届出をした日から 1 年以内に第 1 回の同条の規定による講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 条例第 7 条に規定する美容師は、第 1 回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年の期間ごとに講習を受けなければならない。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
--	---	---

< 4. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって実施主体を理容所・美容所の開設者に限定している例 >

		理容	美容
沖縄県	条例	<p>○理容師法施行条例(平成12年条例第26号) (理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)</p> <p>第4条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第3号の条例で定める理容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>(1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して理容を行う場合</p> <p>(2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合</p> <p>(3) 理容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容を行う場合</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情により知事が承認した場合</p>	<p>○美容師法施行条例(平成12年条例第27号) (美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)</p> <p>第4条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の条例で定める美容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>(1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して美容を行う場合</p> <p>(2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合</p> <p>(3) 美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情により知事が承認した場合</p>
	施行細則	<p>○理容師法施行細則(平成10年規則第43号) (理容師出張業届)</p> <p>第8条 理容師は、法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとするときは、あらかじめ理容師出張業届(第11号様式)を知事に提出しなければならない。</p>	<p>○美容師法施行細則(平成10年規則第44号) (美容師出張業届)</p> <p>第8条 美容師は、法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとするときは、あらかじめ美容師出張業届(第11号様式)を知事に提出しなければならない。</p>
	要綱等	<p>○沖縄県出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱</p> <p>第2 実施主体</p> <p>条例第4条に定める場合の出張理容・出張美容については、携行品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の衛生措置の確保が必要であることから、その実施主体は、理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項又は美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項に基づき理容所又は美容所の開設の届出をし、理容師法第11条の2又は美容師法第12条の規定に基づき県知事等の検査を受け、使用することができることとされている理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。以下同じ。)を対象としていること。</p> <p>なお、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第1号及び第2号又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第1号及び第2号に定める出張理容・出張美容の実施主体についても、平成19年10月4日付け厚生労働省健康局長通知「出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱について」中、理容所又は美容所の開設者がふさわしいとしていることから、理容所又は美容所の開設者を対象として取り扱うこととする。</p>	

福井市	条例	<p>○福井市理容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例(平成 30 年 条例第 67 号)</p> <p>第 2 条 法第 9 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業中は常に清潔な作業衣を着用し、顔面の作業中はマスクを使用すること。 (2) 手及び指は、常に清潔にし、作業の前に客 1 人ごとに消毒又はせっけん等による洗浄を行うこと。 (3) 耳孔又は鼻孔の毛は、客の求めがないときは、そらないこと。 (4) 毛をそる際に用いるせっけんは、粉末又は液体にしたものを使用し、客 1 人ごとにこれを取り替えること。 (5) 理容所内に生じたくず毛又は汚物は、その都度清掃し、蓋の付いた毛髪箱又は汚物箱に入れること。 (6) 酒気を帯び、又は喫煙をしながら作業しないこと。 (7) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いるときは、清潔なものを使用し、作業後は客 1 人ごとに廃棄すること。 (8) 消毒薬は、適正な濃度を保つようにし、適時取り替えること。 (9) 機械、器具、化粧品又は薬品を使用するときは、使用前に十分にその安全性及び衛生面について点検し、使用中も注意を怠らず、客に害を及ぼすおそれがあるものは使用しないこと。 (10) 皮膚の疾患にかかっている客の作業を終えたときは、手及び指並びに器具、作業衣、布片その他作業に使用したものを速やかに消毒すること。 (11) 作業中は、理容所内を常に清掃し、並びに採光及び換気を十分に行うこと。 (12) <u>法第 6 条の 2 ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所において理容の業を行うときは、前各号に掲げる措置を講ずるほか、消毒用の器具及び消毒薬を携行すること。この場合において、第 5 号及び第 11 号の規定の適用については、第 5 号及び第 11 号中「理容所」とあるのは「理容の業を行う場所」とする。</u> <p>(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)</p> <p>第 4 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されて 	<p>○福井市美容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例(平成 30 年 条例第 75 号)</p> <p>第 2 条 法第 8 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業中は常に清潔な作業衣を着用し、顔面の作業中はマスクを使用すること。 (2) 手及び指は、常に清潔にし、作業の前に客 1 人ごとに消毒又はせっけん等による洗浄を行うこと。 (3) 美容所内に生じたくず毛又は汚物は、その都度清掃し、蓋の付いた毛髪箱又は汚物箱に入れること。 (4) 酒気を帯び、又は喫煙をしながら作業しないこと。 (5) 電気器具を用いた作業を行っているときは、客から離れないこと。 (6) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いるときは、清潔なものを使用し、作業後は客 1 人ごとに廃棄すること。 (7) 消毒薬は、適正な濃度を保つようにし、適時取り替えること。 (8) 機械、器具、化粧品又は薬品を使用するときは、使用前に十分にその安全性及び衛生面について点検し、使用中も注意を怠らず、客に害を及ぼすおそれがあるものは使用しないこと。 (9) 皮膚の疾患にかかっている客の作業を終えたときは、手及び指並びに器具、作業衣、布片その他作業に使用したものを速やかに消毒すること。 (10) 作業中は、美容所内を常に清掃し、並びに採光及び換気を十分に行うこと。 (11) <u>法第 7 条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所において美容の業を行うときは、前各号に掲げる措置を講ずるほか、消毒用の器具及び消毒薬を携行すること。この場合において、第 3 号及び前号の規定の適用については、これらの規定中「美容所」とあるのは「美容の業を行う場所」とする。</u> <p>(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)</p> <p>第 4 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されてい
-----	----	--	---

	<p>いる者に対し、理容の業を行う場合</p> <p>(2) 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、理容の業を行う場合</p> <p>(3) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、理容の業を行う場合</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、特別の理由により理容所以外の場所において理容の業を行う場合であって、市長がやむを得ないと認めるとき。</p> <p>2 理容師は、前項第 4 号の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない</p>	<p>る者に対し、美容の業を行う場合</p> <p>(2) 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、美容の業を行う場合</p> <p>(3) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、美容の業を行う場合</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、特別の理由により美容所以外の場所において美容の業を行う場合であって、市長がやむを得ないと認めるとき。</p> <p>2 美容師は、前項第 4 号の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p>
施行細則	<p>○福井市理容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例施行規則(平成 31 年規則第 53 号)</p> <p>(理容所以外の場所で業務を行おうとする場合の承認の申請)</p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 2 項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、理容師出張営業承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に対し、理容師出張営業承認書(様式第 2 号)を交付するものとする。</p>	<p>○福井市美容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例施行規則(平成 31 年規則第 68 号)</p> <p>(美容所以外の場所で業務を行おうとする場合の承認の申請)</p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 2 項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、美容師出張営業承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に対し、美容師出張営業承認書(様式第 2 号)を交付するものとする。</p>
要綱等	<p>○福井市理容師法・美容師法事務処理・監視指導マニュアル</p> <p>第 6 出張営業</p> <p>(1)出張営業</p> <p>理(美)容所以外の場所で、理(美)容業を行うことができる場合は次のとおりであり、<u>衛生確保の観点から、理(美)容所の開設者(理(美)容所に所属する理(美)容師を含む。)</u>に限定して認めるものとする。</p>	

< 5. その他（社会福祉施設等では設置要件が緩和されている例） >

		理容	美容
東京都	条例	<p>○理容師法施行条例(平成12年条例第38号) (理容所について講ずべき措置)</p> <p>第三条 法第十二条第四号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 理容の業務を行う一作業室の床面積は、十三平方メートル以上であること。</p> <p>二 一作業室に置くことができる理容いすの数は、一作業室の床面積が十三平方メートルの場合は三台までとし、三台を超えて置く場合の床面積は、十三平方メートルに理容いす一台を増すごとに四・九平方メートルを加えた面積以上とすること。</p> <p>三 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p> <p>四 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。</p> <p>五 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。</p> <p>(理容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第四条 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)第四条第三号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 山間部等における理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合</p> <p>二 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</p> <p>三 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 (社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例)</p> <p>第五条 <u>東京都規則で定める社会福祉施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第三条に規定する措置に適合する理容所に来ることが困難な者(以下「利用困難者」という。)</u>に対して専ら理容の業務を行う理容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、<u>同条第一号及び第二号に規定する措置に代えて、理容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。</u></p>	<p>○美容師法施行条例(平成12年条例第39号) (美容所について講ずべき措置)</p> <p>第三条 法第十三条第四号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 美容の業務を行う一作業室の床面積は、十三平方メートル以上であること。</p> <p>二 一作業室に置くことができる美容いすの数は、一作業室の床面積が十三平方メートルの場合は六台までとし、六台を超えて置く場合の床面積は、十三平方メートルに美容いす一台を増すごとに三平方メートルを加えた面積以上とすること。</p> <p>三 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p> <p>四 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。</p> <p>五 美容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。</p> <p>(美容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第四条 美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号)第四条第三号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 山間部等における美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合</p> <p>二 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</p> <p>三 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 (社会福祉施設等に美容所を開設する場合の特例)</p> <p>第五条 <u>東京都規則で定める社会福祉施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第三条に規定する措置に適合する美容所に来ることが困難な者(以下「利用困難者」という。)</u>に対して専ら美容の業務を行う美容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、<u>同条第一号及び第二号に規定する措置に代えて、美容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。</u></p>

<p>施行細則</p>	<p>○理容師法施行細則(昭和33年規則第56号) (社会福祉施設等)</p> <p>第四条 理容師法施行条例(平成十二年東京都条例第三十八号)第五条の東京都規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。)</p> <p>二 障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p> <p>三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設</p> <p>五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム</p> <p>六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>七 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設</p> <p>八 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院</p> <p>九 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の</p>	<p>○美容師法施行細則(昭和33年規則第57号) (社会福祉施設等)</p> <p>第四条 美容師法施行条例(平成十二年東京都条例第三十九号)第五条の東京都規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。)</p> <p>二 障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p> <p>三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設</p> <p>五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム</p> <p>六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>七 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設</p> <p>八 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院</p> <p>九 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の</p>
-------------	--	--

		入所者その他これと同程度の状態にある者に理容の業を提供する目的で使用するもの	入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの
足立区	条例	<p>○足立区理容師法施行条例(平成 24 年条例第 17 号) (理容所について講ずべき措置)</p> <p>第3条 法第 12 条第4号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理容の業務を行う1作業室の床面積は、13 平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 1作業室に置くことができる理容椅子の数は、1作業室の床面積が 13 平方メートルの場合は3台までとし、3台を超えて置く場合の床面積は、13 平方メートルに理容椅子1台を増すごとに 4.9 平方メートルを加えた面積以上とすること。</p> <p>(3) 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p> <p>(4) 消毒済の器具及び未消毒の器具の保管場所を備えること。</p> <p>(5) 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。</p> <p>(理容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</p> <p>(2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</p> <p>(社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例)</p> <p>第5条 規則で定める社会福祉施設等において身体の障がい、疾病その他の理由により、第3条に規定する措置に適合する理容所に来ることが困難な者(以下「利用困難者」という。)に対して専ら理容の業務を行う理容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第1号及び第2号に規定する措置に代えて、理容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。</p>	<p>○足立区美容師法施行条例(平成 24 年条例第 18 号) (美容所について講ずべき措置)</p> <p>第3条 法第 13 条第4号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 美容の業務を行う1作業室の床面積は、13 平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 1作業室に置くことができる美容椅子の数は、1作業室の床面積が 13 平方メートルの場合は6台までとし、6台を超えて置く場合の床面積は、13 平方メートルに美容椅子1台を増すごとに3平方メートルを加えた面積以上とすること。</p> <p>(3) 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p> <p>(4) 消毒済の器具及び未消毒の器具の保管場所を備えること。</p> <p>(5) 美容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。</p> <p>(美容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</p> <p>(2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</p> <p>(社会福祉施設等に美容所を開設する場合の特例)</p> <p>第5条 規則で定める社会福祉施設等において身体の障がい、疾病その他の理由により、第3条に規定する措置に適合する美容所に来ることが困難な者(以下「利用困難者」という。)に対して専ら美容の業務を行う美容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第1号及び第2号に規定する措置に代えて、美容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。</p>
	施行細則	<p>○足立区理容師法施行細則(昭和 50 年規則第 27 号) (社会福祉施設等)</p>	<p>○足立区美容師法施行細則(昭和 50 年規則第 26 号) (社会福祉施設等)</p>

	<p>第5条 条例第5条の規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第26項に規定する地域活動支援センター及び同条第27項に規定する福祉ホーム</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター</p> <p>(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第7条第1項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設</p> <p>(8) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院</p> <p>(9) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に理容の業を提供する目的で使用するもの</p>	<p>第5条 条例第5条の規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第26項に規定する地域活動支援センター及び同条第27項に規定する福祉ホーム</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター</p> <p>(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第7条第1項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設</p> <p>(8) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院</p> <p>(9) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの</p>
--	---	---

令和2年度 クリーニング師研修の受講者数（実績）

令和3年3月31日

都道府県名	29年度				30年度				令和元年度				令和2年度					参考			
			うち2型				うち2型				うち2型		特管(外数)		対平成29年度増減	増減率(%)	第10クール 受講率(%)				
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人							
1 北海道	6	208	2	41	6	234	2	55	5	170	2	64	6	225	2	101		17	8.2	36.6	
2 青森県	4	91	1	30	5	119	1	15	2	64	1	32	2	83	1	59	1	-8	-8.8	38.8	
3 岩手県	5	43	1	4	4	143	1	42	4	70	1	13	5	33	1	5		-10	-23.3	70.1	
4 宮城県	5	95	1	9	5	89	1	12	5	72	1	10	4	89	2	38		-6	-6.3	47.0	
5 秋田県	3	79			3	106			3	82			4	81	1	13		2	2.5	56.3	
6 山形県	2	86			3	84			2	68			1	104	1	104		18	20.9	51.9	
7 福島県	1	37			1	59			2	115			1	30	1	30		-7	-18.9	33.9	
8 茨城県	4	213			3	132			3	119			4	147				-66	-31.0	49.0	
9 栃木県	2	88			3	117			2	69			3	107	1	16		19	21.6	37.3	
10 群馬県	2	83			2	72			2	59			1	66	1	66		-17	-20.5	27.2	
11 埼玉県	3	103			3	263			3	166			3	112				9	8.7	29.7	
12 千葉県	7	256			7	289			7	187	1	7	7	191	1	42		-65	-25.4	40.0	
13 東京都	7	295	1	2	11	615	1	1	8	296	1	0	4	151	2	86	1	19	-144	-48.8	20.2
14 神奈川県	5	342	1	37	5	318	1	36	5	230	1	28	5	274	1	111		-68	-19.9	30.0	
15 新潟県	7	215	1	3	7	209	2	37	8	176	2	38	3	167	1	101		-48	-22.3	54.7	
16 富山県	1	56			2	81	1	12	2	59	1	18	1	80	1	80		24	42.9	60.3	
17 石川県	2	31			1	80			1	21			2	55				24	77.4	35.1	
18 福井県	2	59			3	42	2	1	3	33	2	0	2	50	2	50		-9	-15.3	42.1	
19 山梨県	1	54			1	52			1	30			2	56	1	3		2	3.7	36.2	
20 長野県	5	80	1	8	5	112	1	8	5	116	1	15	4	74	1	48		-6	-7.5	37.2	
21 岐阜県	3	106			3	120			3	96			3	94				-12	-11.3	39.9	
22 静岡県	3	336			3	220			1	103			4	219				-117	-34.8	39.5	
23 愛知県	6	162	1	8	11	537	1	10	6	175	1	9	6	139	2	43	1	8	-23	-14.2	39.9
24 三重県	3	80			2	46			2	70			1	82	1	82		2	2.5	32.5	
25 滋賀県	2	36	1	14	2	43	1	8	2	25	1	9	2	29	1	17		-7	-19.4	38.8	
26 京都府	2	139	1	71	2	140	1	64	1	95	1	95	2	128	1	79		-11	-7.9	38.0	
27 大阪府	3	170			3	113			3	117			3	111				-59	-34.7	14.0	
28 兵庫県	7	218			8	259			5	149			7	177				-41	-18.8	36.6	
29 奈良県	1	30			1	33			2	37	1	11	2	20	1	12		-10	-33.3	36.7	
30 和歌山県	2	58			3	71			1	48			2	57				-1	-1.7	63.6	
31 鳥取県	1	36			1	34			1	47			2	35	1	7		-1	-2.8	51.0	
32 島根県	3	52	1	15	3	42	1	12	3	34	1	11	3	47	1	25		-5	-9.6	47.0	
33 岡山県	1	57			1	85			1	86			1	36				-21	-36.8	42.3	
34 広島県	3	105			3	104			3	91			3	86				-19	-18.1	36.5	
35 山口県	1	62			1	38			1	53			1	51				-11	-17.7	48.5	
36 徳島県	1	38			1	22			1	14			1	34				-4	-10.5	29.5	
37 香川県	2	52			2	47			2	37			1	39				-13	-25.0	44.8	
38 愛媛県	1	43			1	60			1	44			1	39	1	39		-4	-9.3	29.1	
39 高知県	2	23	1	16	2	38	1	19	2	41	1	31	1	29	1	29		6	26.1	44.0	
40 福岡県	4	116			4	134			4	120			1	155	1	155		39	33.6	27.6	
41 佐賀県	1	10			1	27			4	106	2	21	2	11	1	6		1	10.0	49.0	
42 長崎県	2	85	1	60	3	73	1	43	3	81	1	44	2	79	1	57	1	6	-6	-7.1	49.1
43 熊本県	3	88	1	24	5	104	2	11	3	41	1	14	3	68	1	40		-20	-22.7	28.5	
44 大分県	3	43	1	4	2	24	1	8	3	39	1	9	1	46	1	46		3	7.0	34.2	
45 宮崎県	2	66	1	12	2	43	1	13	2	68	1	18	1	43	1	43		-23	-34.8	41.8	
46 鹿児島県	4	119	2	49	4	130	1	40	3	79	1	27	3	97	1	65	1	2	-22	-18.5	52.2
47 沖縄県	2	63	1	24	1	34	1	34	1	20	1	20	2	32	1	20		-31	-49.2	39.3	
計	142	4,907	21	431	155	5,837	25	481	137	4,118	28	544	125	4,158	39	1,718	5	36	-749	-15.3	34.8

注: 全国生活衛生営業指導センター調べ

令和2年度 業務従事者講習の受講者数（実績）

令和3年3月31日

都道府県名	29年度				30年度				令和元年度				令和2年度				参考		
			うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		対平成29年度増減 増減数	増減率(%)	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人			
1 北海道	6	201	2	66	6	189	2	78	5	272	2	161	6	199	2	116	-2	-1.0	
2 青森県	4	79	1	65	5	60	1	23	2	31	1	23	2	68	1	61	-11	-13.9	
3 岩手県	5	44	1	15	4	41	1	6	4	74	1	23	5	42	1	16	-2	-4.5	
4 宮城県	5	142	1	16	5	166	1	28	5	130	1	18	4	128	2	63	-14	-9.9	
5 秋田県	3	46	1	12	3	51	1	5	3	31	1	6	3	24	1	16	-22	-47.8	
6 山形県	3	79			3	105			3	78			1	87	1	87	8	10.1	
7 福島県	1	33			1	64			2	85			1	40	1	40	7	21.2	
8 茨城県	2	107			3	100			3	93			2	45			-62	-57.9	
9 栃木県	2	56			3	126			2	48			3	50	1	18	-6	-10.7	
10 群馬県	2	56			2	34			2	61			1	43	1	43	-13	-23.2	
11 埼玉県	3	164			3	169			3	175			3	117			-47	-28.7	
12 千葉県	6	298			6	308			7	310	1	22	7	232	1	67	-66	-22.1	
13 東京都	13	866	1	3	13	915	1	3	12	767	1	2	11	729	2	420	-137	-15.8	
14 神奈川県	5	486	1	102	5	491	1	84	5	447	1	92	5	454	1	265	-32	-6.6	
15 新潟県	7	162	1	4	7	181	2	28	8	181	2	42	3	149	1	120	-13	-8.0	
16 富山県	2	19	1	0	2	42	1	5	2	4	1	2	1	10	1	10	-9	-47.4	
17 石川県	1	7	1	7	1	29	1	29	1	16	1	16	1	10	1	10	3	42.9	
18 福井県	2	1	2	1	2	3	2	3	2	3	2	3	2	4	2	4	3	300.0	
19 山梨県	1	11			1	15			1	16			1	6	1	6	-5	-45.5	
20 長野県	5	158	1	31	5	159	1	32	5	172	1	32	4	160	1	130	2	1.3	
21 岐阜県	1	21	1	21	1	44	1	44	1	23	1	23	1	19	1	19	-2	-9.5	
22 静岡県	3	160			3	133			3	129			3	97			-63	-39.4	
23 愛知県	6	232	1	6	7	337	1	20	6	215	1	26	6	178	2	89	-54	-23.3	
24 三重県	1	56	1	56	1	46	1	46	1	71	1	71	1	59	1	59	3	5.4	
25 滋賀県	2	24	1	12	2	43	1	15	2	31	1	22	2	27	1	15	3	12.5	
26 京都府	2	116	1	75	2	108	1	49	2	112	1	54	2	144	1	106	28	24.1	
27 大阪府	2	85	1	30	2	143	1	92	2	146	1	80	2	96	1	48	11	12.9	
28 兵庫県	6	216			4	102			5	196			6	185			-31	-14.4	
29 奈良県	2	21	1	14	1	19	1	19	1	7	1	7	1	12	1	12	-9	-42.9	
30 和歌山県	1	28	1	28	1	6	1	6	1	7	1	7	1	34	1	34	6	21.4	
31 鳥取県	2	48	1	39	2	50	1	34	2	61	1	41	2	45	1	34	-3	-6.3	
32 島根県	2	57	1	31	2	62	1	30	2	49	1	35	2	43	1	36	-14	-24.6	
33 岡山県	1	21			1	29			1	40			1	12			-9	-42.9	
34 広島県	1	53	1	53	1	61	1	61	1	70	1	70	1	69	1	69	16	30.2	
35 山口県	1	33			1	38			1	42			1	32			-1	-3.0	
36 徳島県	1	63			1	38			1	5			1	43			-20	-31.7	
37 香川県	1	47	1	47	1	36	1	36	1	43	1	43	1	34	1	34	-13	-27.7	
38 愛媛県	1	62			1	48			1	50			1	45	1	45	-17	-27.4	
39 高知県	1	18	1	18	1	37	1	37	1	12	1	12	1	19	1	19	1	5.6	
40 福岡県	3	112			3	142			2	117			1	148	1	148	36	32.1	
41 佐賀県					2	40												-	-
42 長崎県	1	7	1	7	1	1	1	1	1	9	1	9	1	15	1	15	8	114.3	
43 熊本県	2	76	1	40	2	57	1	23	2	55	1	36	2	71	1	46	-5	-6.6	
44 大分県	1	11	1	11	1	12	1	12	1	8	1	8	1	13	1	13	2	18.2	
45 宮崎県	2	39	1	9	2	40	1	5	2	32	1	8	1	12	1	12	-27	-69.2	
46 鹿児島県	4	31	2	7	4	30	1	3	3	24	1	1	3	18	1	18	-13	-41.9	
47 沖縄県	1	2	1	2	1	34	1	34	1	84	1	84	1	31	1	31	29	1,450.0	
計	129	4,654	34	828	131	4,984	34	891	124	4,632	35	1,079	112	4,098	44	2,394	-556	-11.9	

注：全国生活衛生営業指導センター調べ

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「クリーニング師研修等」という。）は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が主催者として都道府県知事の指定を受け、公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に委託し実施しているところである。

クリーニング師研修等の実施については、貴職をはじめ管下保健所に受講勧奨等のご尽力をいただいているところであるが、依然として受講率の低下が課題であり、クリーニング業における衛生水準の確保等が懸念されつつある。

クリーニング師研修等は法令に基づき3年を超えない期間ごとの受講が義務とされており、対象となる者を適切に受講させるためには、研修受講予定者名簿の精緻化を図り、全国指導センター及び都道府県指導センターと連携して的確かつ効果的に受講勧奨を進めていく必要がある。

また、近年の受講者の高齢化等も踏まえ、会場に来ることが困難である者に対する第2型研修及び講習の活用も積極的に進めていく必要がある。

そのため、都道府県におかれては、

- （1）クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備（免許証返納の確実な反映等）
- （2）都道府県指導センターへの情報提供（登録番号、氏名、住所等）
- （3）第2型研修及び講習も含めた受講勧奨

等について実施いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、（2）の情報提供については氏名等の個人情報が含まれるものではあるが、個人情報の関係条例等の適用にあたっては本事業の趣旨、目的並びに情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。

事務連絡
令和2年6月10日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

クリーニング師試験及びクリーニング師研修等に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について

新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進すること等が求められています。

については、感染拡大防止等を図りつつ、クリーニング師試験、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下、「研修等」という。）が適切に実施されるよう、下記の事項についてご対応をお願いいたします。

なお、本事務連絡は公益財団法人全国生活衛生営業指導センターにも送付していることを申し添えます。

記

第1 クリーニング師試験について

1. 感染防止対策の一層の実施

感染拡大防止等を一層図るため、随時、最新の情報を入手し、受験者、試験委員、事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染することを防止するための措置を講じること。

都道府県知事により新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第1項又は第2項等に基づく要請が行われた場合は、担当部局と連携の上、要請の対象となる受験者に対して受験の必要性を慎重に検討するよう呼びかけを行う等、その要請内容を踏まえた適切な措置を講じること。

2. 試験事務の実施に係る事務の円滑な運営の確保等

試験委員、事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における試験の実施に係る事務の継続的な運営の確保や、試験の実施に影響がある場合等における受験者への円滑な連絡の確保について対応を整理するとともに、試験の実施会場について感染症のまん延時における使用の可否をあらかじめ確認しておくなど、試験事務の円滑な運営のため必要な措置を講じること。

第2 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習について

1. 感染防止対策の一層の実施

研修等の実施にあたっては、感染拡大防止等を一層図るため、随時、最新の情報を入手し、受講者、講師及び事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染することを防止するための措置を講じること。

都道府県知事により新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第1項又は第2項等に基づく要請が行われた場合には、必要に応じて要請対象の場所における研修等を延期・中止する等、担当部局と連携の上、その要請内容を踏まえた適切な措置を講じること。

また、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（平成31年2月28日付け薬生衛0228第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、第2型研修及び講習の活用も積極的に進めることを求めているところであるため、引き続き対応を願いたい。

2. 研修等の実施に係る事務の円滑な運営の確保等

講師、事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における研修等の実施に係る事務の継続的な運営の確保や、要請等を踏まえ研修等を中止又は延期する等の場合における受講者への円滑な連絡の確保について対応を整理するとともに、研修等の実施会場について感染症のまん延時における使用の可否をあらかじめ確認しておくほか、研修等を中止又は延期することがある旨を予め受講者に周知するなど、研修等の実施に係る事務の円滑な運営のため必要な措置を講じること。

3. その他

クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）の規定に基づき、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等は、3年を超えない期間ごとの受講が求められているが、研修等が中止となった場合等のやむを得ない事由がある場合は一定の猶予を与えることとして差し支えないこと。

なお、研修等の実施については、別添のとおり、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターより各都道府県生活衛生営業指導センター宛て、「クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」が示されていることを申し添える。

クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施における 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

令和2年6月10日
(公財) 全国生活衛生営業指導センター

都道府県知事の指定を受けて全国生活衛生営業指導センターが実施するクリーニング師研修及び業務従事者講習（以下「研修等」という。）を各都道府県生活衛生営業指導センターによって各地で開催する際には、次に示す新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染防止対策を講ずることとする。

特に、① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、② 密集場所（多くの人々が密集している）、③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3条件（いわゆる「3つの密」）のある場で感染を拡大させるリスクが高いと考えられているため、これらを回避して感染防止を徹底すること。

1. 会場確保

研修等の会場確保に際しては、開催地域における感染症のまん延状況、研修等の関係者が感染した場合等における会場利用の可否を含む会場側の対応及び協力（会場側の感染予防措置、換気状況、配席間隔、注意・案内表示機能等の確認、調整等）について事前に十分確認、準備すること（不測の事態に備える。）。

2. 感染防止措置

(1) 受講者への事前周知

受講申込者へ受講票を送付する際、次の留意事項を周知すること。

- 研修等の当日までに発熱、咳、咽頭痛等の症状が確認された場合は受講参加を辞退いただくこと（この場合、第2型（通信制）による受講が可能であること。）。
- 会場においてはマスクを着用すること。
- 感染が疑われる場合は受講（入室）できないこと（入室した場合は退場いただくこと。）。

(2) 会場側（管理者）と開催責任者による感染防止措置の実施・確認

- ① 研修等会場の出入口にアルコール擦式手指消毒液を設置し、手指消毒、マスク着用を促すこと。
- ② 会場は適切に換気すること（換気設備がない場合は、二方向の窓を30分に1回以上、開放する。）。
- ③ 受講者の席は、できるだけ2m（最低1m）の間隔を確保すること。
- ④ 講師と受講者の席は、2m以上の間隔を確保すること。

(3) 受付・入場における確認

- ① 受講者の受付に際しては、本人に発熱、咳、咽頭痛等の症状の有無を確認し、症状がある場合には受講参加を辞退するよう要請すること。この場合、可能であれば第2型（通信制）による受講を勧めること。
- ② 受講参加者には、マスク着用、アルコール擦式手指消毒液による手指消毒を促すこと（休憩時間等においても手洗い又は手指消毒するよう促すこと。）。
- ③ 感染が疑われる受講生が入室した場合は、速やかに会場外へ移動させること。
- ④ 会場内における密着、近距離の会話（私語）は避けること。
- ⑤ 研修等の前に行うオリエンテーションにおいて前述①～④を周知すること。

(4) 講師及び開催事務局従事者の対応

- ① 研修等の会場においてはマスクを着用すること。
- ② 手洗い、手指消毒を励行すること。
- ③ 受講者との接触、対面・近距離の会話を極力減らすこと。

3. 感染が拡大した場合の対応

開催地域における感染症の拡大が研修等の実施計画段階を上回り、研修等を中止する場合は、第2型（通信制）による受講に変更するなどの措置を講じること。

生活衛生関係営業におけるデジタル化推進事業

令和3年度補正予算：2.0億円（事業は翌年度実施）

1 事業目的

政府が推進するデジタル化施策や、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、社会全体で様々な場面でデジタル化・DX(デジタル・トランスフォーメーション)が進む中、中小・零細規模の多い生衛業者は対応出来ていないのが現状である。今後、国内外や多くの企業・公的機関で一層のデジタル化が進む中で、生衛業者がその大きな流れから取り残されていくことは、生衛業の健全な発展にとって大きな支障になると考えられる。一方、生衛業者が自力でデジタル化・DXの知見や見識を習得することは難しいため、生活衛生営業指導センターと民間コンサルタント業者が連携し、生衛業者がデジタル化を進めるために必要な知識やノウハウの修得をサポートし、業種毎のモデル事業の実施、ノウハウの開発、好事例の普及を図る。

2 事業概要

○生活衛生関係営業におけるデジタル化

(例) AI・ICTを活用した事業展開

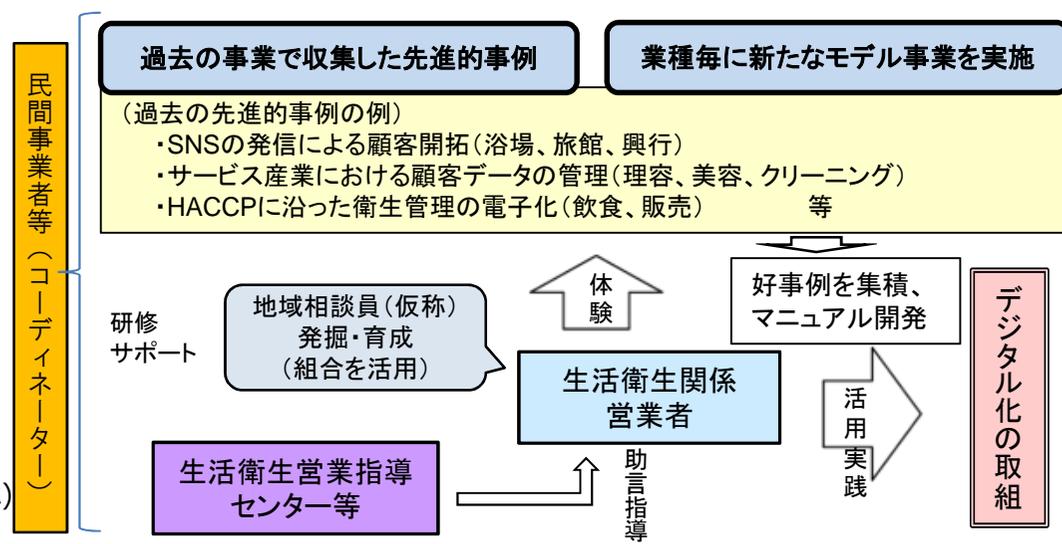
- ・会計管理、顧客管理、衛生管理のデジタル化
- ・顧客開拓への活用
- ・通信手段のデジタル化
- ・公的申請の電子化に対応

○先進的事例の体験・活用・実践

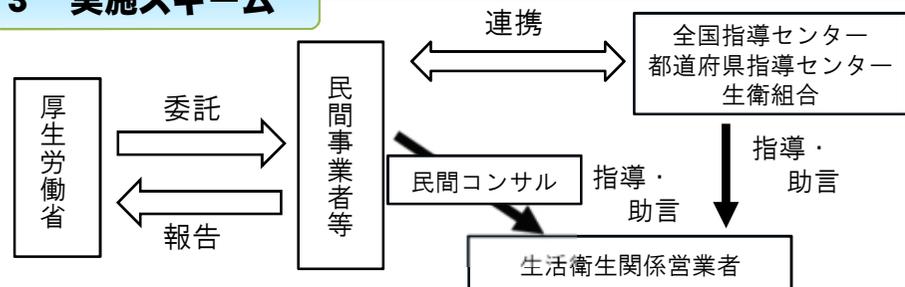
- 1：生産性向上推進事業で収集した先進的事例の迫体験
- 2：先進的事例を活用した自営業のデジタル化計画
(指導センター、中小企業診断士の指導・助言)
- 3：公的助成制度等を利用し、自営業におけるデジタル化の実践

○地域におけるデジタル化の地域相談員（仮称）の発掘と育成

地域や各組合で先進的にデジタル化を進める地域相談員（仮称）を育成し、地域のデジタル化に助言等を実施



3 実施スキーム



「経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太の方針2021)」 (令和3年6月18日閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～
3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開～
(2)活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出
感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。
(中略) 中小企業によるデジタル等の無形資産投資、(中略)等により中小企業の規模拡大を支援する。

生活衛生同業組合活動推進月間について

1.趣旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」(以下「月間」という。)を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

2.活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

3.主催

(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

4.後援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

5.重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③ 生活衛生同業組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進

標準営業約款制度について



全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク



1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

○クリーニング業(昭和58年3月26日認可)	1,568店舗(クリーニング所1,465店舗・取次店103店舗)		
○理容業(昭和59年10月18日認可)	19,820店舗	○美容業(昭和59年10月18日認可)	9,928店舗
○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可)	288店舗	○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可)	225店舗

(注)現在、5業種で設定。店舗数は、令和3年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。

振興指針・振興計画について（第38回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料（R4.1.28）より）

振興指針について

1. 振興指針の作成（法第五十六条の二第一項、第三項）

厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる。
振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。

2. 振興指針にて定める事項（法第五十六条の二第二項）

- (1) 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
- (2) 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
- (3) 従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項

3. 審議会への諮問（法第五十八条第二項）

厚生労働大臣は、振興指針の設定をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

振興計画について

1. 振興計画の作成（法第五十六条の三第一項、施行令第九条第一項）

組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興計画」という。）作成し、振興指針に適合しているかなどについて都道府県知事の認定を受けることができる。

2. 振興計画の記載事項（法第五十六条の三第二項）

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3. 実施状況の報告（法第五十六条の三第四項）

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

【振興計画認定状況】

※ 令和3年3月時点

業種	認定件数	業種	認定件数
飲食店営業(すし店)	39	氷雪販売業	5
飲食店営業(めん類)	23	理容業	47
飲食店営業(中華)	22	美容業	47
飲食店営業(社交)	36	興業場営業	29
飲食店営業(料理)	28	旅館業	47
飲食店営業(一般飲食)	36	簡易宿舎	3
喫茶店営業	24	一般公衆浴場業	25
食鳥肉販売業	15	クリーニング業	47
食肉販売業	44	合計	520

【振興計画策定による資金面での優遇など】

1. 資金の確保について（法第五十六条の四）

日本政策金融公庫において、営業の振興のために必要な資金として、振興計画認定組合の組合員を対象とする設備資金及び運転資金を通常より低減された利率にて貸付を実施している。

2. 減価償却の特例（法第五十六条の五）

振興計画の認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

令和3年度審議状況及び今後のスケジュール (第38回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料 (R4.1.28) より)

令和4年1月28日(金) 第38回生活衛生適正化分科会

- ・ 振興指針改正方針にかかる課題の整理
- ・ 今後のスケジュールについて共有

令和4年度秋頃

第39回生活衛生適正化分科会

- ・ 業界からの現状に係るヒアリング
- ・ 振興指針改正方針について検討

令和4年度冬頃

第40回生活衛生適正化分科会

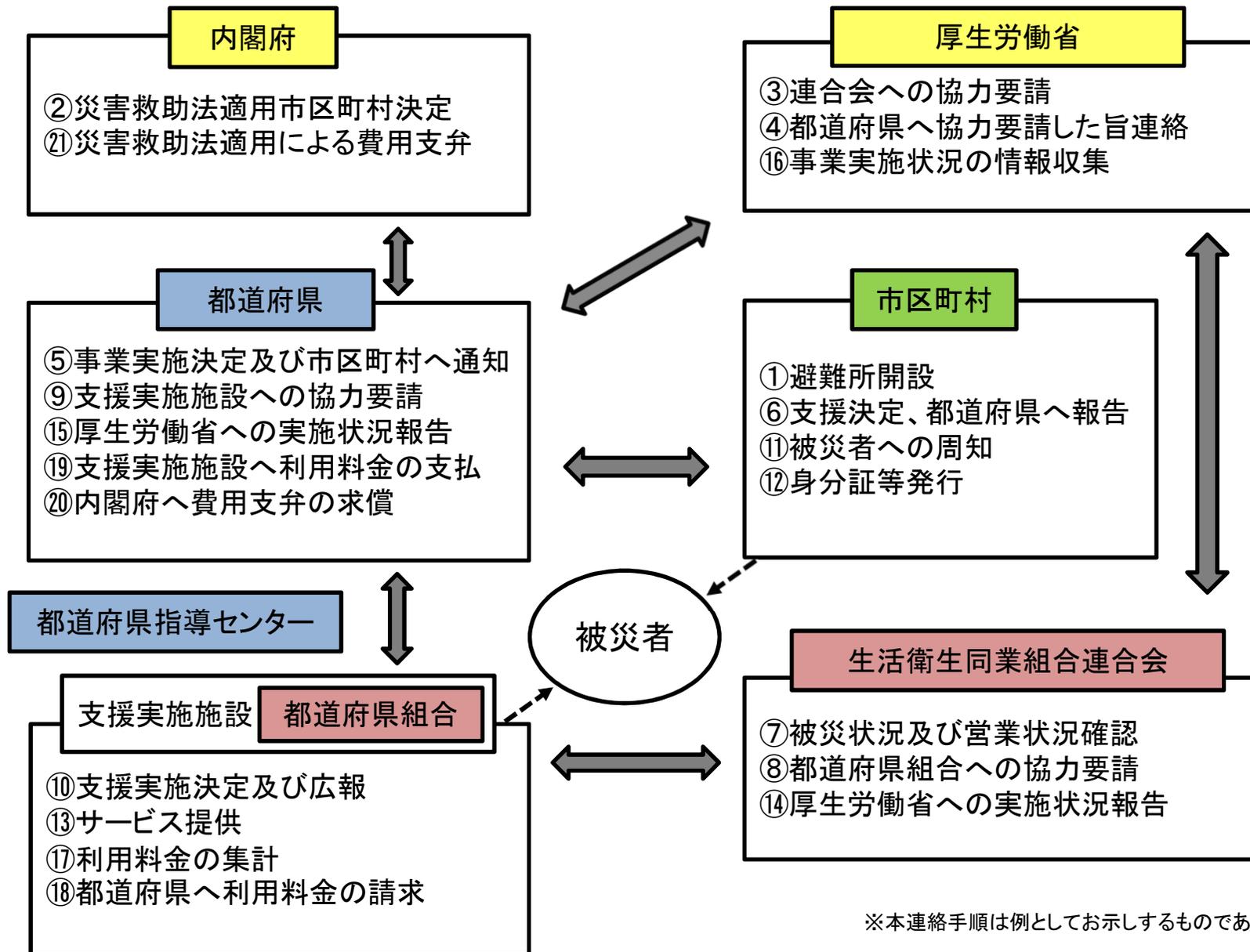
- ・ 振興指針改正案について検討

令和5年4月 振興指針の改正

今後の改正スケジュール



災害発生時における支援連絡体制例について



事務連絡
令和3年7月16日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）が本年6月1日に完全施行され、併せて行われた営業許可業種の再編により、一部の営業許可で可能な営業の範囲が拡大され、旧法下では2種類の営業許可が必要とされた営業が、新法下においては1種類の許可で営業が可能となる場合があります。

一方、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）では生活衛生同業組合員の要件として、第2条第1号に「飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの又は同法第57条第1項の規定による届出をして営むもの」（以下「組合員要件」という。）と規定されています。

このため、申請者が営もうとしている営業が、組合員要件の業種の許可が不要な飲食店（生衛法第2条第1項第1号に規定される「喫茶店」を含む。）又は食肉販売に係る営業であっても、申請者が組合員要件を満たすことを目的として、追加的に飲食店営業又は食肉販売業の許可取得を希望し、営業施設が施設基準に合うと認められるときは、生衛法が生活衛生関係の営業の振興等を通じた衛生水準の向上を趣旨とすることを踏まえ、食品衛生法第55条第2項の規定に基づき、対応いただきますようよろしく申し上げます。

以上

各
都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長
殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
公布について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第347号。以下「改正政令」という。)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第199号。以下「改正省令」という。)が令和3年12月24日に別添のとおり公布されました。

改正の趣旨等については下記のとおりですので、これらについて十分御了知の上、その施行に遺憾のないようお願いするとともに、関係機関等に対する周知方お願いします。

記

第1 改正の趣旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)第4条第1項では、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「特定建築物維持管理権原者」という。)は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)第2条で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という。)に従って、当該特定建築物の維持管理をしなければならないとされている。また、法第6条第1項では、特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第5条で定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者(以下「管理技術者」という。)を選任しなければならないこととされている。

今回の改正は、厚生労働省が令和2年12月に設置した「建築物衛生管理に関する検

討会」における議論を踏まえ、本年7月にとりまとめた「建築物衛生管理に関する検討会報告書」(以下「検討会報告書」という。)の内容に基づき、

- ・ 国際基準等に基づき見直すことが適当とされた建築物環境衛生管理基準の一部を見直すとともに、
- ・ ICTの進展等を踏まえ、管理技術者の選任に関する事項等について見直すものであること。

第2 改正の概要

1 政令関係

- (1) 居室における一酸化炭素の含有率の基準の見直し(改正政令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(以下「政令」という。)第2条第1号イ関係)

建築物環境衛生管理基準のうち、居室における一酸化炭素の含有率の基準について「100万分の10以下」から「100万分の6以下」に見直すとともに、近年の大気中における一酸化炭素の含有率が改善していること等から、特別の事情がある建築物に係る規定を削除することとしたこと。

- (2) 居室における温度の基準の見直し(政令第2条第1号イ関係)

建築物環境衛生管理基準のうち、居室における温度の低温側の基準を「17度」から「18度」に見直すこととしたこと。

2 省令関係

- (1) 一酸化炭素の含有率の特例について(改正省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第2条関係)

1(1)の特別の事情がある建築物に係る政令の規定の削除に伴い、規則第2条を削除することとしたこと。

- (2) 建築物環境衛生管理技術者の選任について(規則第5条関係)

検討会報告書において、「ICTの進展等により、特定建築物の相互の距離や空気調和設備等の類似性、特定建築物維持管理権原者の同一性等は特定建築物の維持管理に大きな影響を与えないことが確認されたことから、現在の兼任の可否を判断する基準となっている、特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積、構造設備、特定建築物維持管理権原者の同一性については、削除することが適当である」とされたこと等を踏まえ、

- ① 一の特定建築物の管理技術者が同時に他の特定建築物の管理技術者とならないようにしなければならないことを原則とする規定及び二以上の特定建築物について一定の要件の下で管理技術者を兼ねることを認める規定について削除することとしたこと。

- ② 管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることについて、特定建築物所有者等は、
- ア 選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと
 - イ 選任時のみならず、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても、アと同様の確認を行うこと
 - ウ ア及びイの確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならないこと
- について、新たに規定したこと。

(3) 帳簿書類について(規則第20条関係)

法第10条において、特定建築物所有者等は、特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならないこととされているところ、(2)②ア及びイによる確認の結果(ウの特定建築物維持管理権原者への意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。)を記載した書面を備えておかなければならないこととしたこと。なお、当該書面の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条及び第4条並びに厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)第3条及び別表第一並びに第5条及び別表第二の規定により、規則第20条第1項の規定により特定建築物所有者等が備えておくこととされているその他の帳簿書類と同様に、書面による作成及び保存に代えて電磁的記録による作成及び保存を行うことが可能であること。

第3 施行期日について

改正政令及び改正省令は、令和4年4月1日から施行すること。

第4 その他

- 1 改正省令の施行に伴い、「建築物環境衛生管理技術者の選任について」(平成14年3月26日付け健発第0326015号厚生労働省健康局長通知)は、令和4年3月31日をもって廃止することとする。
- 2 改正省令を踏まえた管理技術者の選任の取扱い等に係る詳細については、追って示す予定であること。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百四十七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イの表中「百万分の十（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値）」を「百万分の六」に、「十七度」を「十八度」に改める。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第百九十九号
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する省令（令和三年政令第三百四十七号）の施行に伴い、並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第六条第一項及び第十條の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日
 厚生労働大臣 後藤 茂之

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 削除</p> <p>第五条 (略) (建築物環境衛生管理技術者の選任)</p> <p>2 特定建築物所有者等は、前項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねるときには、当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、特定建築物所有者等が現に選任している建築物環境衛生管理技術者が、新たに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねようとする場合について準用する。</p> <p>4 特定建築物所有者等は、第二項（前項において準用する場合を含む。第二十条第一項第三号において同じ。）の規定による確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならない。 (帳簿書類)</p> <p>第二十条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第五条第二項の規定による確認の結果（同条第四項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面</p> <p>四 (略)</p> <p>2 前項第一号及び第四号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。</p>	<p>(一酸化炭素の含有率の特例)</p> <p>第二条 令第二条第一号イの表の第二号の厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物は、大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十をこえるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物とし、同号の厚生労働省令で定める数値は、百万分の二十とする。</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者の選任)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の選任を行なうに当たつては、一の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならない。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、令第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の状況等から一人の建築物環境衛生管理技術者が当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項第一号及び第三号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。</p>

附 則
 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

Q&A 一覧

- Q1 管理技術者の選任に関する規定を改正するに至った背景はなにか。..... 1
- Q2 管理技術者の業務とは、具体的にどういったものが該当するのか。..... 2
- Q3 「業務の遂行に支障がない」とは、どういう状況をいうのか。..... 3
- Q4 「業務の遂行に支障がない」と言うことができない事例を、具体的に示してほしい。.... 4
- Q5 特定建築物所有者等が選任する管理技術者が複数の特定建築物の管理技術者を兼任することとなっても「業務の遂行に支障がないことを確認」する手順について、具体的に示してほしい。..... 4
- Q6 「業務の遂行に支障がないことを確認」する主体はだれか。また、いつ確認する必要があるのか。..... 5
- Q7 維持管理権原者の意見を聴く場合、どのような意見を聴取すればよいのかを具体的に示してほしい。..... 5
- Q8 「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果を記載した書面は、いつ作成が必要となり、どのような項目を記載すればよいか。またこの書面の保管方法と保存期限を示してほしい。..... 5
- Q9 今回の制度改正以前から、二棟以上の特定建築物を兼任している管理技術者についても、「業務の遂行に支障がないことを確認」した書面を作成する必要があるのか。..... 6
- Q10 一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数に上限はあるのか。..... 6
- Q11 同時に二以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことについて、管理技術者を選任する時点で保健所による確認は行われるのか。..... 7
- Q12 一人の管理技術者が複数の特定建築物を兼任した後、いずれかの特定建築物の維持管理状況に問題が発生した場合、どのような対応が必要になるのか。..... 7

Q1 管理技術者の選任に関する規定を改正するに至った背景はなにか。

A1 従前は、特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)は、建築物環境衛生管理技術者(以下「管理技術者」という。)の選任に当たって、原則として、一人の管理技術者は同時に二以上の特定建築物の管理技術者にならないようにしなければならないこととしていた。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、特定用途に供される部分の延べ面積、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「維持管理権原者」という。)が同一である場合など、一人の管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者となってもその職務の遂行に当たって特に支障がないときは、管理技術者を兼任することが認められていた。

今般、建築物衛生管理に関する検討会報告書(令和3年7月公表。以下「報告書」という。)において、「ICTの進展等により、特定建築物の相互の距離や空気調和設備等の類似性、維持管理権原者の同一性等は特定建築物の維持管理に大きな影響を与えないことが確認されたことから、現在の兼任の可否を判断する基準となっている、特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積、構造設備、維持管理権原者の同一性については、削除することが適当である」とされたことを踏まえ、

- ・ 一人の管理技術者が同時に他の特定建築物の管理技術者にならないという原則
- ・ 二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることができる場合を限定的に認める規定について削除し、その代わりに、
- ・ 特定建築物所有者等は、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなる時、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと
- ・ 特定建築物所有者等は、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても同様に、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと

を新たに規定したものである。

Q2 管理技術者の業務とは、具体的にどういったものが該当するのか。

A2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)第6条第1項において、特定建築物所有者等は、特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、管理技術者を選任しなければならないと規定しており、その監督の範囲は、「管理基準に従って維持管理がなされているかどうかのほか、照明その他当該特定建築物の環境衛生上の維持管理に関することがらが含まれること。」(昭和46年3月11日環衛第44号厚生省環境衛生局長通知)とされている。

以上を踏まえ、管理技術者の業務を具体的に示すと、以下のとおりである。なお、これらの業務は代表的なものを列挙したものであり、特定建築物の用途等に応じて、追加の業務も考えられる。また、特定建築物所有者等は管理技術者に対し、これらの業務を行うために必要な権原を与えることが求められる。

① 管理計画の策定、立案への参画

- ・法令、技術的な根拠、特定建築物の特性、使用者・利用者の要望等も踏まえた上で、日常及び定期(週間・月間・年間など)の計画を策定する。
- ・保全管理業務部門が策定する中長期の改修・設備の更新計画立案に参画する。

② 業務実施の監督と実態の把握

- ・管理計画に基づいた業務の進行管理と監督、建築物環境の実態や特性などを把握する。
- ・設備管理業務や清掃・衛生管理業務等を専門業者に委託している場合は、当該専門業者との緊密な連絡・協力体制を構築する。
- ・保健所が実施する立入検査等に立ち会う。

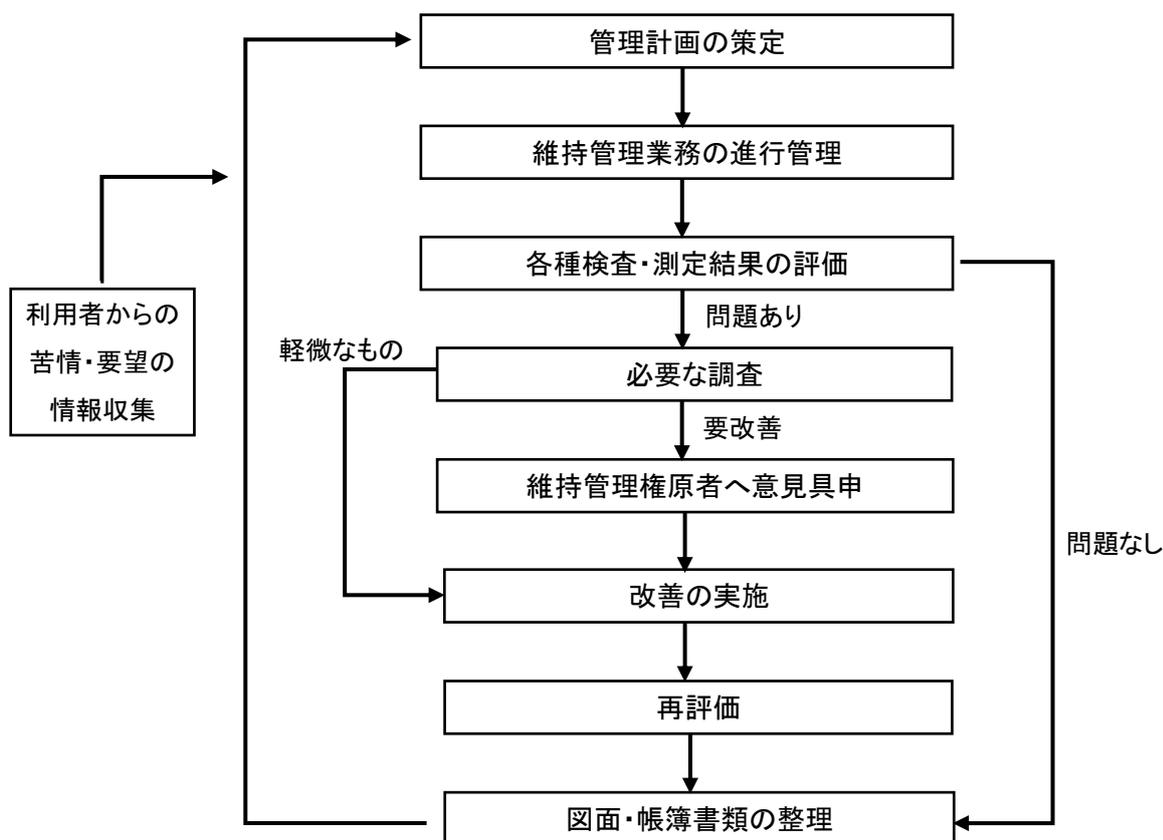
③ 測定、検査、点検等による環境状況の把握と改善

- ・空気環境や飲料水の水質などの測定や検査、各種の設備点検結果について、法令で定める基準等を満たしているかの確認、判断及び評価を行い、問題が生じている場合、原因の特定を行う。
- ・原因が特定された場合は、改善策の企画立案を行い、必要に応じて、維持管理権原者等へ意見を申し出る。
- ・改善が終了した後は、改善確認の測定・検査を行い、問題点が改善したことを確認し、結果を維持管理権原者等に報告する。

④ 帳簿書類、設備に関する図面等の整備

- ・年間管理計画や定期的実施する空気環境測定結果等の整理及び保存等を行う。

(参考)建築物環境衛生管理技術者の業務フロー



Q3 「業務の遂行に支障がない」とは、どういう状況をいうのか。

A3 管理技術者の業務はQ2のとおりであり、「業務の遂行に支障がない」とは、特定建築物所有者等から管理技術者に対し、これらの業務を行うために必要な権原が付与され、かつ管理技術者がこれらの業務を確実に遂行することにより、当該特定建築物が建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されている状況をいう。

なお、報告書において、「職務の遂行に支障がない」とは、建築物環境衛生管理基準に従って特定建築物の維持管理をしていることを意味する。よって、例えば空気環境の調整が建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されていない特定建築物の管理技術者は、「職務の遂行に支障がない」とはいえず、同時に他の特定建築物を兼務することは適当ではない。」とされているので、参考とされたい。

Q4 「業務の遂行に支障がない」と言うことができない事例を、具体的に示してほしい。

A4 例えば、以下のような場合が想定されるが、これに限らず、Q3に記載した状況が確認出来ない場合は、「業務の遂行に支障がない」と言うことはできないと考えられる。

- ・ ある特定建築物の管理技術者に選任されようとする者が既に別の特定建築物の管理技術者に選任されている場合であって、当該者が、既に管理技術者に選任されている特定建築物が、建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されていない場合
- ・ ある特定建築物の管理技術者に選任されようとする者が既に別の特定建築物の管理技術者に選任されている場合であって、当該者が、既に管理技術者として選任されている特定建築物の特定建築物所有者等から常駐を求められており、新たに別の特定建築物の管理技術者として従事する時間が確保できない場合
- ・ 管理技術者がビルメンテナンス会社と雇用契約を締結しており、既に選任されている特定建築物の特定建築物所有者等から常駐を求められていないものの、管理技術者以外の業務に従事する時間、当該管理技術者の所定労働時間等を勘案すると、新たに別の特定建築物の管理技術者として従事する時間が確保できないと考えられる場合
- ・ ある特定建築物の管理技術者として選任されている者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任しようとしている場合であって、新たに当該者を管理技術者として選任しようとする特定建築物所有者等から既に当該者を管理技術者として選任している特定建築物所有者等に対し、管理技術者として従事する時間が妥当であると判断するために必要な情報(住所、用途、構造設備、延べ面積、建築物衛生管理に関するICT等の導入状況等)が示されない場合

Q5 特定建築物所有者等が選任する管理技術者が複数の特定建築物の管理技術者を兼任することとなっても「業務の遂行に支障がないことを確認」する手順について、具体的に示してほしい。

A5

- ・ 既に他の特定建築物の管理技術者に選任されている者を自らの特定建築物の管理技術者に選任しようとする場合など、選任しようとする者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者となる時
- ・ 既に選任している管理技術者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任しようとする時

は、それぞれの特定建築物所有者等において、それぞれの特定建築物の維持管理について「業務の遂行に支障がないことを確認」する必要があるが、具体的な確認方法として

は、例えば、別紙1の手順に従うことが考えられる。

Q6 「業務の遂行に支障がないことを確認」する主体はだれか。また、いつ確認する必要があるのか。

A6 管理技術者を選任する義務を負う者は特定建築物所有者等であることから、「業務の遂行に支障がないことを確認」する主体は特定建築物所有者等である。また、「業務の遂行に支障がないこと」の確認は、

- ・新たに管理技術者として選任しようとする者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなる時
- ・既に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任することとなる時

のいずれの場合にも行う必要がある。このため、特定建築物所有者等は、管理技術者から兼任についての申し出を待つのではなく、管理技術者に対し、定期的に兼任状況に変更がない旨を確認することが望ましい。

Q7 維持管理権原者の意見を聴く場合、どのような意見を聴取すればよいのかを具体的に示してほしい。

A7 新たに選任されようとする特定建築物と現在選任されている特定建築物との相互の距離、それぞれの用途、構造設備、延べ面積、建築物衛生管理に関するICT等の導入状況、それぞれの特定建築物における管理技術者として従事する時間、現在選任されている特定建築物の直近の維持管理状況(保健所の指摘等の有無等)等を勘案し、二以上の特定建築物の管理技術者として、業務の遂行に支障がないか等について、維持管理権原者の意見を聴取することが考えられる。

Q8 「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果を記載した書面は、いつ作成が必要となり、どのような項目を記載すればよいか。またこの書面の保管方法と保存期限を示してほしい。

A8 Q6のとおり、特定建築物所有者等は、

- ・新たに管理技術者として選任しようとする者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなる時、
- ・既に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任することとなる時

のそれぞれのタイミングにおいて、「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果を記載した書面を作成・保存する必要があり、当該書面には以下(1)から(7)の項目を記載することが望ましい(別紙2の様式例を参照)。なお、当該書面は、当該管理技術者を選任して

いる間は保管する必要がある、また、他の帳簿書類と同様、紙媒体に限らず電磁的記録に保存することも差し支えない。また、当該書面の保管する際には、Q5において、当該管理技術者を選任している(選任しようとする)他の特定建築物所有者等から提供される書面を添付したうえで保管することが望ましい。

(1) 特定建築物所有者等の氏名

(2) 書面を作成した年月日

(3) 管理技術者の氏名、住所及び免状番号

(4) 選任される特定建築物の名称、所在場所、選任される年月日

(5) 選任される特定建築物ごとの管理技術者として従事する時間(当該特定建築物への移動時間も含む。)

(※ 当該時間は、それぞれの特定建築物の用途、構造設備、延べ面積、建築物衛生管理に関するICT等の導入状況等を勘案して妥当であるかを判断すること。)

(6) 管理技術者以外の業務がある場合は当該業務に従事する時間

(7) 特定建築物所有者等以外に維持管理権原者がある場合は、当該維持管理権原者の氏名及び意見を聴取した年月日

(※維持管理権原者の意見は本書面とは別に作成し、必ず本書面と一緒に保存すること。)

Q9 今回の制度改正以前から、二棟以上の特定建築物を兼任している管理技術者についても、「業務の遂行に支障がないことを確認」した書面を作成する必要があるのか。

A9 今回の制度改正以前においては、二棟以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、特定用途に供される部分の延べ面積、維持管理権原者が同一である場合など、一人の管理技術者が二棟以上の特定建築物の管理技術者となってもその職務の遂行に当たって特に支障がないときは、管理技術者を兼任することが認められていたものであることから、今回の改正に伴って「業務の遂行に支障がないことを確認」した書面を改めて作成する必要はないが、選任している管理技術者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとする場合には、当該書面を作成することとなる。

Q10 一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数に上限はあるのか。

A10 当該管理技術者を選任している(選任しようとする)特定建築物所有者等が、それぞれの特定建築物の維持管理について当該管理技術者が「業務の遂行に支障がないことを確認」できる場合は、一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数の制限はないが、Q3に記載した状況を担保できる棟数を超える特定建築物の管理技術者を兼任することは適当ではない。特定建築物所有者等(特定建築物所有者等以外に維持管理権原者がある場合は、当該維持管理権原者)は、法第4条第1項において、建築物環境衛生管

理基準に従って特定建築物の維持管理をしなければならないこととされていることを踏まえ、一人の管理技術者がQ3に記載した状況を担保できる棟数を超過して兼任することのないよう、注意する必要がある。

Q11 同時に二以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことについて、管理技術者を選任する時点で保健所による確認は行われるのか。

A11 Q6のとおり、管理技術者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことを確認する主体は特定建築物所有者等であるが、特定建築物所有者等は、法第5条に基づく都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては市長又は区長。以下同じ。)への届出において、当該特定建築物の管理技術者が他の特定建築物を兼任している場合は、当該特定建築物の名称及び所在地について届け出る必要がある。

また、Q8のとおり、特定建築物所有者等は、管理技術者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことの確認結果を記載した書面を備えておくことが必要となり、都道府県知事は、特定建築物への立入検査等を行う場合には、当該書面のほか、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ等の防除の状況(測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。)を記載した帳簿書類等も確認したうえで、当該特定建築物について環境衛生上必要な指導等を行うこととなる。

Q12 一人の管理技術者が複数の特定建築物を兼任した後、いずれかの特定建築物の維持管理状況に問題が発生した場合、どのような対応が必要になるのか。

A12 管理技術者が二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなった後、当該管理技術者が選任されている特定建築物において環境衛生上の問題が発生した場合は、当該管理技術者の業務の遂行に支障が生じている可能性があり、管理技術者の職務が「特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督」することであることに鑑みれば、引き続き当該二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することは適当ではないと考えられ、保健所の指摘等に適切に御対応いただくことになる。

ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ

外国人材受入れの必要性

ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移している。感染症の影響により令和2年度には人手不足状況が改善したものの、経済活動が再開すれば、再び人材の確保が困難になることが想定される。

※ビル・建物清掃員の人数：約80万人(平成27年国勢調査)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移	2.64	2.95	3.03	2.91	2.05
特定建築物の推移(件)	45,251	45,679	46,210	46,756	47,273

ビルクリーニング分野特定技能の概要

○対象となる業務：建築物内部の清掃（※住宅の専有部分は除く。）

○特定技能1号外国人に必要な技能水準及び日本語能力水準等： ※ビルクリーニング職種の技能実習2号修了者は、①、②のいずれも免除。

① 技能水準：

多数の者が利用する建築物の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであること。

試験の名称「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」（試験機関は(公社)全国ビルメンテナンス協会）

② 日本語能力水準：

ある程度日常会話ができ生活に支障がない程度の能力を有することを、国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)により評価

○受入れ見込み数：最大37,000人を向こう5年間（令和5年度まで）の最大値として運用（※14分野合計では最大345,150人）

特定技能の施行状況

ビルクリーニング分野特定技能協議会を平成31年4月23日に設置（制度の趣旨の周知、大都市圏その他特定地域への集中防止策等について、協議等を行うもの）。特定技能所属機関は本協議会の構成員となり、厚生労働省等が行う調査又は指導に対し必要な協力を行う。また、特定技能所属機関以外を構成員とする運営委員会を定期的に開催。

【令和4年2月9日現在】協議会構成員:133事業者、特定技能外国人:399名(ベトナム235人、フィリピン46人、インドネシア42人、その他76人)

<技能試験実施状況>

受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率	国内試験		国外試験	
			受験者(人)	合格者(人)	受験者(人)	合格者(人)
2,002	1,503	75.1%	1,385	1,045	617	458

※ 国外試験は、ミャンマー、フィリピン及びカンボジアで開催した実績がある。感染症の影響を踏まえつつ、他の国においても、試験実施環境が整った国から試験実施を検討する。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの概要

- 各発注者（ビルメンテナンス業務※を発注する国、特殊法人等及び地方公共団体）がビルメンテナンス業務に関する発注関係事務を適切に実施するために、①維持管理計画策定、②業務発注準備、③入札契約、④業務実施、⑤業務完了後の各段階で、取り組む事項についてとりまとめたもの。

※ 主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理その他の維持管理に関する業務

- 各発注者は本ガイドラインを参考にしつつ、発注関係事務を行う。

①維持管理計画
策定段階

②業務発注準備
段階

③入札契約段階

④業務実施段階

⑤業務完了後
段階

- 業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
 - 現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成
 - 適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定
 - ・ 事業主が納付義務を負う健康保険料等を予定価格の積算に反映
 - ・ **最新の労務単価を適切に反映※**する。
 - ・ 最新の業務実態や最低賃金額の上昇額等の地域特性等を踏まえて**積算基準を見直す※**
 - ・ **年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算の確保の検討**
- ※ 建築保全業務労務単価及び建築保全業務積算基準を参考資料として明記

- 適切な発注時期の設定

- 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
 - ・ **低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**
 - ・ 入札に参加しようとする者に対し、最低賃金に係る制度等について周知
 - ・ 人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際、**適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れること等を検討**
- 業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- 競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等
- 入札不調・不落時の見積りの活用等
- 公正性・透明性の確保、不正行為の排除

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

各 都道府県衛生主管部（局） 御中
都道府県民生主管部（局）
（墓地埋葬行政担当・生活保護行政担当）

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
厚生労働省社会・援護局保護課

身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について

標記については、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）において、次のとおりとされたところです。

- ・ 「市町村（特別区を含む。以下同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、（中略）市町村が、相続財産管理制度（民法 952 条）又は弁済供託制度（民法 494 条）を活用して遺留金銭等処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。」

今般、同対応方針を踏まえ、当省及び法務省において、別添のとおり「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」を作成したので、執務の参考として活用いただくとともに、管内市町村に対する周知をお願いします。

なお、同手引の作成に先立ち、昨年7月、市町村長が行う火葬等に要した費用を遺留金等により充当する事務に関する調査を実施したところですが、今般、その結果を参考資料のとおり取りまとめたので、合わせて送付します。

事務連絡
令和3年6月14日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の 火葬等に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

他方で、火葬場において、御遺族等が御遺体に立ち会えずお見送りをすることができなかつた、御遺骨の拾骨をすることができなかつたといった報道も一部に見られます。

ガイドラインでは、遺体においては飛沫感染のおそれはないため、接触感染に注意することとなるところ、WHOのガイダンス（2020年3月24日版）も踏まえ、接触感染に対しては、手指衛生を徹底し、ガイドラインを踏まえた取扱いを行うことで、十分に感染のコントロールが可能としています（御遺体が非透過性納体袋に適切に收容され、かつ適切に管理されていれば、御遺体からの感染リスクは極めて低くなるなど。ガイドライン第1章）。

また、特に、100℃を超える温度にさらされたウイルスは失活することから、遺骨から感染することはなく、拾骨時の遺骨に関する感染対策は必要ないこと、火葬場従事者の方は、通常どおりの拾骨に関する業務を行うことをお示しています（ガイドライン第2章2-8）。

葬儀等においては、一般的な感染対策を行った上で、御遺族等のお気持ちに最大限寄り添った対応を行うことが求められていますので、改めて、これらの内容及び趣旨を御確認の上、貴管内の火葬場における状況を御確認いただくとともに、関係機関に対して一層の周知をいただきますよう、お願いいたします。

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管（部）局 火葬行政担当 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症により亡くなったことが疑われる方について、墓地埋葬法第3条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条第3項に基づき24時間内に火葬又は埋葬する許可（以下「24時間内の許可」という。）を判断する場合における死亡時の状況の確認等について

標記については、近時、問合せが多く寄せられているところ、今般、下記のとおりQ&Aをとりまとめましたので、ご留意いただくとともに、貴管下の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。なお、本事務連絡の発出については、健康局結核感染症課と協議済みです。

記

Q 死亡診断書において、「直接死因若しくはその原因、直接には死因に関係しないが直接死因となる傷病経過に影響を及ぼした傷病名等、又はその他特に付言すべきことがら」に「新型コロナウイルス感染症」が記載されている場合には、どのような手順で24時間内の許可を判断することになりますか。

A 24時間内の許可は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する観点から二次感染の防止等のために行われるものであるため、その判断に当たっては、新型コロナウイルス感染症に罹患していた死亡者が死亡時にどのような状況にあったかを的確に把握する必要があります。

このため、死亡診断書のみならず、当該死亡診断書を作成した医療機関に対し当該患者の感染性の有無等について確認した上で判断することになります。

（参考条文）

○ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年五月三十一日法律四十八号）

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

第三十条 （略）

2 （略）

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある死体は、二十四時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

○ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）

第一条 ……埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を……提出しなければならない。

一～三 （略）

四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）

別記様式第四号

第 号死体火葬許可証

死 因	「一類感染症等」「その他」
-----	---------------

平成 年 月 日

市町村長

（注）死因欄中第一条第四号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。
そうでないときは、「その他」に○印を附すること。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

第六条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一・二 （略）

三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

四 （略）

8～24 （略）

事務連絡
令和4年1月17日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管(部)局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

オミクロン株の更なる流行に備えた事業継続方法の検討について

火葬行政関連業務につきましては、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

他方で、最近のオミクロン株の流行を踏まえ、内閣官房からは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に則り、業務継続計画の着実な実行を求められているところです。

上記基本的対処方針三(10)3)④では、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。」とされており、火葬場も当該不可欠な業務を行う事業者と位置付けられているところ、業務継続計画を点検願います。

併せて、更なるオミクロン株の流行があった場合にも事業の継続を図ることができるように、広域的な対応や、災害時に職員が不足した場合の対応に準じた対応等の検討をお願いいたします。

事務連絡
令和4年2月7日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

オミクロン株の感染流行に対応した広域火葬計画の整備について

火葬行政関連業務については、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

他方で、今般のオミクロン株の感染力の高さは各方面から指摘されているところであり、死亡者数も再び全国的に増加している状況にあります。

火葬場については、国民生活・国民経済の安定確保に特に不可欠な業務を行う事業者であることから、先月17日に事業継続方法の検討を依頼する事務連絡を発出したところですが、その後、各都道府県における対応状況を聴取したところ、新型インフルエンザ等の感染症のまん延時においても、災害発生時と同様に、広域火葬計画に則った形で要員の派遣要請及び受入を行うことが非常に重要となると考えられます。

このことは、死亡者数の増加に対応した広域火葬体制の整備という点でも同様であり、各都道府県におかれては、緊急の事態に対応できるよう、広域火葬計画を改めてご確認いただき、必要に応じて、下記広域火葬計画を参考に規定の整備を行っていただくようお願いいたします。

(参考)

- ・神奈川県広域火葬計画

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/26245/875534.pdf>

- ・千葉県広域火葬計画

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/koushuueisei/bochi/documents/keikaku.pdf>

事務連絡
令和4年2月28日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

墓地、埋葬等に関する法律第9条の適正な運用について

墓地・火葬場に係る業務の遂行に当たっては、日々様々な問題が発生する中、墓地、埋葬等に関する法律の適切な運用に努めていただいていることと存じます。厚く御礼申し上げます。

他方で、一部自治体では、引取者のない御遺体について、長期間にわたって埋葬又は火葬がなされず、葬儀業者に御遺体が保管されていたとの監査報告が公表されています（※）。

墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項では「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」と規定されており、また、同法第1条では「この法律は・・・火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」と規定されています。

これらの規定の趣旨からすれば、御遺体の尊厳に対する配慮を失することのないよう、身元不明の御遺体については、できるだけ早期に死亡地の自治体において相続人調査や御遺体の引取者の確認を行い、引取者がいないことが確定した場合には、埋葬又は火葬を行う必要があります。

改めて、貴管内における状況を御確認いただくとともに、関係機関に対して一層の周知をいただきますよう、お願いいたします。

（※）以下のような事例が見受けられて、長期間にわたって御遺体が葬儀業者に保管されていたとの監査報告が公表されています。

- ① 相続人調査や相続人への連絡の結果、葬儀を執行することとなったが、それ以降の葬儀に向けた事務処理が適切に行われず、長期間にわたって葬儀が執行されていなかった事例
- ② 相続人調査や相続人への連絡を開始していたものの、調査や連絡を継続せず、長期間にわたって葬儀を執行する者が決まっていなかった事例
- ③ 相続人調査が開始されておらず、長期間にわたって葬儀を執行する者が決まっていなかった事例

（参照元）

https://www.city.nagoya.jp/kansa/cmsfiles/contents/0000149/149206/04kohyo01_01_kuyakusyo.pdf